

第4期みやぎ建設産業振興プラン 中間案

はじめに	P 1
1 趣旨	
2 位置付け	
3 計画期間	
4 推進体制	
第1章 本県の建設産業を取り巻く現状	P 2
第1節 社会環境の現状	P 2
1 宮城県の将来の人口	
2 県内総生産の推移	
3 自然災害の発生状況	
4 社会資本の状況	
第2節 建設産業の現状	P 6
1 建設投資額と建設業許可業者数	
2 建設業の経営状況（売上高経常利益率、自己資本比率、倒産件数）	
3 建設業就業者等の現状 （年齢構成、将来の就業者予測、就業環境、入職・採用状況、離職状況、 建設業に対するイメージ、外国人労働者）	
4 建設企業の現状（ICT導入、事業承継）	
第3節 第三次・担い手3法の成立等	P 21
1 第三次・担い手3法の成立	
2 i-construction2.0～建設現場のオートメーション化～の取組	
3 「地域建設産業のあり方検討委員会」報告書（令和6年3月）	
第2章 第3期みやぎ建設産業振興プランの検証（取組項目・目標指標）	P 24
第3章 現状の考察と課題の整理	P 49
第4章 基本理念及び基本目標	P 53
第1節 基本理念	P 53
第2節 基本目標	P 54
第3節 持続可能な開発目標（SDGs）との関係	P 56
第5章 各基本目標を推進する施策	P 57
第1節 施策体系	P 57
第2節 基本目標1「担い手の確保・育成」を推進する施策	P 58
第3節 基本目標2「生産性の向上」を推進する施策	P 66
第4節 基本目標3「経営の安定・強化」を推進する施策	P 71
第5節 基本目標4「地域力の強化」を推進する施策	P 76
第6章 数値目標及び進行管理	P 80
第1節 基本目標ごとの数値目標	P 80
第2節 進行管理	P 88
資料編	（準備中）

はじめに

1 趣 旨

本県の建設産業は、就業者数の 10.0%、県内総生産の 8.3%を占め、本県の雇用や経済を支える産業であるとともに、社会資本の整備や維持管理の担い手として、また、激甚化・頻発化する自然災害や特定家畜伝染病の防疫措置への対応に最前線で当たるなど、県民が安全で安心できる生活を営む上で必要不可欠な「地域の守り手」として重要な役割を果たしている。

しかし、東日本大震災（平成 23（2011）年 3 月）による復旧・復興需要の拡大と収束、令和元（2019）年末からのコロナ禍による経済の停滞、令和 4（2022）年 2 月のロシアのウクライナ侵攻を契機とした資材・燃料費の高騰など、建設産業を取り巻く社会情勢は急激に変化し、建設企業の経営状況は厳しさを増している。

とりわけ、全国的な人口減少・少子高齢化の進行に伴い、建設産業においても就業者の高齢化や若手技術者・技能者の減少など担い手不足がより深刻化しており、地域の建設産業の持続性をいかに確保するかが喫緊の課題となっている。

このような中、国においては、令和 6（2024）年に時間外労働上限規制の建設業への適用が開始したほか、「第三次・担い手 3 法」が成立し、働き方改革促進による就労者の長時間労働の是正や待遇改善の実施による担い手確保、「i-Construction2.0」による ICT などのデジタル技術を活用した建設現場の生産性向上（省人化）、地域建設業等の維持に向けた環境整備など、上記の課題を踏まえた対応力強化の取組を進めている。

今般、以上を踏まえ、「産・学・官」が連携し、地域の建設産業が将来にわたって持続的にその役割を全うできるよう体系的に支援していくため、「第 4 期みやぎ建設産業振興プラン」（以下「本プラン」という。）を策定するものである。

2 位置付け

本プランは、県政運営の基本的な指針となる総合計画「新・宮城の将来ビジョン」（以下「新・ビジョン」という。）と、その分野別計画の「宮城県土木・建築行政推進計画（2021～2030）」（以下「推進計画」という。）を上位計画とする、「本県の建設産業の振興に係る個別計画」である。

3 計画期間

令和 7（2025）年度から令和 9（2027）年度までの 3 年間とする。

4 推進体制

本プランの推進のため、建設業団体と行政機関等の委員で構成する「みやぎ建設産業振興プラン推進会議」を設置し、目標指標の達成状況や施策に関わる動向等を共有し、PDCA サイクルのもと、本プランの進行管理を行うものとする。

〈本プランにおける言葉の使い方〉

「建設業」は、建設業法の定義のとおり元請、下請そのほか名義を問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

「建設企業」は、建設業を営む事業者をいう。

「建設産業」は、調査・設計・施工・維持管理を含む土木や建築などの工事を行う産業（生業・仕事）をいう。

第1章 本県の建設産業を取り巻く現状

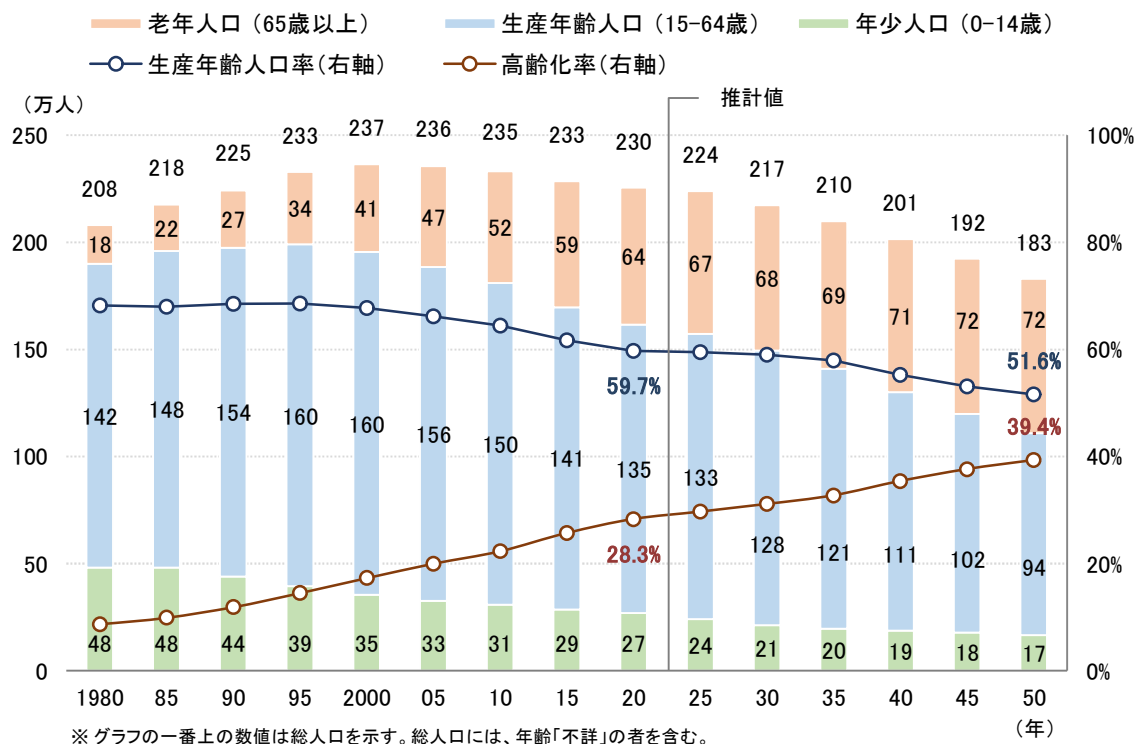
第1節 社会環境の現状

1 宮城県の将来の人口

少子高齢化・人口減少の進展

- 宮城県の人口は 2000 年の 237 万人をピークに減少傾向が続いている。今後も人口減少が続くことが予想されており、2050 年には 183 万人まで減少すると見込まれている。
- 一方、65 歳以上の老年人口は増加傾向にある。高齢化率（老年人口/総人口）は 2020 年には 28.3%だが、2050 年には 39.4%に達すると予想されている。人口減少に加えて高齢化率が上昇するため、生産年齢人口は加速度的に減少していくと考えられる。

【図】 宮城県の将来の人口



（出典）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5（2023）年推計」

2 県内総生産の推移

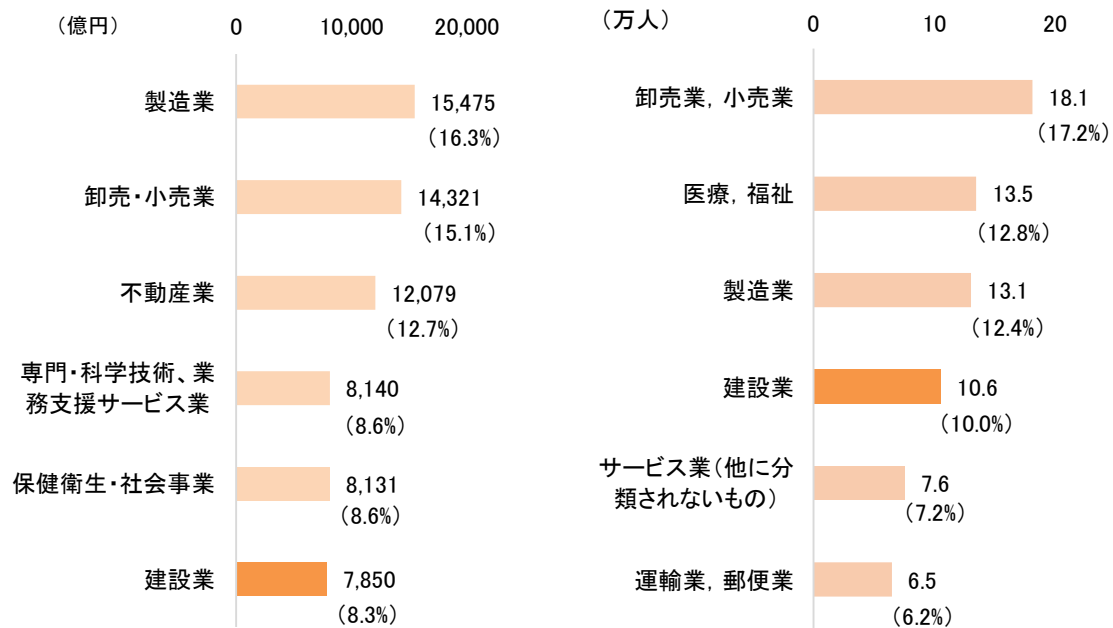
総生産・就業者数にみる建設業の重要性は依然として高い

- 建設業の県内総生産は 7,850 億円（8.3%）、就業者数は 10.6 万人（10.0%）と、建設業は全体の約 1 割を占める上位産業である。

【図】 宮城県の産業別生産額と就業者数（上位 6 産業）

【2020 年度】 総生産：計 9.5 兆円

【2020 年】 就業者数：計 108.1 万人



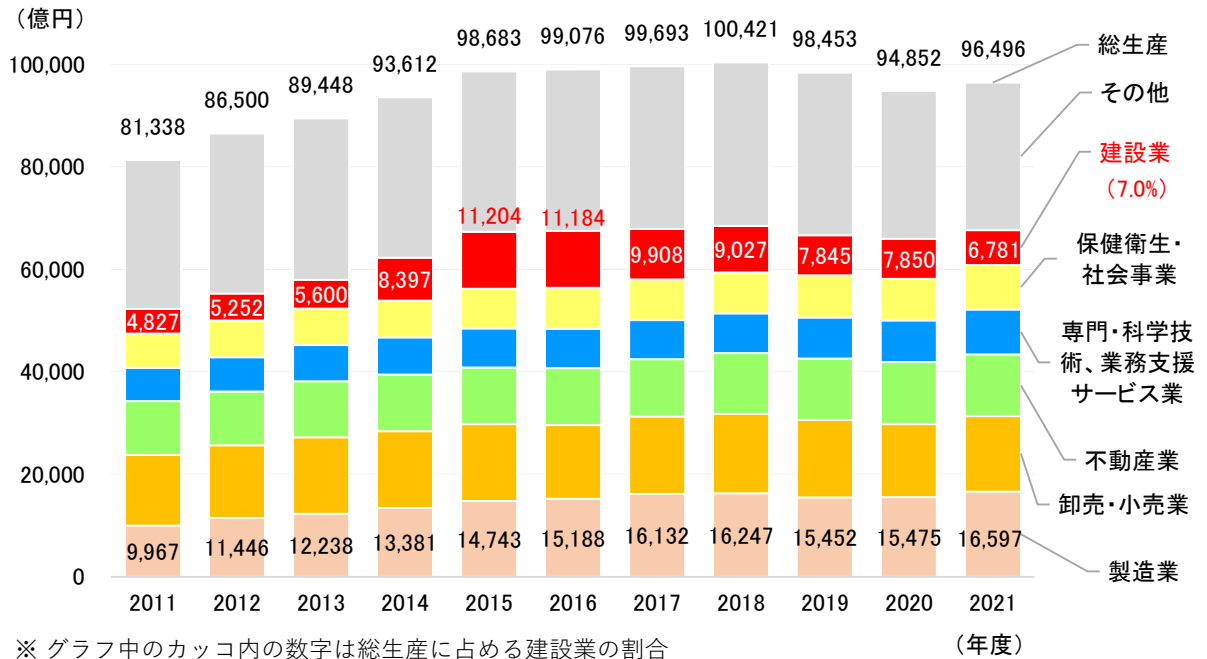
（出典）宮城県「市町村経済計算」、総務省「国勢調査」

復興需要のピークアウト

- 建設業の生産額は、2015年度までは東日本大震災の復興事業の影響を受けて大幅に増加したが、その後減少に転じている。
- 建設業の就業者数についても、2015年から2020年にかけて減少している。

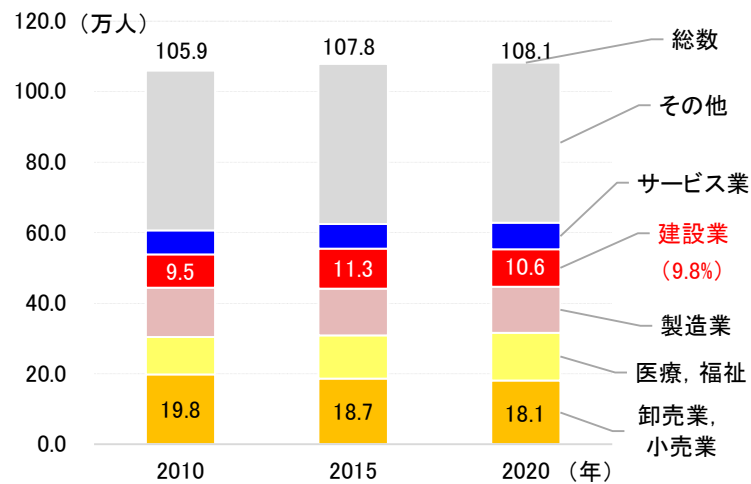
【図】宮城県の生産額と就業者数の推移

【生産額】



(出典) 宮城県「市町村民経済計算」

【就業者数】



(出典) 総務省「国勢調査」

3 自然災害の発生状況

頻発化・大規模化する自然災害

- 近年、全国各地で地震・台風等による自然災害が激甚化・頻発化しており、令和6年には石川県能登半島において、1月1日に地震が、9月には豪雨による甚大な被害が発生した。
- 本県においても、平成23（2011）年の東日本大震災をはじめ、平成27（2015）年の関東・東北豪雨や、令和元（2019）年の東日本台風等による被害が発生していることから、今後も大規模地震や集中豪雨による自然災害に対する備えが必要である。
- さらに、近年は、鳥インフルエンザや豚熱といった特定家畜伝染病も発生しており、これらに対する防疫措置への迅速な対応も求められる。

【図3】近年の大規模自然災害の発生状況



近年の特定家畜伝染病の発生状況

- H29.3 高病原性鳥インフルエンザ(栗原市)
- R3.12 豚熱(大河原町・丸森町)
- R4.3 高病原性鳥インフルエンザ(石巻市)
- R4.11 高病原性鳥インフルエンザ(気仙沼市)
- R5.1 高病原性鳥インフルエンザ(角田市)
- R6.11 高病原性鳥インフルエンザ(石巻市)

4 社会資本の状況

加速化するインフラの老朽化

- 県が管理する社会資本には、高度経済成長期に整備されたものも多く、耐用年数の到来を迎えている。例えば橋梁においては、全1,774橋のうち、完成後50年を超え老朽化が進む橋梁の割合は、令和6（2024）年3月現在で約45%、10年後には約60%、20年後には約77%まで上昇する。今後、加速化する社会資本の老朽化対策が大きな課題である。

【図4】完成年度別の県管理橋梁数



（出典）宮城県第4次橋梁長寿命化計画（令和6年度改定）（県道路課）

第2節 建設産業の現状

1 建設投資額と建設業許可業者数

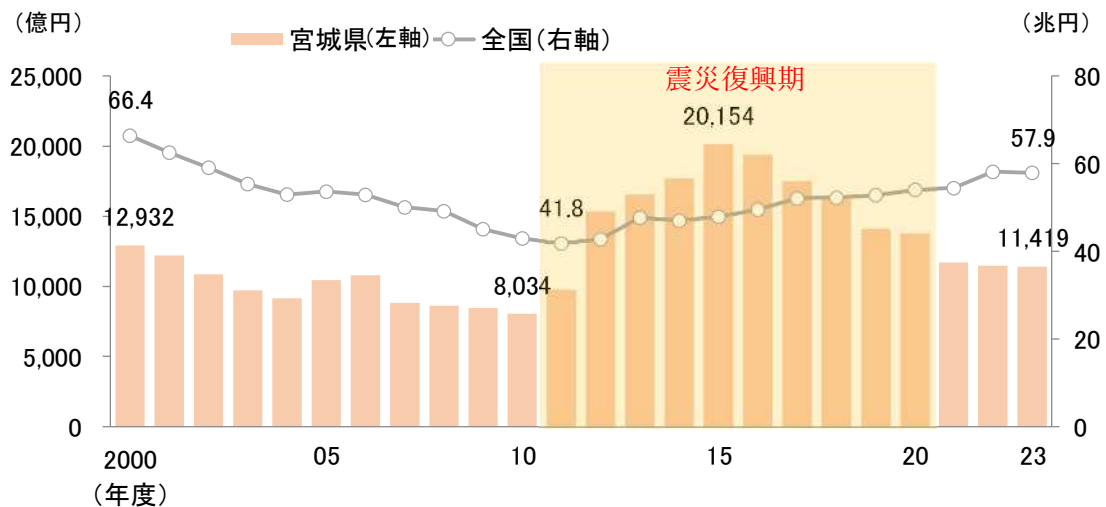
(1) 建設投資額

建設投資額は復興需要の反動が大きく、震災前の水準に近づきつつある

- 宮城県の建設投資額は、震災前の2010年度には8,034億円まで減少していたが、震災後の復興需要により、2015年度には2兆154億円まで大幅に増加した。しかし、2015年度をピークに減少に転じ2023年度は1兆1,419億円まで減少した。復興需要が一段落した後の反動が大きく、震災前の水準に近づきつつある。この間、全国的には緩やかな増加を続けており、本県の傾向とは大きく異なっている。
- 建設投資額の種別では、「公共・土木」は2016年度をピークに減少しており、2023年度は震災前の水準となっており、全体の建設投資額と同様の傾向を示している。
- 一方、後述のとおり建設業者数は近年まで増加傾向が続いたことから、建設需要の動きと業者数の動きにはタイムラグがみられる。

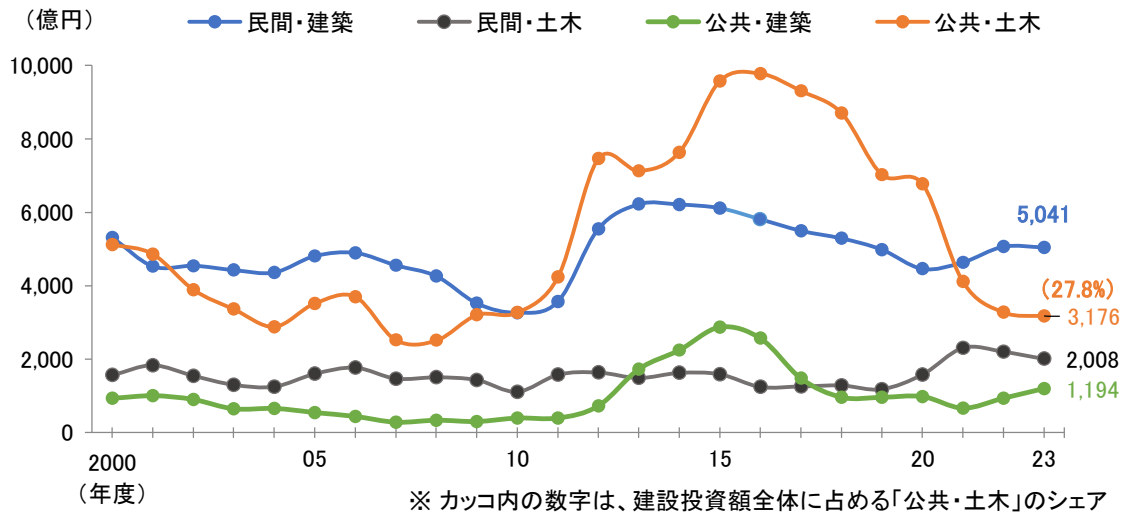
【図】建設投資額と建設業許可業者数

【総額】



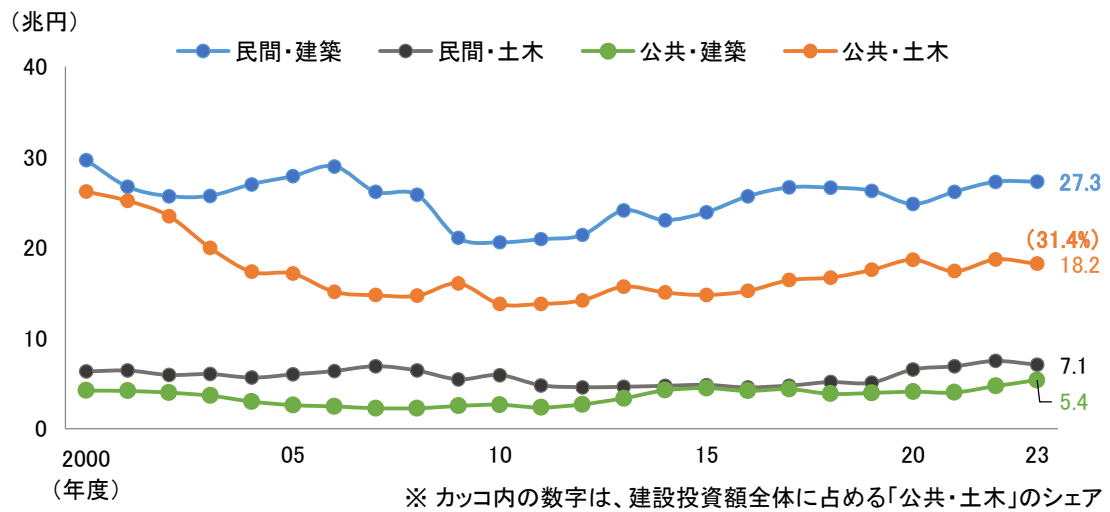
出所：国土交通省「建設総合統計」

【種類別（宮城県）】



出所：国土交通省「建設総合統計」

【種類別（全国）】



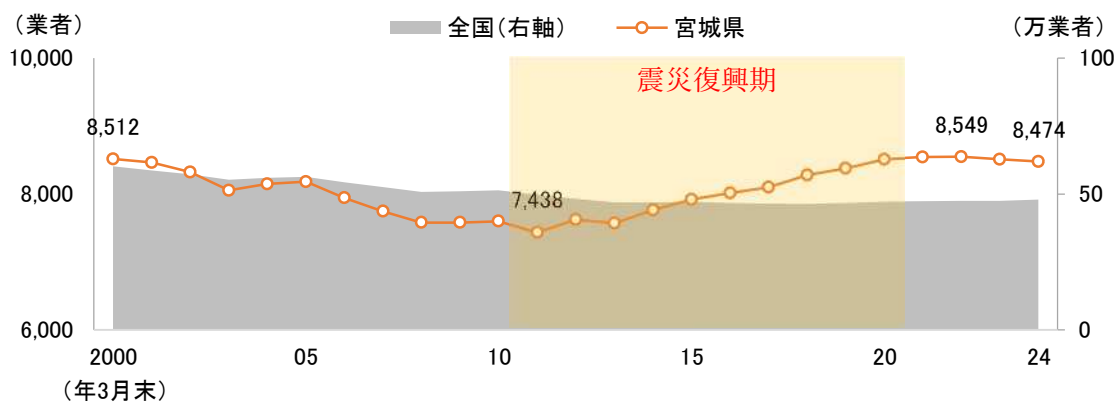
出所：国土交通省「建設総合統計」

(2) 建設業許可業者数

建設業者数は増加傾向にあり、受注環境の激化に伴う経営環境の悪化を懸念

- 全国の建設業許可業者は、2000年以降緩やかに減少傾向にある。一方、宮城県では、2000年の8,512業者から減少傾向にあったが、2011年の7,438業者を底に増加に転じており、2022年は8,549業者まで増加した。
- 直近2年間はやや減少傾向にあるが、建設投資額が先述のとおり2015年をピークに減少していることから、受注環境の激化に伴う経営環境の悪化が懸念される。

【図】全国及び宮城県の建設業許可業者数

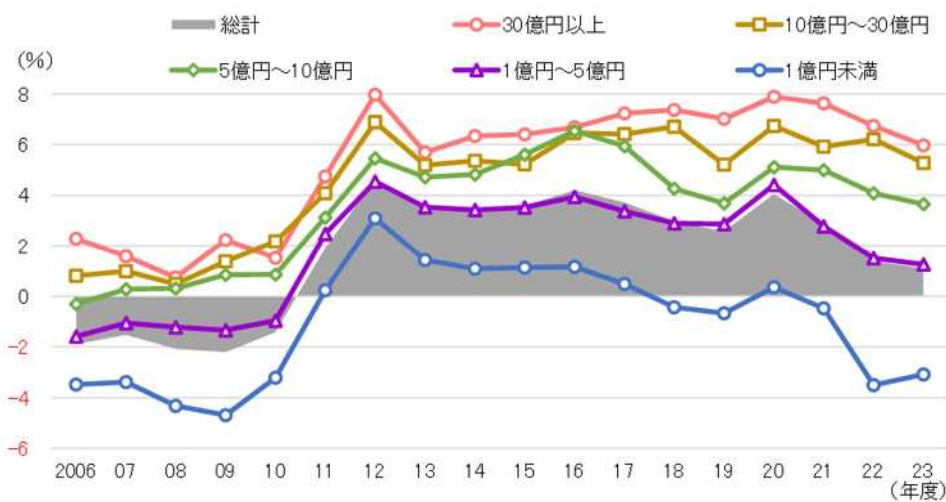


2 建設業の経営状況

小規模な建設企業の経営状況が悪化

- 売上高経常利益率を売上高階層別にみると、1億円未満の建設企業は直近3年間で0%未満が続き、他県と比較しても宮城県では収益力の低下が激しい。また売上高が1億円から5億円においても、宮城県は他地域より減少幅が大きく、小規模な建設企業の経営状況の悪化により、県内建設業全体への影響が懸念される。
- 自己資本比率を売上高階層別にみると、直近5年間は緩やかに増加傾向にあるが、売上高1億円未満の建設企業は10%台で推移している。他県と比較すると大きく下回っており、利益の確保・蓄積が難しい状況にあると考えられる。

【図】 売上高経常利益率の推移（売上高階層別）



$$\text{売上高経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}}$$

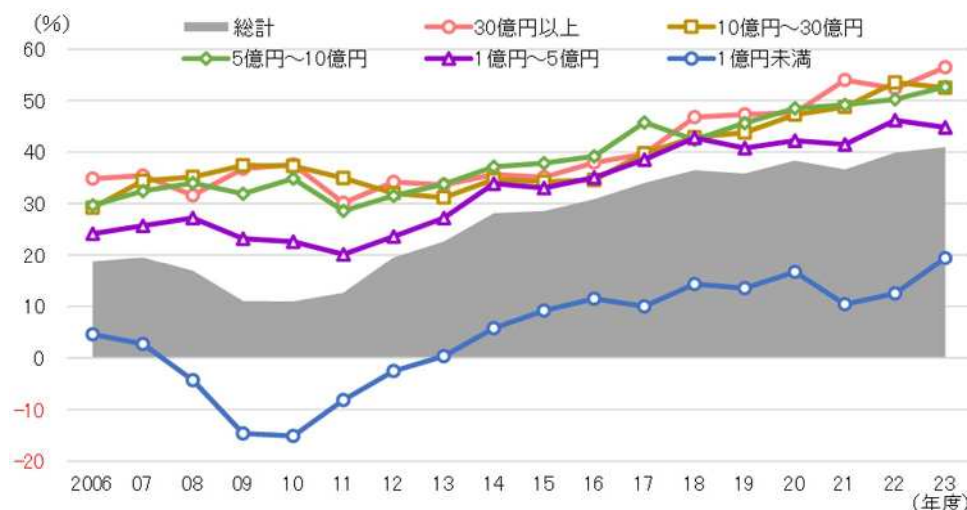
【損益計算書指標】

▼売上高経常利益率の比較（R5年度）

	全売上高規模	うち売上高1億円未満の企業
宮城県	1.11	-3.08
東北平均	2.45	-1.94
東日本平均	3.07	-0.87

(出典) 東日本建設業保証株式会社「建設業の財務統計指標」より作成

【図】 自己資本比率の推移（売上高階層別）



$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$$

【貸借対照表指標】

▼自己資本比率の比較（R5年度）

	全売上高規模	うち売上高1億円未満の企業
宮城県	41.00	19.42
東北平均	47.05	24.13
東日本平均	42.90	22.75

(出典) 東日本建設業保証株式会社「建設業の財務統計指標」より作成

【図】 売上高規模別の建設企業数と構成割合（東日本建設業保証株式会社「建設業の財務統計指標【令和5年度決算分析】」）

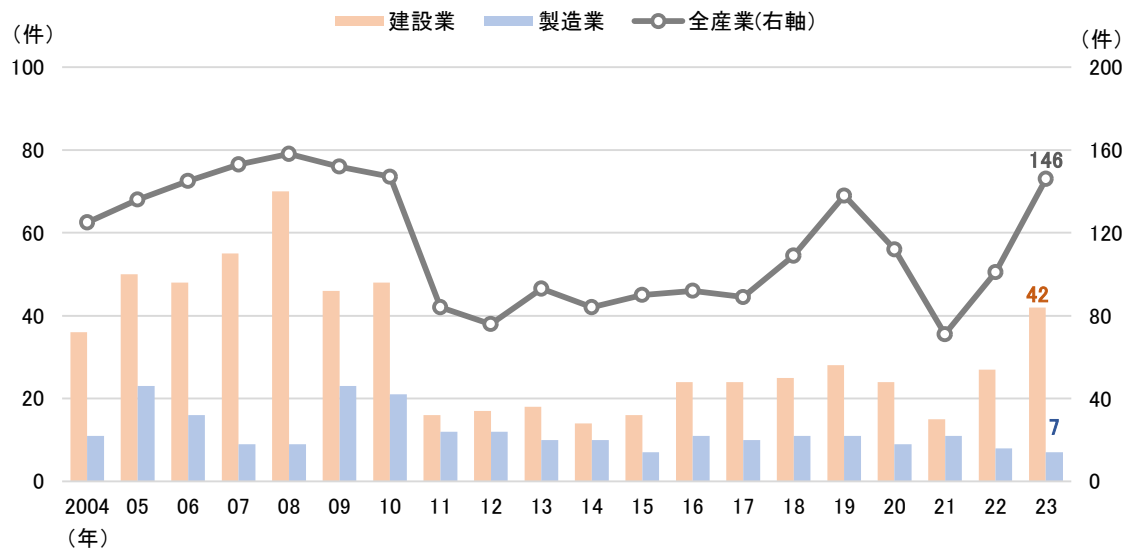
1億円未満		1億円～5億円		5億円～10億円		10億円～30億円		30億円以上	
177社	24.9%	344社	48.4%	88社	12.4%	81社	11.4%	21社	3.0%

(2) 倒産件数の傾向

宮城県の倒産件数の推移をみると、全産業では2021年から急増しており、2008年頃のリーマンショック直後の水準に近付きつつある。

製造業は2021年以降若干減少している一方、建設業は急増しており、動向を注視する必要がある。

【図】宮城県の倒産件数推移



(出所) 株式会社帝国データバンク提供資料に基づき作成

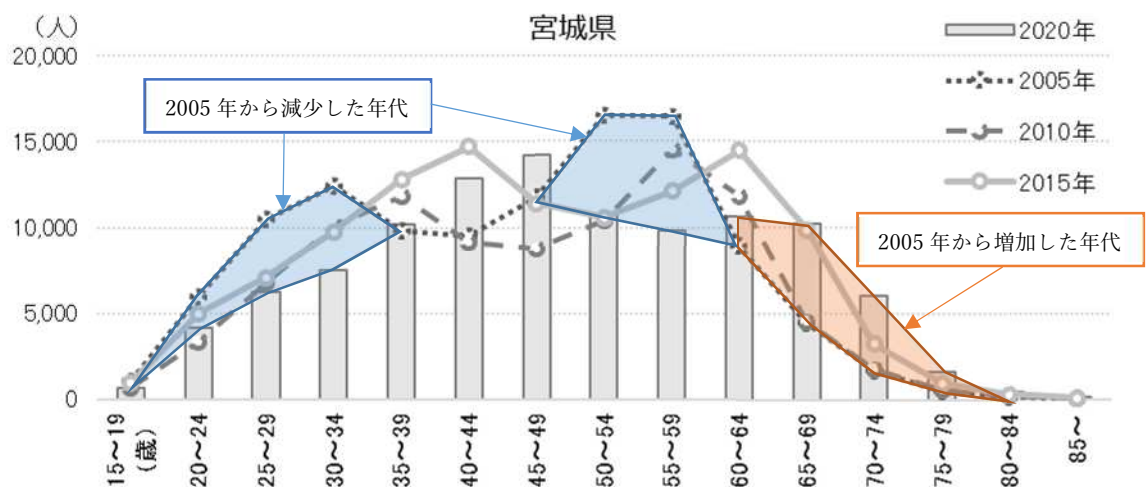
3 建設業就業者等の現状

(1) 建設業就業者の年齢構成

若者の入職が少なく高齢化が進展

- 建設業就業者の年齢構成として、2005年時点では50歳～54歳、55歳～59歳が最も就業者数の多い年齢階級であった。しかし、退職・離職等により2020年には大幅に減少した（2020年時点の年齢階級：65歳～69歳、70歳～74歳）
- 2020年時点では45歳～49歳が最も就業者数の多い年齢階級だが、それより若い就業者は減少傾向で高齢化が進展しており、今後更なる減少が懸念される。

【図】宮城県の建設業就業者の年齢構成



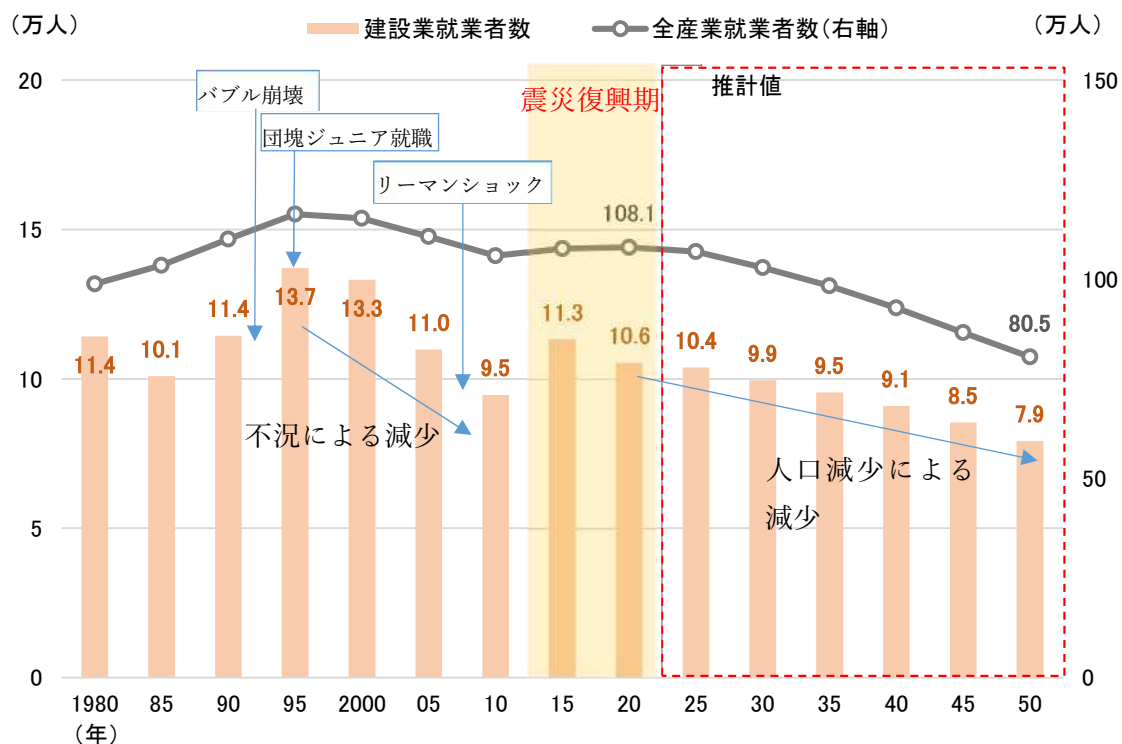
（出典）「国勢調査」（総務省）

(2) 将来の建設業就業者数の予測

就業者数減少が加速すると予測され、一層の担い手確保と生産性向上が求められる

- 県内の建設業就業者数の推移をみると、東日本大震災の影響により 2015 年は一時的に就業者が回復したが、復興需要の落ち着きとともに 2020 年には 10 万人まで減少した。
- 全産業就業者数に占める建設業就業者数の割合は、2020 年時点で 9.8% である。将来予測として、仮に 2020 年時点の労働力率・就業者率、建設業就業者の割合が維持されたとしても、少子高齢化とともに生産年齢人口が減少する見通しから、2050 年には 7.9 万人まで減少することが予想される。減少が続けば、社会資本の整備や維持管理に支障が出る可能性がある。

【図】宮城県における全産業及び建設業就業者数の推移



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023 年推計）」

注) 算出根拠について

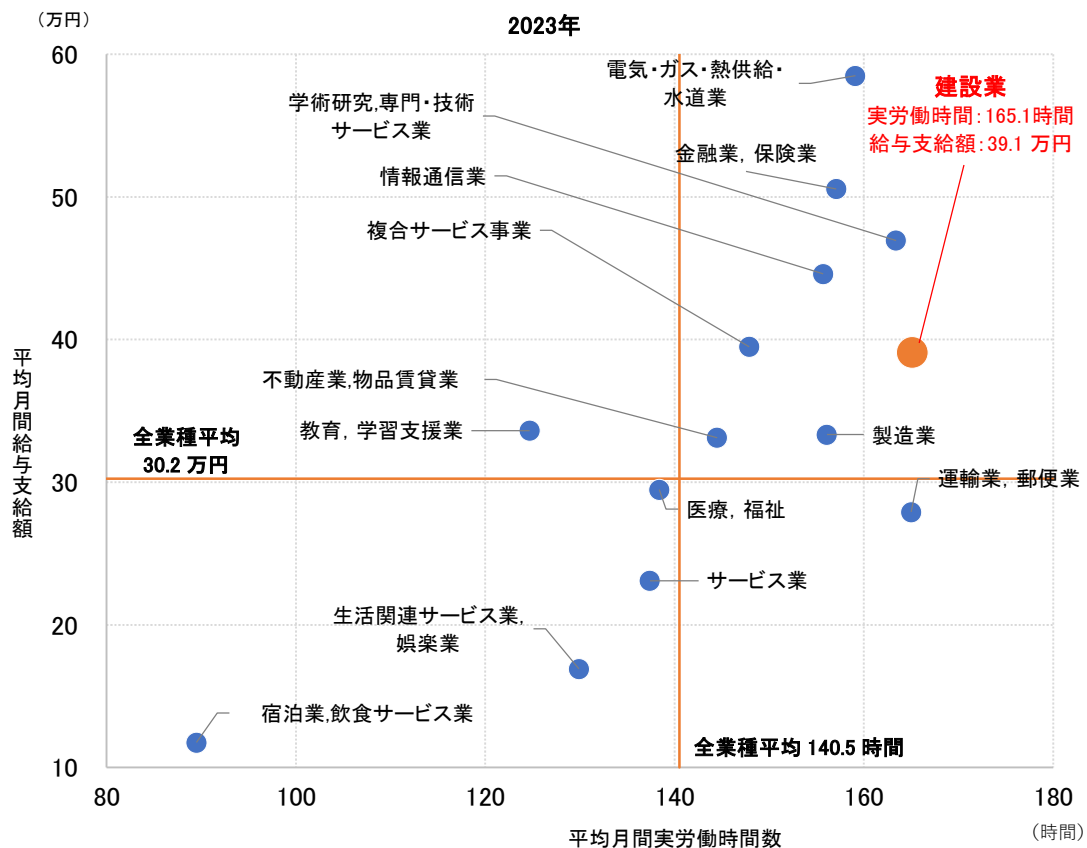
- ・ 全産業および建設業の就業者数の実績値（2020 年まで）は、国勢調査の数値を参照。
- ・ 全産業就業者数の推計値（2025 年以降）は、5 年毎・5 歳階級別の各人口予測値に対して、2020 年国勢調査における労働力率と就業者率を掛けて計算している。
- ・ 建設業就業者数の推計値（2025 年以降）は、上記で算出した全産業の数値に対して、2020 年時点での 5 歳階級別の建設業就業者の割合を各年代別に掛けて計算している（建設業の割合は 2020 年から変動しないという前提）。

(3) 建設業の就業環境

給与水準は高いが、他産業と比較すると労働時間の削減が求められる

- 建設業の給与水準（平均月間給与支給額）は県内の全業種平均を上回っているが、労働水準（平均月間実労働時間数）は全産業の中で最長である。
- 給与水準だけでなく労働時間も就職先決定の有力な要因となる。他産業と比較される中で、今後建設業の担い手を維持・確保していくためには、働き方改革等による労働時間の削減が必要である。

【図】宮城県の産業別給与・労働時間水準の比較（2023年）



(注)「複合サービス事業」は、総務省統計局の定義（大分類）によれば、「郵便局」「協同組合」が該当する。

出所：宮城県「毎月勤労統計調査 地方調査結果」

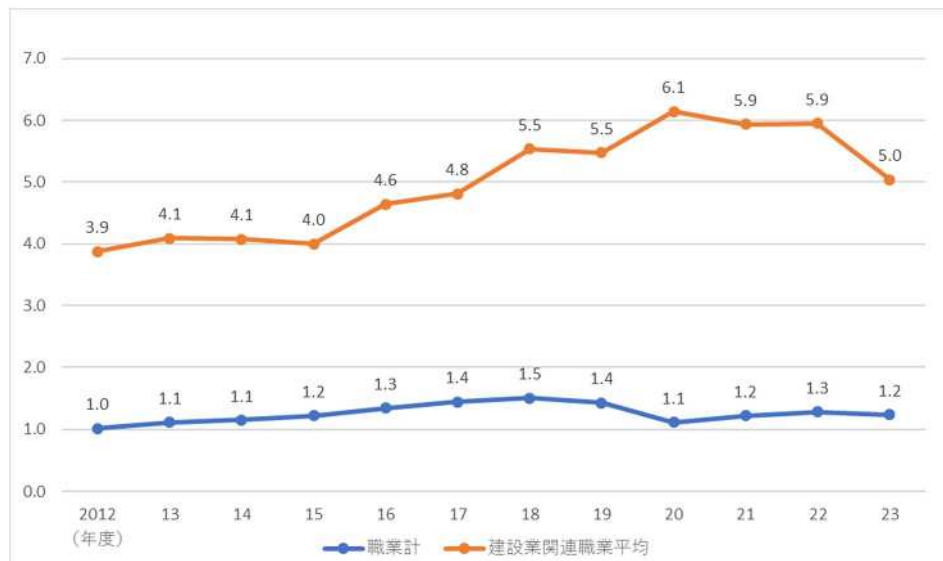
(4) 建設業への入職・採用状況

建設業関係職種は依然として人手不足の状況

- 建設業関係職種の有効求人倍率は、全職種の水準を大きく上回っており、2020年以降若干減少したものの、依然として高い水準である。
- 企業が、求人に対して実際に雇用できた人数の割合である充足率は全職種より低く、求人を出しても雇用には結びついていない状態が続いている。

【図】宮城県建設業関係職種の有効求人倍率・充足率

【建設業関係職種の有効求人倍率】



(出典) 厚生労働省「職業安定業務統計」より事業管理課が作成

【建設業関係職種の充足率】



(出典) 厚生労働省「職業安定業務統計」より事業管理課が作成

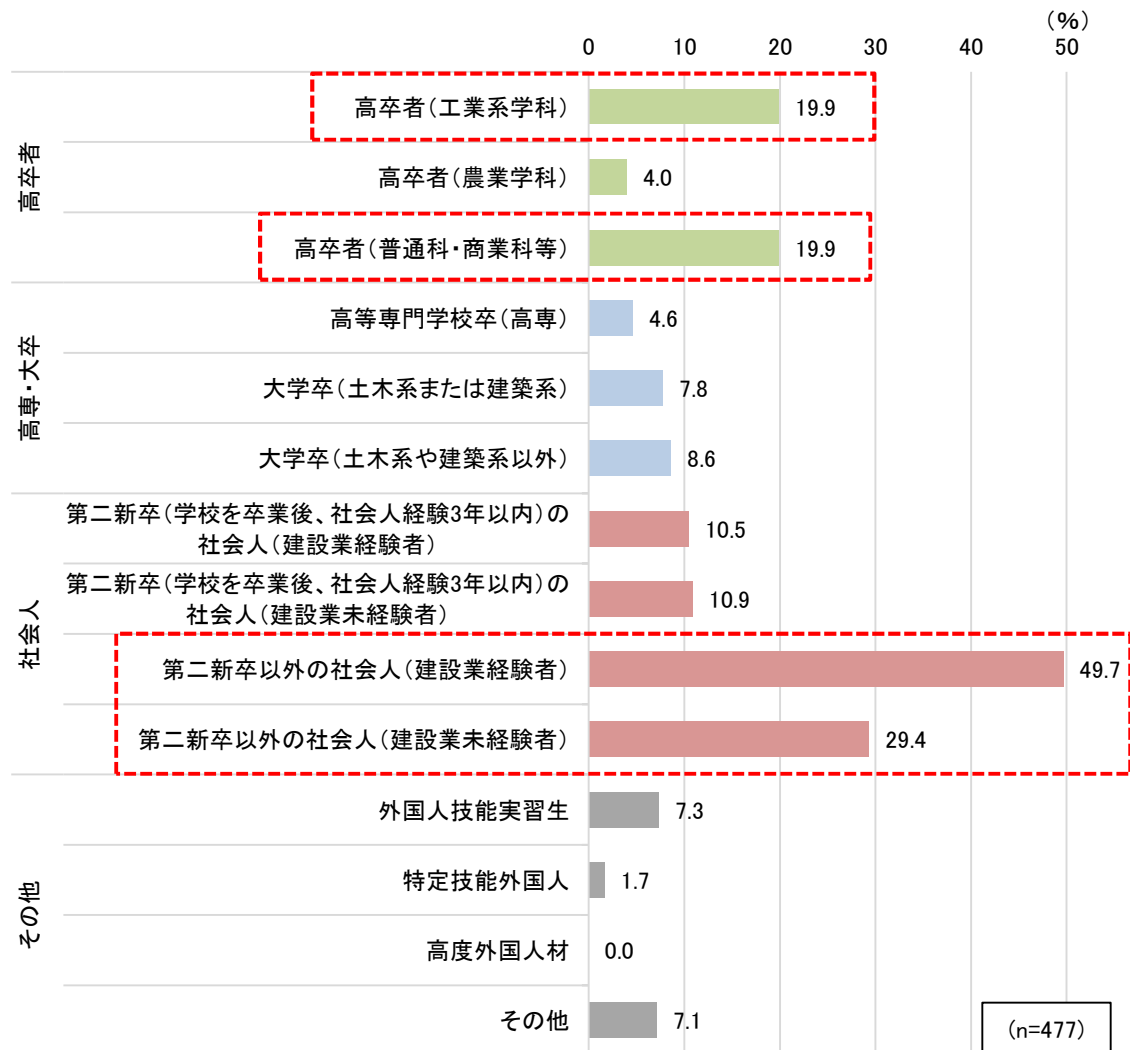
$$\text{充足率} = \frac{\text{充足数}}{\text{新規求人数}} \quad \text{※充足数：職業安定所の紹介により企業に雇用された人数}$$

(注) 本プランにおける「建設業関連職業」は、「職業安定業務統計」における「建築・土木・測量技術者」「建設躯体工事従事者」「建設従事者」「電気工事従事者」「土木作業従事者」をいう。

工業系以外の学科卒、建設業未経験者にも採用対象を広げている

- 高卒者においては、工業系学科と同じ割合で普通科・商業科等からも採用している。また、社会人（中途採用）においても建設業未経験者を採用するケースは少なくない。
- 担い手を確保すべく、土木・建築以外を専攻する高校生・大学生、建設業未経験の社会人などに対しても採用対象を広げている様子がうかがえる。

【図】採用した技術者・技能労働者の属性（複数回答）



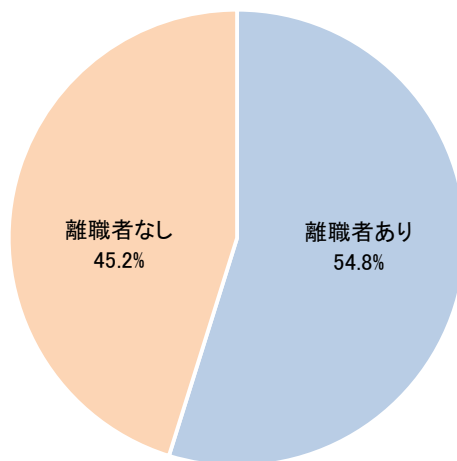
(出典) 一般財団法人 建設業情報管理センター「「地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）」 報告書」より宮城県内の建設企業を対象にアンケート実施

(5) 離職状況

職場環境の改善など、人材の定着に向けた取組が必要

- 多くの建設企業で採用者の離職が発生しており、人材の定着が課題となっている。
- 離職の理由としては業務内容や人間関係などの職場環境に起因するものが多く、離職防止に向け、入職前からの仕事内容への理解向上や、DX推進、ハラスメント防止など職場環境の改善に取り組む必要がある。

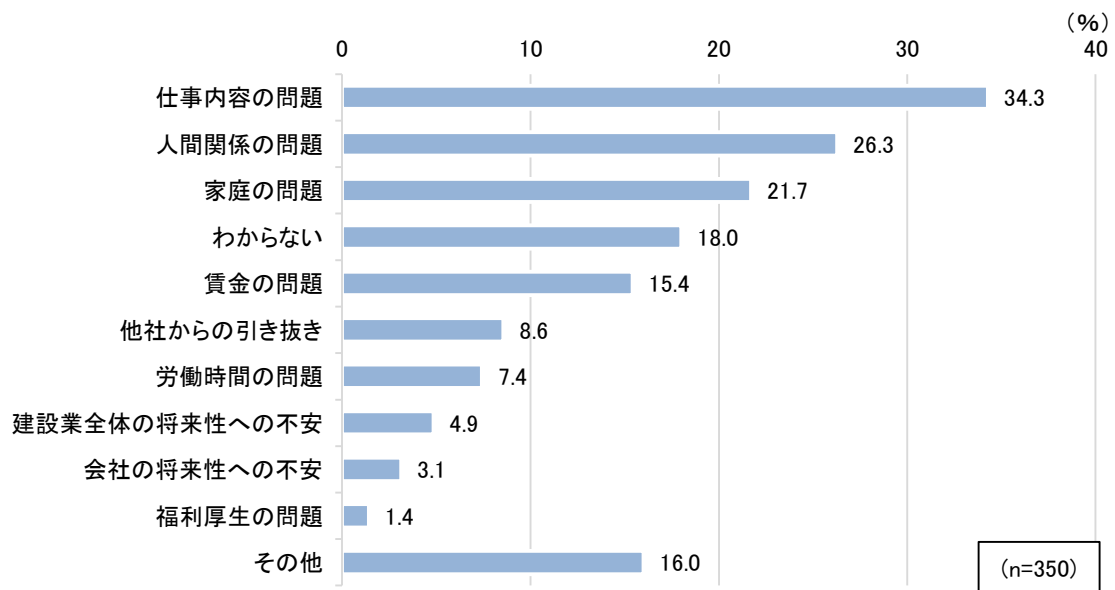
【図】新たに採用した技術者・技能労働者の離職状況



(n=642)

(出典) 一般財団法人 建設業情報管理センター「「地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）」 報告書」より宮城県内の建設企業を対象にアンケート実施

【図】新たに採用した技術者・技能労働者の離職理由（2つまで選択）



(n=350)

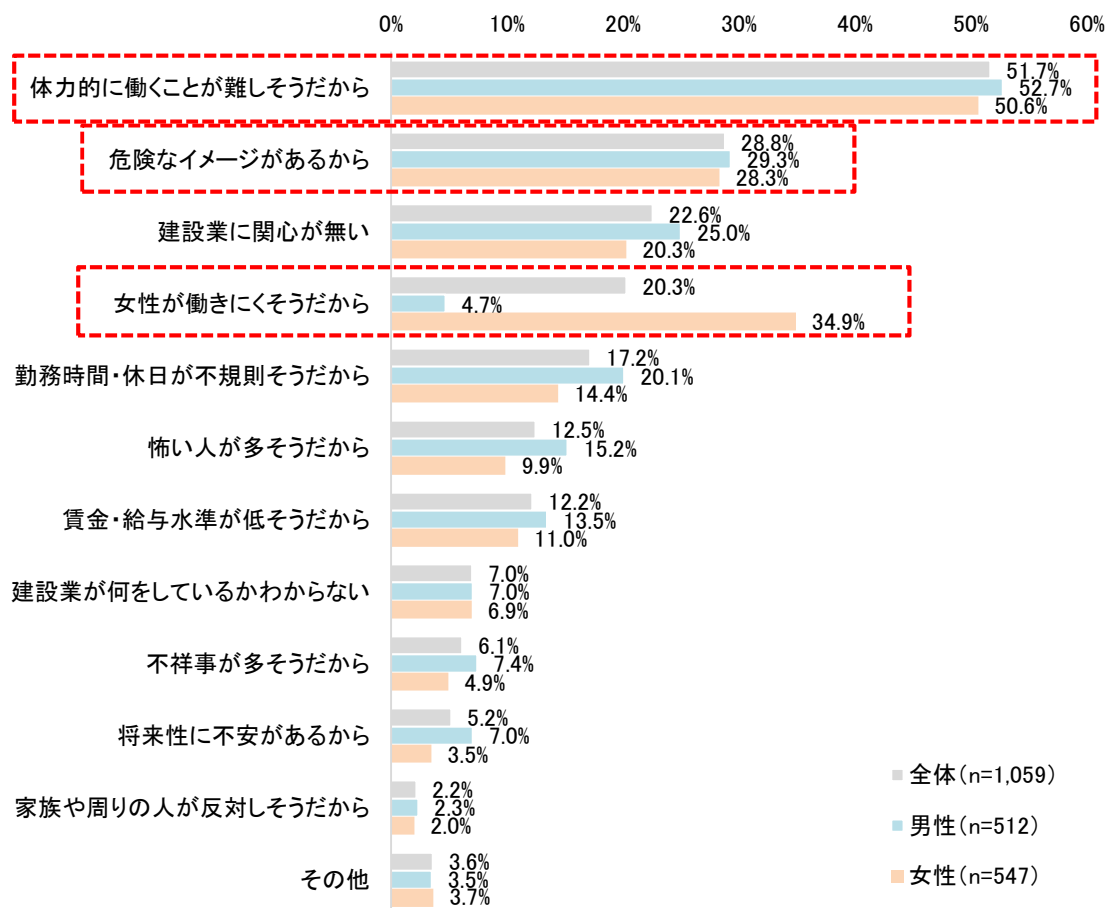
(出典) 一般財団法人 建設業情報管理センター「「地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）」 報告書」より宮城県内の建設企業を対象にアンケート実施

(6) 建設業に対するイメージ

建設業に対するマイナスイメージの改善が必要

- 建設業は、体力面での不安やかつて3K（きつい、汚い、危険）と呼ばれた悪いイメージが依然として残っているため、就職先に選ばれにくい。特に、女性から敬遠されやすい職業のため、マイナスイメージを改善していくことが必要である。

【図】就職先の候補に建設業を挙げなかった理由



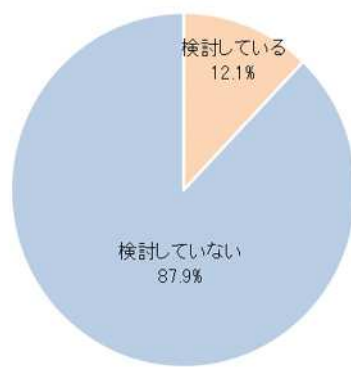
(出典) 一般財団法人 建設業情報管理センター「『地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）』 報告書」より宮城県内在住の20代～70代男女を対象に建設業に対するイメージをアンケート

(7) 外国人労働者の雇用

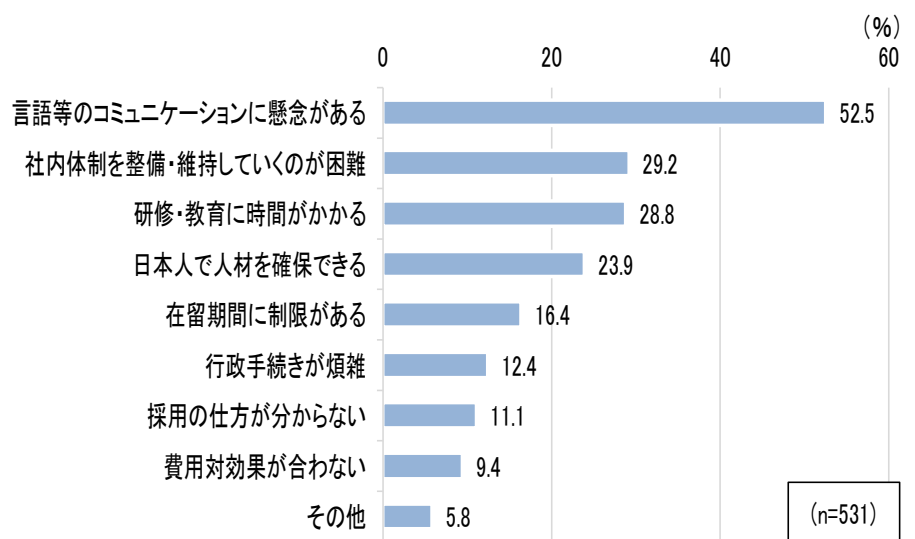
言語や社内体制等に課題があり、外国人労働者の雇用を検討する企業は少ない

- 外国人労働者の雇用を検討する建設企業は少ない。言語等のコミュニケーションに懸念があること、社内体制を整備・維持していくのが困難であること、研修・教育に時間がかかることなどが理由として挙げられている。このほか、在留期間に制限がかかることなども要因として考えられる。
- こうした問題から、建設業における外国人労働者数は、他の主要産業と比較しても少ない状況であるが、担い手が不足している建設業において、外国人労働者の活用も必要性を増しており、上記の問題を解決するため、建設企業に対する支援を検討する必要がある。

【図】外国人の雇用検討状況



【図】外国人労働者の雇用を検討しない理由



(出典) 一般財団法人 建設業情報管理センター「「地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）」 報告書」より宮城県内の建設企業を対象にアンケート実施

【図】県内外国人労働者数の主要産業別推移



(出典) 宮城労働局「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末時点）」

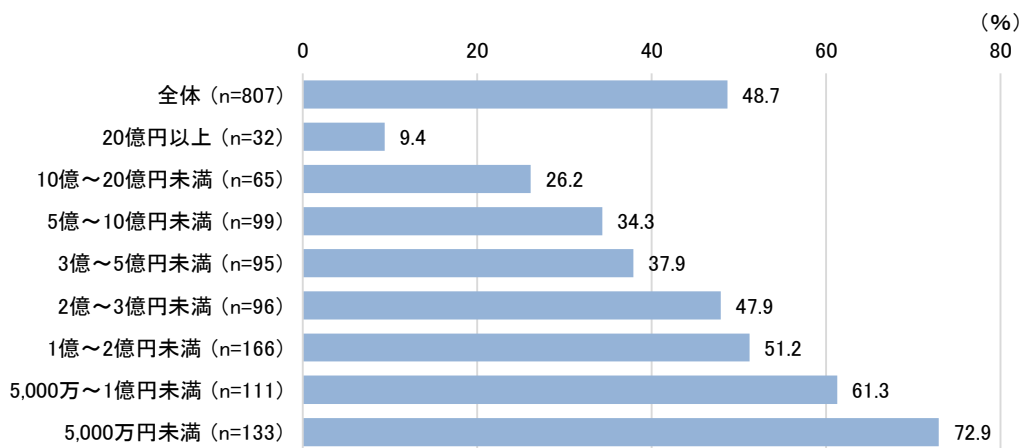
4 建設企業の現状

(1) 生産性向上（ICT 導入・活用状況）

コスト負担や人材・情報不足により小規模の建設企業ほど ICT を導入していない

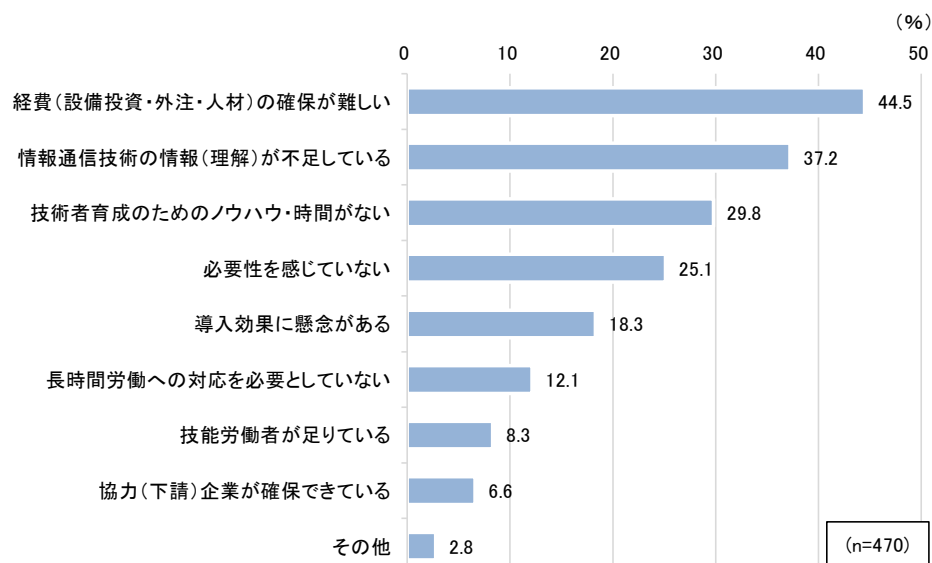
- ICT 未導入の建設企業は多く、コスト負担や人材が確保できないといった問題がある。特に事業規模が小さな企業ほど ICT を導入していない傾向がみられる。
- 他方、ICT 導入の必要性を感じていないと考える建設企業も一定数存在する。情報不足等により企業が ICT 導入の費用対効果を正しく検証できていないといった可能性も考えられるほか、小規模の家族経営事業者では、高齢化から世代交代や廃業を見据えている可能性も考えられる。

【図】 ICT 導入・活用状況のうち、「どれも導入していない」と回答した割合（完工高別）



(出典) 一般財団法人 建設業情報管理センター「「地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）」 報告書」より宮城県内の建設企業を対象にアンケート実施

【図】 ICT 活用が進まない、検討しない理由



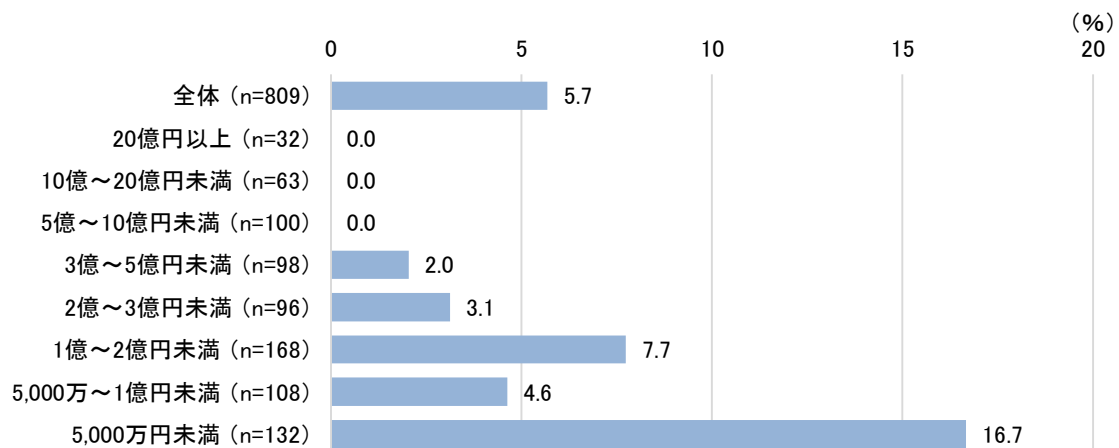
(出典) 一般財団法人 建設業情報管理センター「「地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）」 報告書」より宮城県内の建設企業を対象にアンケート実施

(2) 事業承継

廃業を防ぐためには、小規模な建設企業に対するフォローが必要

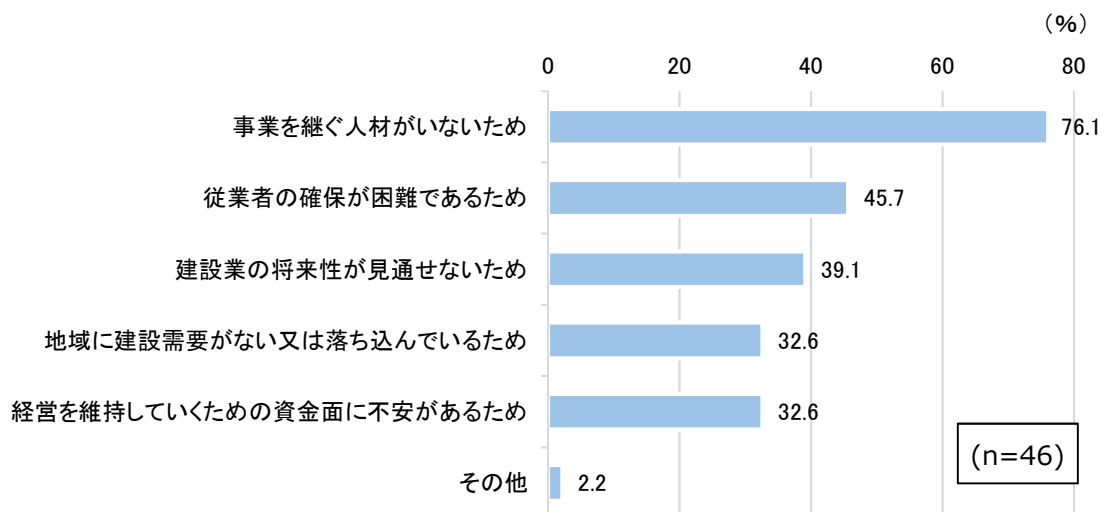
- 事業を継ぐ人材がない、従業員の確保が困難など、後継者問題を抱える企業は多く、廃業予定の企業も一定数存在する。特に、事業規模の小さな建設企業ほどその割合は高い。地域インフラの担い手の廃業を防ぐには、こうした建設企業の経営状況を注視しながら支援していく必要がある。

【図】「廃業する予定である」と回答した割合（完工高別）



(出典) 一般財団法人 建設業情報管理センター「「地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）」 報告書」より宮城県内の建設企業を対象にアンケート実施

【図】廃業する予定である理由（複数回答）



(出典) 一般財団法人 建設業情報管理センター「「地域建設産業のあり方検討委員会（宮城県）」 報告書」より宮城県内の建設企業を対象にアンケート実施

第3節 第3次・担い手3法の成立等

1 第3次・担い手3法の成立

担い手3法の成果を更に充実させ、新たな課題へ対応

- 国では、令和元年（2019）年に、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）を一体として改正し、働き方改革促進による長時間労働の是正、i-Constructionの推進等による生産性の向上などに取り組むことを盛り込んだ。（「新・担い手3法」）。
- 「新・担い手3法」施行後の社会的環境の変化に対応するため、令和6（2024）年6月に「第3次・担い手3法」として再び品確法と建設業法・入契法を改正した。
- 今回の改正では、建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要があるとし、「担い手確保」「生産性向上」「地域における対応力強化」を目的としている。
- 法改正により、注文者と受注者の間で契約前後のルール設定が義務化されることで、資材高騰分の転嫁や工期変更の協議が円滑になり、労務費へのしわ寄せを防ぐといったことが盛り込まれており、元請下請関係適正化や労務賃金を下請け企業に確実に行き渡らせる効果が期待されている。

【図】第3次・担い手3法 概要

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像			
インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、 担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正			
担い手確保	処遇改善	議員立法 公共工事品質確保法等の改正 ● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ● 能力に応じた処遇 ● 多様な人材の雇用管理の改善	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ● 標準労務費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	● スライド条項の適切な活用（変更契約）	● 資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革・環境整備	● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ● 測量資格の柔軟化【測量法改正】	● 工期ダンピング防止の強化 ● 工期変更の円滑化
生産性向上		● ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進	● ICT指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化（J V方式・労災保険加入）	(参考) ◇ 公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇ 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	● 発注担当職員の育成 ● 広域的な維持管理 ● 国からの助言・勧告【入契法改正】	

(出典) 国土交通省公表資料より抜粋

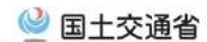
2 i-Construction2.0～建設現場のオートメーション化～の取組

現場の省人化・オートメーション化の促進

- 国では、建設現場の生産性向上を目指し、建設生産プロセス全体の抜本的な生産性向上に取り組む i-Construction を推進してきた。
- 人口減少下において、将来にわたって持続的にインフラ整備・維持管理を実施するためには、i-Construction の取組を更に加速し、これまでの「ICT等の活用」から「自動化」にしていくことが必要だとし、2040年度までに少なくとも省人化3割、すなわち1.5倍の生産性向上を目指す i-Construction2.0 の取組を2024年4月にとりまとめ公表。
- i-Construction2.0 では、省人化（生産性の向上）、安全確保、働き方改革と多様な人材の確保、新3K（給与がよく、休暇が取れ、希望がもてる）の実現を目標として掲げている。

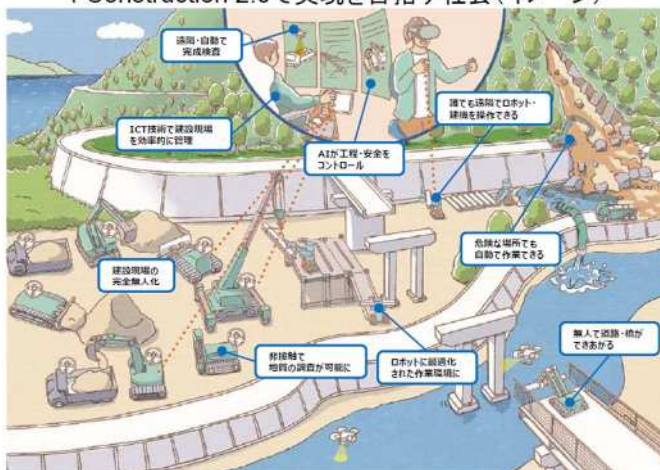
【図】 i-Construction2.0～建設現場のオートメーション化～の概要

i-Construction 2.0（建設現場のオートメーション化）



- 建設現場の生産性向上の取組であるi-Constructionは、2040年度までの建設現場のオートメーション化の実現に向け、i-Construction 2.0として取組を深化。
- デジタル技術を最大限活用し、少ない人数で、安全に、快適な環境で働く生産性の高い建設現場を実現。
- 建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上し、国民生活や経済活動の基盤となるインフラを守り続ける。

i-Construction 2.0で実現を目指す社会（イメージ）



第5期技術基本計画を基に一部修正

i-Construction 2.0: 建設現場のオートメーション化に向けた取組
 （インフラDXアクションプランの建設現場における取組）

3

(出典) 国土交通省「i-Construction2.0～建設現場のオートメーション化～」より

i-Construction 2.0
 で2040年度までに
 実現する目標

省人化

- ・人口減少下においても持続可能なインフラ整備・維持管理ができる体制を目指す。
- ・2040年度までに少なくとも省人化3割、すなわち生産性1.5倍を目指す。

安全確保

- ・建設現場の死亡事故を削減。

働き方改革・新3K

- ・屋外作業のリモート化・オフサイト化。

3 「地域建設産業のあり方検討委員会」報告書（令和6年3月）

「担い手確保・育成」「働き方改革・生産性の向上」「持続可能な経営環境の整備」

(1) 委員会の設置趣旨

「地域建設産業のあり方検討委員会」は、建設産業の今後のあり方として行政や関係主体が取る方策を提言すべく、一般財団法人建設業情報管理センター¹により設置された。令和5（2023）年度は、宮城県がモデルとして選定された。

(2) 宮城県における建設産業の将来に向けた提言

建設業は「地域の守り手」として、インフラの維持管理や災害対応など必要不可欠な役割を担っているが、建設企業を取り巻く経営環境は厳しい状況に置かれている。建設業が今後も地域に存続し、健全に発展していくために、同委員会では宮城県建設業の現状と課題を実態に即して把握した上で、進むべき方向性を検討を行った。各種調査結果を踏まえると、「担い手確保・育成」、「働き方改革・生産性向上」、「持続可能な経営環境の整備」の3つの課題に取り組み、持続可能な産業を目指すことが、宮城県建設業には求められると提言している。

【図】宮城県における建設産業の将来に向けた提言

課題	取組方針	具体的な取組項目（抜粋）
担い手確保・育成	イメージ改善、的確な情報発信	若い世代に向けて、ホームページやSNS、パンフレットを活用したPR 学校教員や保護者に向けた建設業の役割に対する的確な情報発信、理解醸成
	幅広い担い手の確保	女性や外国人人材が活躍できる職場環境の配慮や社内制度の整備、社内理解の醸成 中途採用における採用方式の多様化
	社内体制の整備	キャリアデザインの構築、給与や休日の取得のしやすさの処遇改善
働き方改革・生産性向上	労働環境の改善	コンプライアンスや週休2日制の業界全体への周知徹底 適正な工期設定を行わない発注者、時間外労働上限規制への対応
	簡素化・分業化	書類の簡素化や必要性の見直し・削減、バックオフィスの活用等現場事務の分業化
	ICT・DX活用による効率化	デジタル化に伴う支援や情報提供、デジタル人材の育成及び採用 建退共など他業務と連携させたCCUSの有効活用
経営環境の整備 持続可能な	受注機会の確保、競争力の向上	震災復興終了に伴う新設工事から維持管理業務へのシフト対応 地域間の受注環境等の差を踏まえた対応、民間需要に対応する競争力向上
	持続可能な制度運用、環境整備	総合評価の適切な運用と改善、適切な工期・価格設定 円滑な事業承継への対応
	地域課題の対応や災害対応力の強化	行政と地域企業の情報連携、行政による災害対応支援 脱炭素への取組支援

（出典）「地域建設産業のあり方に関する調査研究（宮城県）」報告書より

¹ 一般財団法人建設業情報管理センターは、建設業の健全な発展の促進を図ることを目的に、建設業許可の膨大なデータを一元的に管理し効率的なシステム運営を行う組織として昭和62（1987）年に設立され、平成22（2010）年度から毎年度、有識者から成る「地域建設産業のあり方検討委員会」を設置し、モデル県の建設産業のあり方について分析・検討し、提言にまとめた報告書を公表している。

第2章 第3期みやぎ建設産業振興プランの検証

第3期みやぎ建設産業振興プラン（前プラン）の概要

- ◆ 令和3年（2021）年3月策定
- ◆ 基本理念：「地域の守り手」として宮城県土づくりを担う持続可能な建設産業
- ◆ 計画期間：令和3（2021）年4月から令和7（2025）年3月まで
- ◆ 策定の趣旨

建設産業は、社会資本の整備や災害対応など、安全で安心な生活を支えるとともに、地域経済にも重要な役割を果たす産業である。東日本大震災以降、建設企業の経営環境は好調であったが、少子高齢化に伴い人材不足が深刻化している。国は働き方改革や i-Construction 推進を通じ、労働環境改善や生産性向上を目指しており、県はこれらに対応しつつ、建設業の持続的発展を支えるため「第3期みやぎ建設産業振興プラン」を策定した。

【基本目標、施策体系】

基本目標 1 担い手の確保・育成			
	施策 1 働き方改革の推進（処遇改善）	取組 1 適切な賃金水準の確保	
		取組 2 建設キャリアアップシステムの活用促進	
		取組 3 社会保険加入対策の更なる強化	
		取組 4 技能者の雇用形態の明確化・安定化	
		取組 5 計画的な休暇取得の推進	
		取組 6 建設工事従事者の安全及び健康確保	
	施策 2 若者・女性等の活躍及び定着	取組 1 若手技術者・技能者の人材育成	
		取組 2 女性活躍・定着の推進	
	施策 3 建設産業の戦略的広報	取組 1 産学官が連携した積極的な広報活動の展開	
基本目標 2 生産性の向上			
	施策 1 現場の省力化・効率化	取組 1 新技術・新工法の活用促進	
		取組 2 施工時期の平準化の推進	
		取組 3 現場の効率化促進	
	施策 2 技術力・専門力の強化及び評価	取組 1 技術力・専門力の向上支援	
		基本目標 3 経営の安定・強化	
	施策 1 復興需要後の経営支援	取組 1 経営力の向上支援	
		取組 2 経営力に対する評価	
	施策 2 将来を見通せる環境整備	取組 1 中長期的な公共投資見通し等の公表	
		取組 2 適正な利潤を確保可能とする予定価格の設定等	
	施策 3 建設産業の健全化	取組 1 法令遵守と不良不適格業者の排除の徹底	
		取組 2 適正な元請・下請関係の促進	
	施策 4 適正かつ公平な市場環境の整備	取組 1 入札契約制度の的確な運用・改善	
		取組 2 ダンピング対策強化	
	基本目標 4 地域力の強化		
		施策 1 「地域の守り手」として地域社会の維持、安全・安心の確保	取組 1 地域における社会資本の維持管理に資する入札契約制度の構築及び普及
			取組 2 専門性の高い維持管理技術者の確保・育成
施策 2 災害対応の知見を生かした災害発生時の対応確保		取組 1 地域の災害対応力の強化	

施策評価アンケートについて

◆ 目的

第4期建設産業振興プラン策定の検討にあたり、県内建設業者から、現行の「第3期みやぎ建設産業振興プラン」に基づく各取組や今後の課題等について効果検証を行うため、アンケート調査を実施するもの。

◆ 対象建設企業数

955

▼対象建設企業の内訳

内訳		建設企業数	備考
①	建設業団体所属建設企業	635	重複12を除く
	（一社）宮城県建設業協会	245	
	（一社）みやぎ中小建設業協会	137	
	（一社）宮城県専門工事業団体連合会	261	
②	上記団体に所属していない県内建設業許可業者※	320	
合計		955	

※ 県の入札参加登録業者から建設業団体所属業者を除いたうち、過去5年間に県工事の受注実績が有る建設企業

◆ 調査期間

令和6年6月17日（月）～7月7日（日）まで

◆ 調査方法

みやぎ電子申請サービスにより回答

◆ 調査内容

前プランの取組に対する必要性和取組実績に対する評価（選択式及び自由意見）のほか、入札契約制度に対する意見、BCP策定の状況について

◆ 回答数

341建設企業（回答率 約35%）

基本目標1 担い手の確保・育成

施策1 働き方改革の推進（処遇改善）

取組1 適切な賃金水準の確保 実施主体：県・業界

- 公共工事の発注の際に工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」について、農林水産省及び国土交通省が毎年実施している公共事業労務費調査により決定された労務単価について、毎年2月に改定を行い3月から適用している。
 - 積算時点の設計単価と工事契約時点での設計単価に差が生じる可能性があるため、当初契約締結後に、契約時点の設計単価に変更を行っている。
 - 請負契約締結後の急激な賃金水準又は物価水準の変動により当初の請負金額が不適当となった場合、工事請負契約書27条の規定により、基準日以降の残工事について見直しを行えることとしている。
- 施策評価アンケートでは、必要性を85%、取組実績を63%が評価しており、今後も取組を継続していく。

取組2 建設キャリアアップシステムの活用促進 実施主体：県・業界

- 技能者の能力・経験等に応じた適正な処遇改善につなげることを目的とした建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及促進のため、県の総合評価落札方式において、令和3年度より「CCUSの事業者登録」を、令和4年度より「CCUSの活用提案」を評価項目に追加した。評価項目「事業者登録」における加点された企業の割合は、導入した令和3年度の約5割から令和5年度で約9割、評価項目「活用提案」では令和4年度の6割から令和5年度で約7割とCCUSの活用が進んでいる。

▼県の総合評価におけるCCUS加点状況

加点企業の割合	R3	R4	R5
事業者登録	53%	77%	92%
工事での活用	未導入	55%	66%

- また、業界団体においては、会員企業へのCCUS登録サポートのほか、ポスターなどによる普及啓発・高校活動を実施している。
 - （一財）建設業振興基金が公表している本県の事業者及び技術者の登録状況は、令和6年3月時点でそれぞれ、5,493者、41,579人と令和3年3月時点と比べ約2倍の登録状況となっている。
- 施策評価アンケートでは、取組の実績において53%が「取組を評価」している一方で、34%が「取組を評価しない」としていることから、活用促進に向けた取組を継続していく必要がある。

▼県内事業者・技能者の登録状況

登録数	R3.3時点 ①	R6.3時点 ②	増加率 (②/①)
事業者(者)	2,491	5,493	2.2
技能者(人)	17,307	41,579	2.4

※(一財)建設業振興基金 公表資料より

取組3 社会保険加入対策のさらなる強化 実施主体：県

- 建設企業の社会保険加入が令和2年10月から義務化され、建設業許可申請及び経営事項審査時に確認を行ったほか、「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づき、県発注工事において、元請下請間の契約時に下請企業の社会保険加入の確認を行った。
- また、建設企業への立入検査を随時実施し、県発注工事以外においても、下請契約時の法定福利費を適切に計上しているか確認し、必要に応じて指導を行った。さらに令和6年4月から県工事の契約時に法定福利費の妥当性を確認する取組開始している。

- 建設業許可の要件となったこともあり、国土交通省による公共事業労務費調査によれば、令和5年10月時点での県内における企業単位での社会保険加入率は100%、労働者単位での加入率は96%となり、ほとんどの担い手が社会保険に加入している状態を実現した。

▼県内建設企業及び労働者の社会保険加入率

社会保険の加入率	R3	R4	R5
企業	98%	99%	100%
労働者	89%	97%	96%

※公共事業労務費調査より

- 一方で、法定福利費の内訳を明示した見積条件の普及促進については、適切な労務費の計上のため、引続き取組を継続する必要がある。

取組4 技能者の雇用形態の明確化・安定化**実施主体：業界**

- 業界団体において宮城労働局等との共催で働き方改革説明会を実施するなど、普及啓発活動を実施した。令和5年度に（一財）建設業情報管理センターが実施した建設業の若手就業者を対象とした調査では、88%が月給制となっている。
- 施策評価アンケートでは、約76%が「取組の必要性」があると回答し、約58%が「取組実績」を評価すると回答しており、月給制への移行が進みつつあるが、一部では依然として日給月給制が残っており、担い手確保に向けては引続き待遇改善の取組が必要である。

取組5 計画的な休暇取得の推進**実施主体：県・業界****○ 週休2日の促進**

- 県発注工事における週休2日工事については、週休2日モデル工事の発注件数を拡大しながら実施してきた。令和6年4月からは、建設業においても「罰則付き時間外労働の上限規制」が適用になったことを踏まえ、原則すべての工事を週休2日工事（発注者指定型）として実施するとともに、従来の現場全体を休みにする「閉所型」に加え、現場に従事する個人単位で週休2日を確保できる「交替制」を導入した。また、令和6年11月には、さらなる休日の質の向上を図るため「月単位の週休2日（受注者希望型）」を導入した。

▼県発注工事における週休2日の発注状況

年度	R3	R4	R5	R6 (予定)
週休2日工事(発注者指定型)での発注	13件	43件	207件	344件 (全工事)

- 国、市町村、業界団体と連携して「週休2日制普及促進DAY」の閉所目標を、令和3年度は「第2土曜日」、令和4年度は「第2・4土曜日」、令和5・6年は「毎週土曜日」と拡大しながら実施した。
- 市町村発注工事において、週休2日工事を促進するため、令和5年の第4四半期に国と県が合同で市町村幹部職員を直接訪問し、週休2日工事の必要性を説明の上、取組推進に向けた働きかけを実施し、市町村においても取組が進んだ。

▼週休2日制普及促進DAYの達成率と目標

年度	R3	R4	R5
閉所達成率	67%	77%	74%
閉所目標	第2土曜	第2・4土曜	毎週土曜

▼市町村における週休2日実施状況

年度	R5.11月 時点	R6.3月 時点	R6.12月 時点
週休2日工事を実施している市町村数 (N=35)	4	28	32

- 完全週休2日制の推進については、県工事において、時間外労働上限規制が適用されたR6.4月より、週休2日工事を標準化し、取り組みが大きく進捗した。今後は、さらなる休日の質の向上（完全週休2日工事）に取り組む必要がある。また、一部の市町村や民間工事においては、浸透していない状況もあり、市町村工事を含む公共工事から取組を加速化・牽引することで、民間工事へも波及させていく必要がある。

○ 工期設定支援システム活用工事の発注

- 適正な工期の設定は、公共工事品確法における発注者の責務であり、工事の実態に見合った工期の設定が必要となることから、「工期設定支援システム」を活用し、4週8休や天候による不稼働日を考慮した工期設定を行っている。
- 令和2（2020）年度に「工期設定支援システム活用マニュアル」を制定し、試行工事を令和3（2021）年度に18件、令和4（2022）年度に37件、令和5（2023）年度に161件実施した。令和6年度からは、原則全ての土木工事で「工期設定支援システム」を活用し工期設定を行っている。
- 施策評価アンケートでは、85%が取組の必要性があると回答し、52%が取組実績を評価しており、今後も取組を継続し、工事の実態に見合った適切な工期設定を行っていく。

○ウィークリースタンスの促進

- 担い手の育成及び確保を目的として、受発注者間相互の1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に工事・業務を履行することで、ワークライフバランスの推進を図っている。令和2（2020）年度に「ウィークリースタンス等実施要領」を策定し、建設工事及び建設関連業務で取組を行っており、令和5(2023)年度には共通仕様書にウィークリースタンス（工事・関連業務）の取組を記載することで標準化し、県・市町村職員の参加する研修会の場を通じて周知を行っている。
- 施策評価アンケートでは、必要性を68%が評価しているが、取組の実績は38%の評価に留まっており、今後も取組の継続と周知を徹底する必要上がある。

取組6 建設工事従事者の安全及び健康確保 実施主体：県

- 令和3（2021）年度に建設工事の事故防止対策を計画的に進めるために「第6次県工事事務事故防止対策事業計画」を策定し、事故の発生状況や傾向を踏まえた安全管理目標を定め、事故防止に努めている。また、毎年、受発注者向けに建設工事安全管理講習会を実施しており、令和3（2021）年度に3回、令和4（2022）年度に9回、令和5（2023）年度に14回実施し、労働災害の防止に取り組んでいる。
- 施策評価アンケートでは、89%が取組の必要性があると回答し、74%が取組実績を評価しており、「危険ゼロ」の実現を目指し、取り組んでいく。

施策2 若者・女性等の活躍及び定着

取組1 若手技術者・技能者の人材育成 実施主体：県・業界

- みやぎ建設総合センターによる若手技術者研修、若手現場代理人研修のほか、工程管理、原価管理、安全管理などの実務的な研修を実施し、若手技術者の技術力向上を図った。
- ▼みやぎ建設総合センター開催の研修回数
- | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|-----|-----|-----|-----|
| 19回 | 14回 | 15回 | 17回 |
- 施策評価アンケートでは、70%が必要性与高いと回答しており、引続き取組を継続していく。
 - 若手技能者へのキャリアパス提示促進のため、各団体の広報媒体で CCUS 関連情報の周知を実施していたが、令和5年度に「地域建設産業のあり方検討委員会」が実施した調査では、担い手定着のためにキャリアパスを作成している企業は3.9%に留まり、取組が進展していない。
 - 施策評価アンケートでは、必要性与高いと回答したのは58%、取組実績を評価したのは29%と低い状況であり、キャリアパス提示の啓発活動を継続していく必要がある。

取組2 女性活躍・定着の推進 実施主体：県

- 女性が働きやすい職場環境を推進するため、公共工事の現場に配置される女性技術者用の更衣室やトイレの整備に要する費用計上等の取組により、現場での環境整備を支援した。これらにより、現場に従事する女性技術者等の活用件数は増加傾向にあるが、まだまだ実施件数は少ない状況となっている。
- ▼女性活躍モデル工事の実施状況(県工事)
- | 年度 | | R3 | R4 | R5 |
|--------------|-------------|----|----|----|
| 女性活躍モデル 発注件数 | | 41 | 80 | 94 |
| 実施件数 | 女性技術者等の配置 | 7 | 9 | 12 |
| | 内、トイレ・更衣室設置 | 5 | 8 | 12 |
- 総合評価落札方式において「女性のチカラを活かす企業」の認証を受けた建設企業を評価するほか、経営事項審査において「えるぼし」・「くるみん」の認定を受けた建設企業を評価し、女性活躍に向けた取り組みをする企業を後押しした。これらにより、入札参加登録をしている建設業者の内「女性のチカラを活かす企業」の認証件数、総合評価落札方式で「女性のチカラを活かす企業」認証を評価した落札者の割合とも年々、増加している。

▼「女性のチカラ」認証を受けている企業数

年度	R3	R4	R5
「女性のチカラ」認証の企業数	290	346	401

※認証企業の内、入札参加登録をしている建設業者

▼「女性のチカラ」認証による評価割合

年度	R3	R4	R5
総合評価で「女性のチカラ」認証を評価した落札者の割合	51%	65%	74%

- 施策評価アンケートでは、女性の活躍・定着への取組は、80%の企業が取組の必要性与高いと回答しており、取組の継続が必要である。

施策3 建設産業の戦略的広報

取組1 産学官が連携した積極的な広報活動の展開

実施主体：県・業界

○イベントの開催

- 建設産業に対する興味・関心を高め、理解を深めることを目的とした普及啓発イベントとして、特に小学生とその保護者をメインターゲットに業界団体等と連携して「みやぎ建設ふれあいまつり」「小学生と保護者の建設現場見学会」「建物づくりの現場体験会」を開催した。

「みやぎ建設ふれあいまつり」

- 県庁行政庁舎前駐車場において、重機、高所作業車の展示、搭乗体験や塗壁、ドローン操作、VR体験などのブースを配置し、尚且つ、仙台市青葉区が主催する青葉区民祭りと連携して、同日開催とした。
- 来場者は毎年4,000～6,000人と非常に盛況かつ来場者からの評価も高く、県民の方々へ建設業の魅力を広くPRすることができ、マスコミ取材もあることから、広報手段として有効である。
- 令和6年度は来場者が減少したが、青葉区民祭りが勾当台公園から商店街を含めた分散開催となったことなどが要因と考えられる。
- 来場者へ行ったアンケートでは、52%が建設業へのイメージが「良くなった」と回答しており、施策評価アンケートでは、必要性を76%が評価している
- 一方、取組の実績は55%の評価に留まっており、今後も取組の継続と充実を図っていくことが必要である。

▼みやぎ建設ふれあいまつり来場者数

開催年度	来場者数
R 3	コロナ禍による中止
R 4	6,000 人
R 5	6,000 人
R 6	5,000 人

▼会場の様子



「小学生と保護者の建設現場見学会」

- 宮城県建設業協会などと連携し県内の小学生と保護者を対象に夏休み期間を利用して、工事現場見学や建設機械搭乗体験、完成予想図のVR体験などを実施した。
- 参加者保護者のアンケートでは、1割が子供に建設業への就職をぜひ進めたい、8割が子供が望むなら構わないと回答し、また建設業のイメージについても8割が良いイメージに変わったと回答した。
- 本イベントは、将来、子供たちが就職する際に大きな影響力を持つ保護者へのイメージ向上に大きく貢献している。
- 実際の現場を見学していただくことで建設業の魅力がはっきりと伝わっていると考えられるが、コロナ禍後は県内全域で年間3回の開催となっており、開催地域にも偏りがあるなど、建設業に触れる機会はまだまだ少ない状況である。このため、開催数の拡大を図っていく。

「建物づくりの現場体験会」

- 小学生と保護者を対象に、民間施設や大崎高等技術専門校の施設を活用して、実際に建物を作る作業（木組み、カンナがけ、電気配線等）の体験会を実施した。
- 参加保護者アンケートでは、建設業への就職について、子供が望むなら構わないは96.4%であり、本イベントにおいても、保護者への建設業への理解向上に効果が見られることから、今後も取組を継続していく。

○高校生の入職意欲醸成

- 県内高等学校の生徒を対象に、建設産業に携わる若手技術者・技能者等が、県内高等学校を訪問し生徒と交流することで、生徒の建設産業への関心・理解を深め、入職促進を図る「みやぎ建設産業架け橋サロン」を開催した。
- 生徒は若手技術者・技能者とのグループトークにおいて、仕事のやりがいや魅力、待遇などの率直な話を聞くほか、講話や啓発動画の視聴を通じて建設産業の職業像を知るきっかけとなった。
- 参加生徒のうち令和6年3月までの卒業生402人のうち121人が建設業に就職し、全就職者のうち建設業への入職率は約45%であった。
- これまでは、工業高校を中心に開催してきたが、さらなる入職者の確保に向け、就職率の高い普通科高校への拡充を図っているが、開催が実現できていない。
- しかし、参加者の建設業への印象が好転し、工業高校中心の開催ということもあるが、参加者の半数近くが建設業へ入職しており、担い手確保の効果も発現していることから、今後も取組の拡大を図っていく。

▼みやぎ建設産業架け橋サロン参加者の就職状況

サロン参加生徒総数	うちR4.3卒		建 設 業	建設業以外	就職者合計	就職者中建設業割合
665 人 ※R1～5年度累計	77 人	➡	19 人	24 人	43 人	44.2%
	うちR5.3卒	➡	建 設 業	建設業以外	就職者合計	就職者中建設業割合
	166 人	➡	51 人	58 人	109 人	46.8%
	うちR6.3卒	➡	建 設 業	建設業以外	就職者合計	就職者中建設業割合
	159 人		51 人	61 人	112 人	45.5%

○SNS による建設業への興味関心、理解の向上

- 建設産業の仕事内容や社会的役割、重要性を伝えることにより、職業としての建設業に対する理解・関心の醸成を促進するため、動画コンテンツ制作と配信を行った。
- 動画は、県のYouTube公式アカウントやホームページに掲載したほか、令和6年度には宮城県道路公社に協力を頂き、三陸自動車道春日パーキングエリア（上下線）の店舗内モニターで放映しているほか、道の駅「おながわ」「さんさん南三陸」「硯上の里おがつ」の3か所の情報提供モニターで、本動画のチラシを掲示している。このほか、令和6年9月に仙台市内で開催された土木学会全国大会関連行事においても放映を行った。
- 制作した動画を「みやぎ建設産業架け橋サロン」の参加者の高校生が視聴した結果、動画を視聴して建設業に「とても興味を持つ」「少し興味を持つ」と回答したのは78.8%であった。

- 動画コンテンツについては、作成した動画をターゲットである中高生により多く視聴してもらえるかが課題であり、今後は作成した動画を街中のデジタルサイネージで放映する等、有効に活用していく必要がある。

▼制作動画の概要

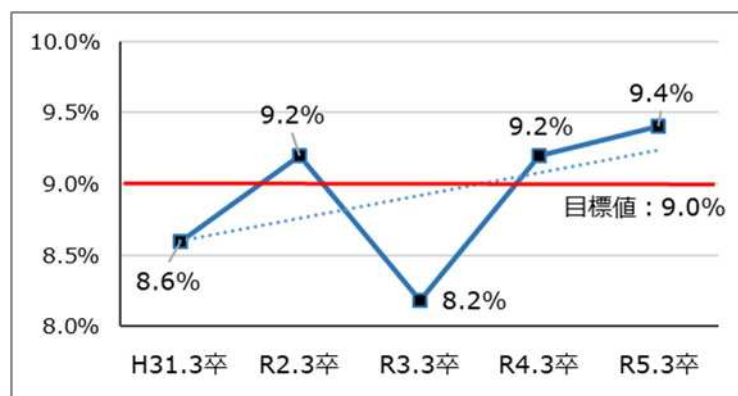
年度	制作職種		公開時期	総再生数 (R6/12/18 時点)
R 4	建築施工管理・ とび・左官	小学生向け 建設業紹介動画	R 5 年 2 月 公開	4 9 1 6 回
R 5	土木施工管理・ 型枠大工・塗装	保護者向け 建設業紹介動画	R 6 年 2 月 公開	2 1 7 2 回
R 6	設備施工管理・ 鉄筋・測量設計		R 6 年 1 2 月 公開	

目標指標の状況

高卒者の建設業への就職割合

- ◇ 将来的な担い手の確保に向け、県内高等学校の新規学卒者の建設業への入職率を指標として、前プラン策定時の 8.6 % からの改善を目指し、9.0 % 以上を数値目標としていた。
- ◇ 前プラン期間では入職促進に向け、高校生をターゲットにした「みやぎ建設架け橋サロン」や動画配信等によるイメージアップと興味関心の醸成に向けた取組を実施した結果、入職率はそれまでの下降傾向から増加傾向へ変化が見られ、令和 5 年 3 月卒業の数値では目標値を上回る 9.4 % となった。
- 目標値を達成したものの、将来にわたる担い手の確保には、安定的な若年層の入職が必要であり、若年人口は減少し続けていることから、今後も引き続き担い手の確保に向けた取組を継続・拡充していく必要がある。

▼高卒者の建設業への就職割合

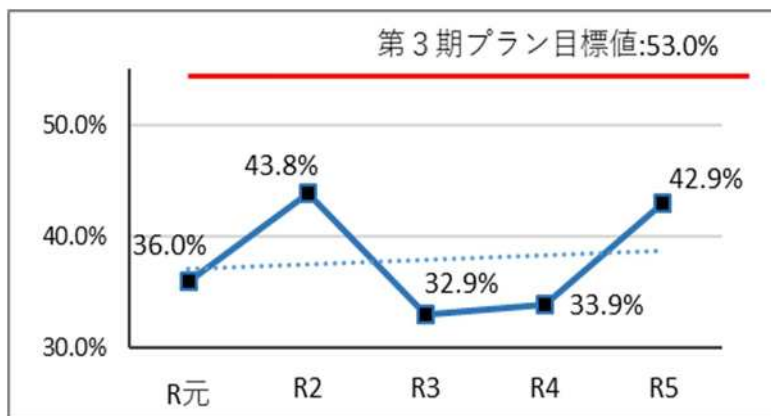


(出典)「学校基本調査」(県統計課)

完全週休2日制実施率

- ◇ 2024年から建設業にも適用された時間外労働の上限規制への対応と労働環境改善に向け、完全週休2日制の実施率を指標としていた。目標値は担い手確保にあたって他産業との競争となることから、建設業と同じ第二次産業で比較対象になることが多い製造業と同等の53%以上としていた。
- ◇ 県工事における週休二日工事の発注拡大や業界・国・市町村と協力して週休2日制普及促進DAYなどの取組を実施してきたが、42.9%（令和5年度）と目標値を下回っている。
- ◇ 本指標では期間中の数値変動が大きくなっているが、これは指標のサンプル数が少数かつ固定されていないことが要因であると推察される。
- 生産年齢人口減少が続く社会環境下では、製造業だけに留まらずあらゆる産業との担い手確保競争がより激しくなっていくことが予見されることから、他産業と遜色の無い労働環境をなお一層、構築していく必要がある。

▼完全週休2日制実施率



（出典）「労働実態調査」（県雇用対策課）

基本目標2 生産性の向上

施策1 現場の省力化・効率化

取組1 新技術・新工法の活用促進

実施主体：県・業界

○ICTの活用拡大

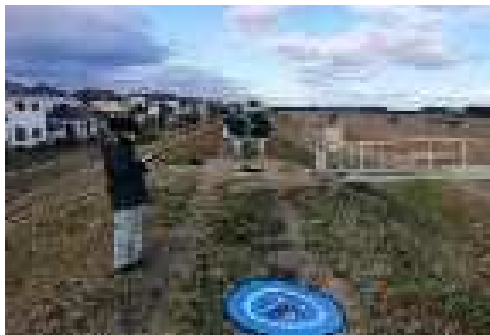
- 担い手不足が課題となる中、現場での生産性の向上が不可欠となっている。このため、ICT工事が可能な工事を対象に、総合評価落札方式において、中小企業においても取組み易いよう「3次元起工測量」～「3次元データ納品」までの5つのプロセスに区分し、その活用数に応じて評価する「ICT施工・3次元化等の活用提案」を設け、加点評価を実施した。当該項目における落札者のICT活用提案割合は年々増加しており、ICT活用証明書の発行枚数も増加している。

▼総合評価におけるICT活用提案の割合

年度	R3	R4	R5
総合評価でのICT活用提案の割合	58%	70%	79%

▼ICT活用証明書の発行枚数

年度	R3	R4	R5
ICT活用証明書の発行枚数	80枚	101枚	141枚



↑ドローンを活用した堤防調査



↑無人化施工(名取川災害復旧工事)

- また、ICTを活用できる人材の育成を目的に、国や業界団体と連携し、工事でのICT活用に関する講習会を実施した。
- ICT導入時の設備投資（イニシャルコスト）の面から、活用に踏み込めない企業もあり、施策評価アンケートでは、68%が必要性与高いと評価している一方で、実績については48%の評価に留まっており、ICT活用による生産性向上に向けた支援を検討していく。
- ICTなどの新技術・新工法の活用促進について、県内企業ではICT人材の育成が課題となっていることから、研修・講習会の取組は今後も継続して実施していく必要がある

○BIM/CIMによる3次元データの活用

- BIM/CIMによる3次元データの活用促進を図るため「BIM/CIMモデル業務」を実施した。作成した3Dモデルの活用により「構造物の干渉チェックなどの照査作業の効率化」、「施工手順の可視化」、「数量の算出」などによる生産性・品質の向上、「住民説明」・「関係機関協議」での活用による合意形成の迅速化を図った。

▼「BIM/CIMモデル業務」の実施件数

年度	R3	R4	R5
BIM/CIMモデル業務	10件	13件	34件

- 施策評価アンケートでは、56%が「必要性が高い」と評価している一方で、「実績を評価する」は37%、「わからない」は30%となっており、取組の理解とあわせて活用促進に向けた取組を継続していく必要がある。

○プレキャスト製品及びプレハブ工法の活用

- コンクリート構造物の設計において、工期短縮に伴う仮設費の縮減など本体工事以外の要素も考慮して比較検討を行った上で活用を図っている。
- 国土交通省では、設計段階において中型～大型のコンクリート構造物を対象に、建設地の地域性や個々の現場条件の違い等の施工費以外の効果や価値を考慮した比較検討に取り組んでおり、県でも導入に向けて検討している。
- 施策評価アンケートではプレキャスト製品活用について、60%が取組の必要性があると回答し、47%が取組実績を評価しているものの、わからないとの回答が31%あり、活用推進について取組を検討していく必要がある。

○工事情報共有システムの普及促進

- 受発注者双方の工事帳票の処理の迅速化することで業務を効率化し生産性の向上を図ることとして、令和元（2020）年度に「工事情報共有システムの実施要領」及び「工事情報共有システムの活用ガイドライン」を策定し、工事書類の提出は原則、工事情報共有システム（ASP）を活用することとしており、令和5（2023）年度の実績は88%だった。
- 工事情報共有システムの普及促進については、県・市町村の技術職員を対象に研修会等で利用促進について周知を図っている。
- 施策評価アンケートでは、72%が取組の必要性があると回答し、54%が取組実績を評価している。さらなる利用推進について周知を図っていく。

○遠隔現場臨場やウェブ会議等リモート技術の活用

- 工事及び地質・土質調査（ボーリング調査）において、受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声を Web 会議システム等を利用して段階確認や材料確認、立会を行うことで、受発注者の移動時間の削減等による効率化を図ることを目的として令和3（2022）年度に「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を策定している。
- 令和3（2022）年度に、遠隔臨場の活用促進に向けて、発注者の環境整備として、大型のミーティングボードや大型ディスプレイ、ヘッドフォン等の機器の整備を行った。
- 令和4（2023）年度に58回（27工事、4業務）、令和5（2023）年度に218回（87工事、7業務）の遠隔臨場の実施している。
- 令和6（2024）年度には共通仕様書に建設現場における遠隔臨場の実施について明記し、標準化している。
- 施策評価アンケートでは、66%が取組の必要性が高いと回答し、取組実績の評価が48%となっており、市町村工事での活用も含めさらなる取組の徹底が必要と考えており、引き続き、研修会等において周知を図り推進に努めていく。

遠隔臨場実施件数	R4 年度	R5 年度
工事	27工事	87工事
業務	4業務	7業務

取組2 施工時期の平準化の推進 **実施主体：県**

- 施工時期の平準化の推進に向けては、債務負担行為の活用、柔軟な工期の設定（余裕期間制度などの活用）、速やかな繰越手続き、早期執行のための目標設定などにより取り組んだ。
令和5年度の国補正予算においては、これまで2月議会において予算を計上していたが、11月議会において予算を計上し、併せて繰越手続きを行った。これにより、発注時期が2ヵ月程度前倒しとなり、一般的に閑散期となる4月に現場着手が実現できるよう発注を行った。
- 施工時期の平準化（工事）に関する全国的な指標である平準化率は、令和5年度の宮城県単独では、0.84、市町村では、0.66となっており、県単独では、東北発注者協議会の目標値を上回ったものの、市町村では目標に届いていない。
- 建設関連業務における納期率については、令和5年度の宮城県単独では、0.42となっており、東北発注者協議会の目標値を上回った。
- 施策評価アンケートでは、債務負担行為や繰越の活用について、取組の必要性が高いの回答は7割前後であるが、実績を評価しているのは4割強となっている。宮城県単独の平準化率は、目標値の0.75を上回っているが、市町村では、0.66となっており、市町村も含めた公共工事発注者全体での取組が必要となっている。

▼平準化率(工事)

※対象は、宮城県、市町村

年度	R3	R4	R5	目標値
平準化率				
宮城県域	0.84	0.75	0.74	0.75
うち、宮城県	1.00	0.92	0.84	
うち、市町村	0.69	0.61	0.66	

※東北発注者協議会資料より

▼納期率(建設関連業務)

※対象は、宮城県、仙台市

年度	R3	R4	R5	目標値
納期率				
宮城県域	0.46	0.47	0.47	0.50以下
うち、宮城県	0.46	0.47	0.42	
うち、仙台市	0.52	0.53	0.57	

※東北発注者協議会資料より

取組3 現場の効率化促進 **実施主体：県**

- 国土交通省での多能工育成に関する先進事例や建設キャリアアップシステム評価検討状況等の情報収集を実施した。
- 施策評価アンケートでは、取組の必要性が高いと回答しているのは59%である一方、取組の実績を評価しているのは35%であり具体的な活用など取組内容の検討が必要である。

施策2 技術力・専門力の強化及び評価**取組1 技術力・専門力の向上支援****実施主体：県・業界****○工事成績評価結果の公表**

- 工事検査の公平性・透明性の確保と、企業の技術力・専門力の向上を目的として、前年度に完成し審査を行った契約額が5百万円以上の工事を対象に、平成30(2018)年度から工事成績審査結果を出納局検査課HPで公表している。
- 施策評価アンケートでは、80%が取組の必要性が高いと回答し、72%が取組実績を評価しており、今後も取組を継続していく。

○表彰制度を活用した技術力向上等への支援

- 宮城県が発注する建設工事において、他の模範となる優良な県内建設企業、特に安全に努めている技術者、優良な建設工事に貢献した専門工事業者に対する表彰を実施している。
令和5年度の優良工事表彰は延べ243者、事故防止優良代理人表彰は197者
- 施策評価アンケートで必要性82%、実績を76%が評価しており、企業や技術者のモチベーション向上に有効であると考えられることから、今後も取組を継続していく。

表彰実績(延べ)		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
工 事	優良工事	164者	236者	244者	243者
	事故防止	129者	153者	187者	197者
	専門工事	76者	112者	106者	98者
業 務	優良業務	19者	23者	42者	63者
	優秀技術者	10者	13者	13者	22者

○産学官連携による技術力向上支援

- 国・県・業界団体で構成される人財育成協議会において、インフラDXやICT・UAVに関する基礎技術講習会を実施した。当該講習会では、ICT関連技術の習得に意欲のある企業が参画した。

▼基礎技術講習会の受講人数

単位：人

年度	R3	R4	R5	R6
基礎技術講習会(ICT・UAV)	74	55	76	99

※上記人数は、県・市町村・民間を含めた人数

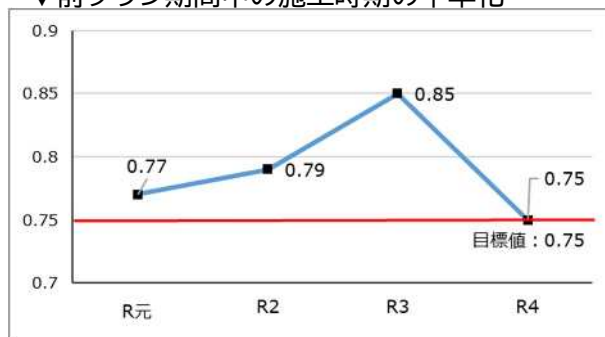
- 県産業技術総合センター、産業支援機関、学術機関等で構成される「KCみやぎ推進ネットワーク」(事務局：県新産業振興課)において技術相談や技術支援を行ったほか、土木技術奨励賞による技術者の表彰、企業向けのセミナーの開催等の取組を実施した。
- 施策評価アンケートでは、67%が必要性が高いと評価しているが、取組実績を評価しているのは48%に留まっており、引き続き技術力向上に向けた支援を継続していく必要がある。

目標指標の状況

施工時期の平準化率

- ◇ 公共工事においては、年度内の時期によって工事量の繁閑に隔りが生じており、受注する建設企業の人材や資機材の効率的な活用等に支障を及ぼす一因となっていたことから、施工時期の平準化率を指標とし、東北地方発注者協議会により決定された宮城県域の目標値0.75を目指すこととしていた。
- ◇ 前プランの期間において、速やかな繰越手続きや債務負担行為の活用など県の予算制度を活用して次年度に施工する工事を前年度中に発注・契約するなどの取組により、目標値を上回る水準で推移している。
- 施工時期の平準化については、目標を上回っているものの、生産年齢人口が減少していく社会環境において、建設産業が持続していくためには各建設企業の生産性を、なお一層向上させる必要があることから、引続き取組を継続していく必要がある。

▼前プラン期間中の施工時期の平準化



■平準化率とは

$$\text{平準化率} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働率}}{\text{年度の工事平均稼働率}}$$

いわゆる公共事業の閑散期といわれる4月～6月期の工事平均稼働数を年度（12ヶ月）の平均稼働件数で除したもので、この数字が1に近いほど平準化がなされている。

※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の登録データを活用

対 象：契約金額 500 万円以上の工事

稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

基本目標3 経営の安定・強化

施策1 復興需要後の経営支援

取組1 経営力の向上支援 実施主体：県

○経営相談窓口の運用

- 建設業者から経営課題の解決に向けた相談を受ける建設業総合相談窓口を県庁事業管理課に設置し、また建設業支援ガイドブックを作成し、経営に対するアドバイスを受けられる相談窓口や、各種融資・投資制度、人材育成に係る助成金等を紹介している。
- 施策評価アンケートでは、53%が必要性があると回答しているが、取組実績については、40%と低評価であり、また「わからない」が32%と、取組が認知されていないことから、周知方法を改善していく必要がある。

○経営課題解決に向けたセミナーの開催

- 平成24年から実施してきた「建設産業復興支援講座」と平成28年から実施している「担い手確保セミナー」を統合し、建設企業の経営課題及び建設業に係る政策課題に即したテーマの普及・啓発による安定した経営基盤構築の支援のほか、入職者の減少と高齢化による退職者の増加がもたらす担い手不足深刻化の改善に資する知見の普及・啓発のため、経営者層をメインターゲットとして、「建設産業振興支援セミナー」を開催した。
- 受講者の74%が講義内容に「満足」「ほぼ満足」と回答しており、テーマの厳選により受講者より高い評価を得ているが、定員を割っているセミナーも多く、より多くの建設企業に本セミナーを各企業の経営戦略立案に活用いただくため、開催の広報・周知方法について改善が必要である。

▼各年度の開催テーマと参加者数

年	開催テーマ	参加者数
R 3	建設業担い手確保と定着率の向上	20人
	建設キャリアアップシステム活用モデル工事・義務化工事	23人
	週休2日・女性活躍推進モデル工事について	
	建設工事請負契約に関する法律問題	28人
	法定福利費の適正な算定	
R 4	改革・改善のための戦略デザイン「建設業DX」	27人
	宮城県の建設ICT推進について	
	人手不足時代到来！選ばれる中小建設会社になるための	16人
	人材採用・育成セミナー	
	建設産業のBCP策定と効果的な運用について	34人
R 5	将来の工事量減少に備えて、今すべき経営改善～経営の赤信号を回避する手段	23人
	建設業の若者を定着させる働き方改革～生産性向上や時間外労働対策など	18人
	建設業のためのBCPセミナー～宮城家建設産業BCPモデルの活用	10人
R 6	災害対応力強化！～BCP策定のためポイントと事例紹介～	10人
	生産性を高め、残業時間を減らすマネジメント	5人
	～小さな会社でもできる残業削減の労務管理テクニック～	
	DXで人手不足を解決！地域建設企業のデジタル化事例	

取組2 経営力に対する評価 **実施主体：県**

- 新分野進出及び企業合併に係る入札参加登録の再評価の制度について、県契約課ホームページにおいて周知を行ったが、本制度の建設企業の活用実績は無かった。
- 施策評価アンケートでは、40%が取組の必要性がある、31%が取組の実績を評価すると答え、どちらも低評価だった。それ以上に「わからない」の回答が42%と最多であり、制度自体の認知が不十分であった。
- 建設企業が、社会環境の変化に対応する経営戦略を取れていないと推察されることから、まずは、本業の営業基盤の強化に向けた支援を行っていく必要がある。

施策2 将来を見通せる環境整備**取組1 中長期的な公共投資見通し等の公表** **実施主体：県**

- 「宮城県土木・建築行政推進計画（2021～2030）」において、計画期間10年間の計画投資額（6千億円）を公表するとともに、当該計画の実施計画である「宮城県土木・建築行政推進計画アクションプラン（前期）」において、前期4年間に実施する事業名、事業費などを公表した。
- 施工体制の確保、入札不調の防止を図るため、発注見通しの年4回の定期公表に加え、補正予算や災害復旧事業に係る発注見通しを臨時で公表した。
- 施策アンケートでは、中長期的な公共投資見通しの公表について、発注見通しの公表を91%が「必要性が高い」と評価し、実績においても80%が「取組実績を評価する」としており、企業は経営の見通しや戦略を立てるために非常に重要視していることが分かることから、今後も取組を継続していく。

**取組2 適正な利潤を確保可能とする予定価格の設定等** **実施主体：県**

- 県工事の発注にあたっては、毎年、国の実態調査を踏まえた最新の積算基準に改定している。高騰する建設資材に対応するため、刊行物調査頻度を毎月実施し、設計単価へ反映を行っているほか、国と同様にスライド条項の柔軟な運用を実施し、最新の取引価格を反映し予定価格を設定している。
- 最新の単価適用による予定価格の設定は、必要性が高いと考えている企業が84%、実績を評価しているのは62%であり、物価上昇のスピード感に合わせて単価を反映していくため、今後も取組を継続していく。

対象	主な資材	品目数	R4まで	R5～
主要資材	油脂類・鉄筋等	99	毎月	毎月
主要資材以外	コンクリート2次製品等	3,336	年4回	
地域別資材	生コン、骨材、As合材等	2,156	年1回	

施策3 建設産業の健全化

取組1 法令遵守と不良不適格業者の排除の徹底

実施主体：県

- 定例的に建設企業の営業所や工事現場立入検査等を実施し、建設業法に規定された技術者の配置や書類の作成・保管状況を確認し、必要に応じて指導、監督処分を行った。その他法令違反が疑わしい案件が発覚した場合にはその都度立入検査を実施し、必要があれば監督処分を行った。

▼立入検査及び監督処分実施件数

	R 3	R 4	R 5	R 6 10月末
立入検査件数	2	39	42	28
監督処分件数	9	15	20	32

※立入検査は定例および疑義案件の合計

※監督処分は「取消」「営業停止」「指示」の合計

- 東北地方整備局との共催で「建設業法令遵守講習会」を毎年1回実施し、毎回100人以上の建設企業に参加していただき、建設業法や関連法令における注意事項等について周知を行った。
- 施策評価アンケートでは、75.4%が「取組の必要性」が高い、70.7%が「取組実績を評価」すると回答しており、一定の評価を得ているものの、監督処分の件数は減少していないことから、今後も引き続き取組を継続していく。

取組2 適正な元請・下請関係の促進

実施主体：県

- 建設業法で規定されている技術者の配置ルール等について掲載している「建設業法令遵守ハンドブック」を随時更新し、ハンドブックを周知するノベルティを作成して窓口等で配布するなど周知を行った。
- 適正な元請・下請関係を促進するため、取組1で述べた立入検査を建設企業に実施する際に、適切に契約・工事代金の支払がなされているか確認し、必要に応じて指導を行った。
- 県工事においては「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づき、下請契約する前に、事前に下請負人に係る工事費内訳書の提出を求め、その妥当性の確認を行っている。また、令和6(2024)年度より、法定福利費の妥当性についても確認したうえで承認している。
- 下請契約代金の未払いなど建設工事に関する紛争の相談件数は減少傾向であり、施策評価アンケートでは、79.8%が「取組の必要性」が高い、73.6%が「取組実績を評価」すると回答しており、建設企業からも一定の評価を受けている。



▼県事業管理課に寄せられた紛争相談件数

	R 3	R 4	R 5	R 6 10月末
紛争相談件数	96	57	38	24

- 元請・下請関係の適正化については、第三次・担い手3法においても労務費の下請け企業へのしわ寄せ防止が盛り込まれており、今後も引き続き取組を継続していく必要がある。

施策4 適正かつ公平な市場環境の整備

取組1 入札契約制度の的確な運用・改善

実施主体：県

- 総合評価落札方式において、国や業界の動向、建設業における時間外労働の上限規制など社会的要請を踏まえ、入札動向や実施状況を見ながら、価格と品質に優れた調達の推進及び県内企業の育成を図られるよう評価項目などの改定を行った。

＜総合評価落札方式の評価項目の改正（主なもの）＞

（工事）CCUS 評価項目の導入（登録・活用）
地域の守り手としての評価を拡大

（業務）業務箇所管内企業の加点評価を導入
専門技術力の業務成績の対象期間の拡大

- また、一般競争入札における総合評価落札方式を適用した割合は、令和5年度において建設工事では約8割、建設関連業務では約9割となっており、価格評価点が1位でないものが落札した割合（＝逆転率）は建設工事、建設関連業務とも約5割となっており、価格と品質に優れた調達がされている。また、工事成績評価は、令和5年度完成工事に完成した工事において総合評価落札方式の適用した工事と適用していない工事では、適用した工事が5点高く、品質確保につながっている。

▼総合評価の適用率と逆転率

年度	R3	R4	R5
適用率			
工事	85%	83%	84%
逆転率	39%	47%	45%
建設関連業務	79%	81%	94%
逆転率	58%	53%	52%

※一般競争入札件数における割合

※逆転率：価格評価点が第1位でない者が落札した割合

- 県工事への新規参入や受注実績の少ない企業の受注機会の拡大を図ることを目的に、建設工事及び建設関連業務の総合評価落札方式において、過去の受注実績に関する評価項目を無くし、施工計画等の割合を高くした「技術提案チャレンジ型」を導入し、発注件数を拡大しながら実施した。
- チャレンジ型で受注した一部の企業では工事成績評価で優良な成績を収め、得た実績を基に別の工事を受注するなど、これまで、県発注工事の少なかった企業の育成に寄与している。

▼令和5年度の工事成績評価

項目	工事成績評価（平均点）
総合評価適用	82.4点
総合評価非適用（最低価格落札方式）	77.4点
差	5.0点

▼技術提案チャレンジ型の実施状況

単位：件

年度	R3	R4	R5
種別			
工事	3	5	18
業務	未導入	2	8

- 地元企業の受注機会の確保を図るため、複数ブロック限定を含む「ブロック限定型」による発注を行っているが、近年、地元企業の受注割合は減少傾向にある。また、一部の地域では管外企業の算入割合が高く、地元企業の受注が難しい状況となっている。

▼土木一式工事（全等級）における地元企業の受注率

	R3	R4	R5
地元企業受注率（②/①）	81.3%	81.6%	80.0%
工事件数①	289	282	325
地元企業受注件数②	235	230	260

- 施策評価アンケートでは、入札契約制度の的確な運用・改善について、73%が「必要性が高い」と評価し、実績においては53%が「取組実績を評価する」としている。
- 一方で、一部の地域では、管外企業の算入により地元企業が受注が厳しい状況となっていることから、「地域で調達できるものは地域に発注する」という調達方針に基づき、地元企業の受注機会の確保に向けた制度の運用・改善の検討が必要となっている。

取組2 ダンピング対策の強化 実施主体：県

- ダンピング受注を防止するため、低入札調査基準価格及び失格判断基準について、国の改定状況を踏まえ、令和3年4月に建設関連業務の指名競争入札において調査基準価格を適用するとともに、令和4年10月に建設工事で、令和6年10月に建設関連業務で、調査基準価格の改定を行った。

▼建設工事における調査基準の改定

改正前	改正(R4.10～)
・純工事費 ×0.97	・直接工事費 ×0.97
・現場管理費 ×0.75	・共通仮設費 ×0.90
・一般管理費 ×0.65	・現場管理費 ×0.90
	・一般管理費 ×0.68

▼建設関連における調査基準の改定

改定前	改定(R6.10～)
<設計業務>	<設計業務>
・直接人件費 ×1.00	・直接人件費 ×1.00
・直接経費 ×1.00	・直接経費 ×1.00
・その原価 ×0.90	・その原価 ×0.90
・一般管理費 ×0.48	・一般管理費 ×0.50

- これにより、建設関連業務の指名競争入札では落札率が大幅に改善し、建設工事では減少傾向であった落札率が改定以降は回復傾向にあり、低入札の抑制効果が現れている。

▼業務における落札率(指名競争入札)

年度	R2	R3	R4	R5
指 名	77.0%	83.6%	83.5%	84.5%

→調査基準価格制度を導入

▼工事における落札率(一般競争入札)

年度	R2	R3	R4	R5
一 般	93.3%	91.5%	91.0%	92.8%

→調査基準価格を改定

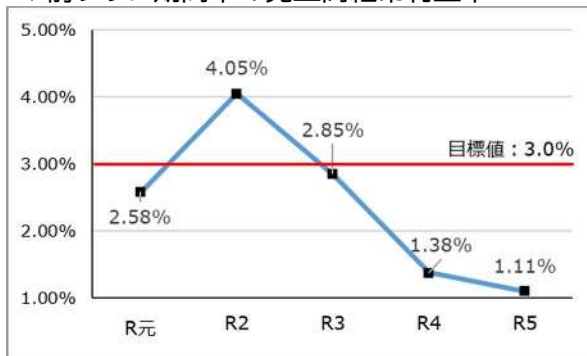
- これまで除融雪業務など一部の業務のみに適用していた維持管理業務においても、低入札調査基準価格を適用し、ダンピング受注防止を図った。
- 施策評価アンケートでは、ダンピング対策の強化について、81%が「必要性が高い」と評価し、実績においては70%が「取組実績を評価する」としていることから、国の改定状況などを注視しながら取組を継続していく必要がある。

目標指標の状況

売上高経常利益率

- ◇ 前プラン策定時の建設投資額が急減している状況下において、建設企業が将来にわたって持続していくためには、利益を確保し経営の安定を図る必要があることから、企業の収益性を示す売上高経常利益率を指標としていた。
- ◇ 目標の数値は、前プラン策定時に宮城県の数値が2.58%に対し東日本平均が3.39%であったことから、3.0%に設定していた。
- ◇ 建設産業支援セミナーの開催や発注見通しの公表等により、建設企業の経営戦略を立案できる環境の醸成や、入札契約制度における総合評価落札方式の改正や入札時のダンピング対策の取組を実施してきたが、売上高経常利益率は低下傾向であり、令和5年度には1.11%となった。
- ◇ 売上規模別にみると、比較的大規模な建設企業では一定の水準を維持しているが、企業数の多い売上高1億円未満の小規模な建設企業において、売上高経常利益率がマイナスであり、企業の持続性が心配される状況である。
- 地域の建設業が「地域の守り手」としての役割を担っていくためには、安定した経営を維持していく必要があることから、経営の安定・強化に向けた取組を継続していく必要がある。

▼前プラン期間中の売上高経常利益率



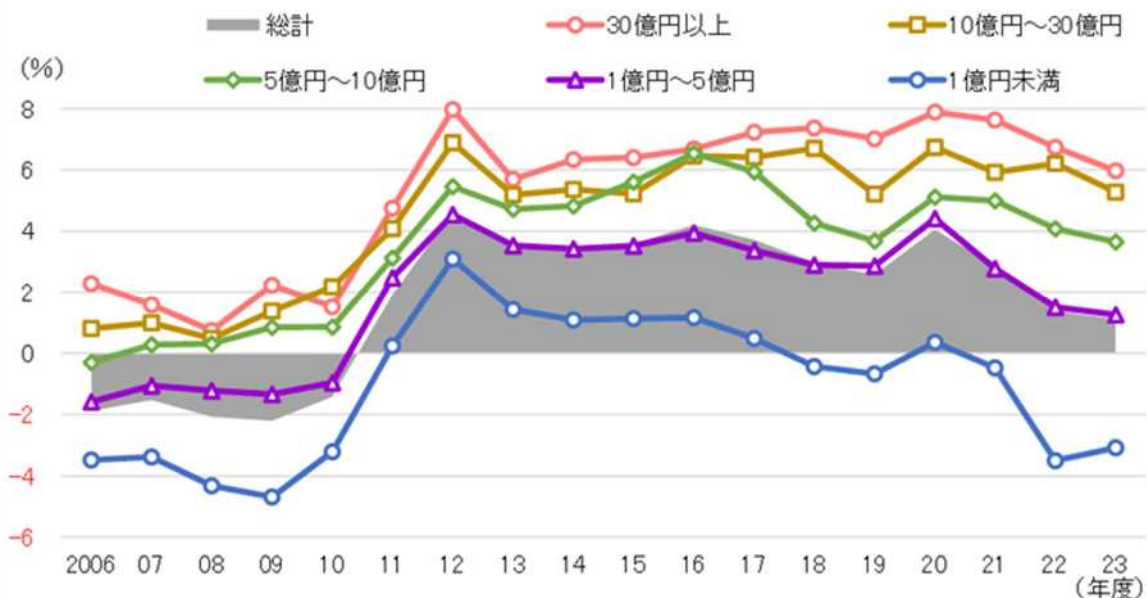
■売上高経常利益率とは

$$\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100(\%)$$

売上高に対して、どれだけの経常的な利益を上げたかを表している。財務力を含めた総合的な収益力を表す重要な比率。

※東日本建設業保証(株)『建設業の財務統計指標』より引用

▼売上高経常利益率（売上高階層別）【再掲】



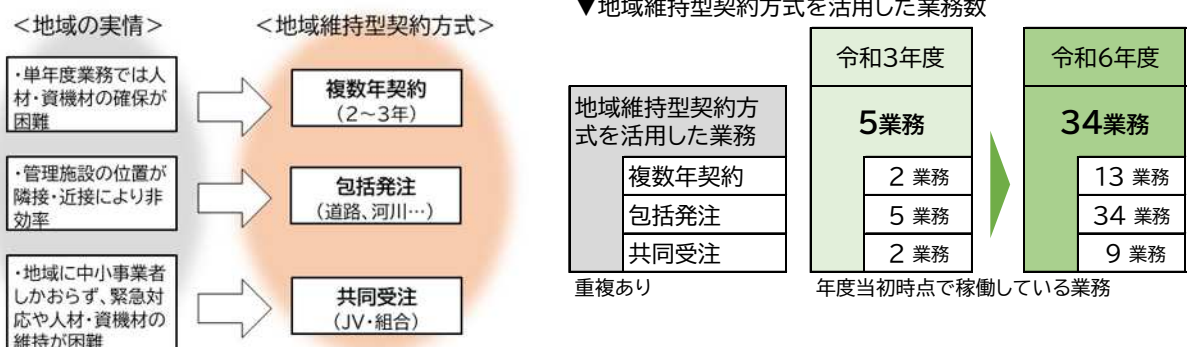
基本目標4 地域力の強化

施策1 地域の守り手として地域社会の維持、安心・安全の確保

取組1 地域における社会資本の維持管理に資する入札契約制度の構築及び普及 実施主体：県

- 就業者の高齢化・若手技術者の減少、公共投資額の減少により維持管理や除雪など地域を支える担い手の確保が重要となっている。
- 「地域維持型契約方式」は、地域の維持に不可欠な維持管理業務について、地域ごとの実情に応じた、複数年契約・包括発注・共同受注による発注方式であり、平成28年に試行導入後、令和6年度時点で34業務が稼働している。各地域での意見交換を踏まえ、地域の状況に応じた維持管理業務を実施している。

▼地域維持型の適用の考え方



- 本方式の発注により複数年契約が増加している状況にあり、業務の実態に合わせて、より適切な諸経費の確保で安定した業務が行えるよう、複数年契約における積算基準を改定し、これまで複数年分の直接工事費に対して諸経費を計上していたものを、単年度毎に諸経費を計上する方法に変更した。



▽ 複数年契約における業務費の試算例 金額の増大により諸経費が目減り

	＜直接工事費（総額）＞			＜諸経費＞	＜業務費＞
従来	1.8億円			1.5億円	3.3億円
	0.6億円 1年目	0.6億円 2年目	0.6億円 3年目	1.8億円×0.8 総額に対する諸経費率	（税抜き） 3か年契約
改正後	＜業務費（1年目）＞ 1.2億円 直工 0.6億円 諸経費 0.6×1.0			＜業務費（2年目）＞ 1.2億円 直工 0.6億円 諸経費 0.6×1.0	＜業務費（3年目）＞ 1.2億円 直工 0.6億円 諸経費 0.6×1.0
					＜業務費＞ 3.6億円 （税抜き） 3か年契約

- 業界団体からは、「複数年契約となることで人員配置など中期的な見通しが可能となった」、「共同受注となることでワークシェアにより迅速な対応が可能となった」といった意見が挙がっている。
- 施策評価アンケートでは、取組の必要性は65%、取組の実績は56%となっているが、「分からない」が25%となっており、制度への理解が浸透していない
- 地域維持型契約方式の活用は、運用が始まって間もないということもあり、必要性が高いと評価する企業は6割であるが、地域の実情に合わせて活用していくことは地域の守り手の維持に繋がっていくことから、今後も取組を継続し浸透を図っていく。

取組2 専門性の高い維持管理技術者の確保・育成 **実施主体：県**

- 建設関連業務の配置管理技術者等において、国土交通省資格に登録された点検・診断等の民間維持管理資格の活用を図るため、みやぎ建設総合センターによる維持管理業務に資する研修会開催に向けて検討を行ったが、プラン期間中に開催までには至らなかった。
- 施策評価アンケートでは、必要性は49%の評価であるが、「分からない」が38%となっており、建設企業においても民間維持管理資格への理解が低いことが推察され、取組の継続が必要である。

施策2 災害対応の知見を生かした災害発生時の対応確保**取組1 地域の災害対応力の強化** **実施主体：県・業界****○BCP 策定の普及啓発**

- BCPの普及啓発と策定率の把握のため、BCPについてのアンケート調査を業界団体会員企業など約1,000社を対象に令和4年8月と令和6年6月の2回実施した結果、BCP自体の認知不足や必要性の認識不足、策定に係る資金的課題が浮彫となった。
- 令和4年から6年にかけて毎年BCPの普及啓発に向けたセミナーを開催し、令和5年度からはBCP策定を要件とした補助事業を実施しているものの、上記アンケート調査におけるBCP策定率は16.4%と低迷している。
- BCPは大規模災害時に地域の建設企業がいち早く「地域の守り手」としての役割を果たすために必要であるが、施策評価アンケートでの企業の評価は必要性が58%、実績を評価するが41%となっており、必要性はある程度認識されているものの、企業のBCP策定率が低いままである。今後も災害対応力の強化のためBCP策定率向上に繋がるよう取組を継続していく。

○災害対応力強化に向けた支援

- 「地域の守り手」である地域建設産業において、大規模災害への備えの強化に意欲的な県内建設企業等をハード・ソフトの両面から支援する「地域建設産業災害対応力強化支援補助事業」を令和5年度に創設した。
- 災害への備えとしての備蓄資材の購入や災害への迅速な対応としてのICT関連機器の購入、事業継続計画（BCP）の策定に要する費用など令和5年度に25者へ、令和6年度に31者へ支援した。また、本事業によりBCPを策定した企業は33者となっており、BCPの策定促進が着実に図られた。

**▼補助事業の交付決定状況**

年度	R5	R6
企業数	25者	31者

※R6年度は、R6.11月末時点の見込み数

- 「地域建設産業災害対応力強化支援補助事業」の活用により、企業における災害対応力の向上が図られたが、想定していたより活用されていない状況にあり、施策評価アンケートにおいても「分からない」が12%と、本事業の周知が課題となっている。災害対応力強化支援事

業は企業のBCP策定を促し、資機材導入により災害対応力強化に繋がることから、今後も取組を継続していく。

○地域建設企業等との防災協定に基づく連携体制の確保

- 県と防災協定締結団体合同による防災訓練や、防災協定締結団体及び個別企業単位で訓練を実施した。Web会議を活用した防災訓練では、各地域の活動状況を共有システムに集約するなど、実践的な訓練で災害対応力の強化を図った。
 - 令和4年7月に発生した豪雨災害においても、防災協定に基づき訓練を生かした迅速な応急復旧を実施した。
- 施策評価アンケートでは、87%が必要性和高いと回答し、取組実績についても75%が評価している。今後も、災害時の迅速な対応をとれるよう取組を継続していく。

○建設資材の安定供給に向けた連携確保

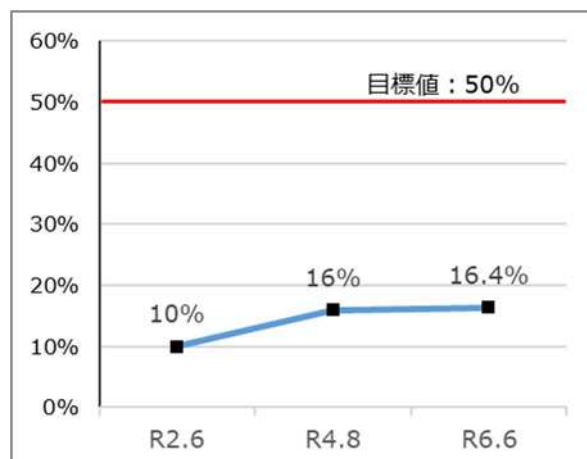
- 建設資材の安定的確保等を図ることを目的に、発注機関、建設業者団体、資材業社団体、資材等調査機関で構成する建設資材東北地方連絡会を設置し、建設投資の見通し及び建設資材の需給見通しについて情報交換、調査等を行っている。
 - 建設工事に使用する主要建設資材について、供給の逼迫が生じないように、各発注機関での需見通しを調査し、年2回開催される建設資材東北地方連絡会の場で情報交換を行っている。
- 施策評価アンケートで必要性について80%と高く、取組実績は60%が評価しており、安定供給に向けて引き続き情報提供を続けていく。

目標指標の状況

BCP策定率

- ◇ 災害発生等の緊急時に「地域の守り手」として地域建設業に期待される役割を果たしていくため、各建設企業で即応できる体制を構築・維持していけるようにという観点から、BCP策定率を採用し、目標値の50%を大きく下回る16.4%となっている。
- 「地域の守り手」として、大規模災害時に迅速に活躍するためには、BCPの策定など災害対応力の強化に向けた取組を継続していく必要がある。

▼BCP策定率



※県事業管理課においてアンケートを実施
 対象：宮城県建設業協会、みやぎ中小建設業協会、宮城県専門工事業団体連合会の会員企業及び上記団体に所属していない県工事受注業者
 調査業者数：約1,000

検証のまとめ

基本目標1 担い手の確保・育成・・・継続

- 前プランでは、建設キャリアアップシステムの登録の促進や適切な工期設定と週休二日工事の拡充などの働き方改革と待遇の改善に取り組み、併せて、女性の働きやすい職場環境の構築にも取り組んだ。
- また、建設業のイメージ向上による入職者の増加を目指し、建設産業関係団体と連携し一体となってイベントの開催や、交流会、動画の配信など、建設業への興味関心の醸成に向けた取り組みを実施した。
- 取組の結果、高卒者の建設業への入職率が増加傾向となっており、一定の成果が上がっているが、建設業における完全週休二日制の導入率はまだ低く、他産業と比較して労働条件の改善には課題が残るため、今後も取組を継続していく必要がある。

基本目標2 生産性の向上・・・継続

- 前プランでは、生産年齢人口の減少に対応するため、建設業の省力化・効率化のため、新技術を採用を促進し、ICT工事の施工やBIM/CIMによる3次元データの活用、遠隔現場臨場の実施などに取り組んだ。このほか、公共工事の施工時期の平準化が進展し、建設業者の業務の繁閑が改善傾向である。
- 取組の結果、一定程度規模以上の建設企業においては、新技術の導入が進んだが、中小規模では、ICT機器等を導入している建設企業は少なく、引き続きDXの推進等の取り組みを行っていく必要がある。

基本目標3 経営の安定・強化・・・継続

- 前プランでは、震災復興需要収束による経営環境の変化に建設企業が対応していくため、建設業総合相談窓口を設置したほか、建設産業経営支援セミナーを開催し、直近の社会情勢の変化から建設企業の課題にピンポイントに支援を行った。
- また、入札契約制度の適切な運用と改善、ダンピング対策のほか、物価高騰に対する対応にも取り組んだ。
- しかしながら、建設投資額の減少に伴い、建設企業の売上高経常利益率が下降しており、今後も経営の安定に向けた取組の継続が必要である。

基本目標4 地域力の強化・・・継続

- 前プランでは、「地域の守り手」としての建設業を維持していくため、地域維持型契約方式の導入のほか、大規模災害に備え、地域の災害対応力を強化するため、BCP策定の普及促進とICT関連機器等の資機材の導入支援に取り組んだ。
- 取組の結果、県内の多くの地域で地域維持型契約方式による維持管理業務が実施されている。一方で、BCP策定率は上昇傾向ではあるものの、低水準であり、今後も取組を継続していく必要がある。

《まとめ》

- 前プランの各基本目標における施策及び取組は、県内の建設業団体等を対象とした「建設産業振興に関するアンケート調査」からも、一定の効果があったものと考えられ、今後も継続した取組が求められている。
- 本プラン策定にあたっては、本県の建設産業を取り巻く現状や国の政策、県内の建設業関係団体の意向等を踏まえ、持続可能な建設産業の実現に向けた取組を盛り込んでいく必要がある。

第3章 現状の考察と課題の整理

1 担い手の確保・育成に関する課題

現状の考察

- 高校新卒者の入職率については改善がみられ、コロナ禍の影響を受けながらも戦略的広報を積極的に実施したことが、建設産業のイメージ向上、高校新卒者の入職促進に繋がったと考えられる。今後もイメージ向上と入職促進に向け、年代や性別に関係なく入職促進に繋がる効果的な取組を検討し、実施していく必要がある。
- 完全週休2日制の浸透については、県工事においては、時間外労働上限規制が適用された令和6年4月より週休2日工事を標準化し、取り組みが大きく進展している。今後は休日の質の向上や、市町村工事での取組の加速化による民間工事への波及に取り組み、就労環境の改善に取り組む必要性がある。
- 毎年、公共工事の労務単価を改定しているものの、キャリアアップシステム活用による技能者のレベルに応じた給与水準の実現や事務処理の効率化等への活用に繋がっていないなど、技能者の待遇改善に向けた取組は道半ばであり、取組を継続していく必要がある。
- 今後も生産年齢人口は減少続けるため、あらゆる担い手確保対策を講じたとしても、就業者数の減少と高齢化は避けられず、労働力不足が深刻化していくことが予想される。必要な労働力を労働市場において確保するため、若年層だけにこだわらず中途採用者や、女性・外国人活用も含めた多様な人材が活躍することが求められる。
- 長時間労働や労働争議、労働災害の発生は3K（キツイ・汚い・危険）イメージを提起させ、新規入職者増加の阻害要因となり、必要な人員を充足できていない。建設産業のイメージ向上の為、働きやすい職場環境実現に向けた取組や3Kイメージの払拭が必要である。



- 労働力不足が深刻化しているにもかかわらず、女性や外国人の活躍が広がっていない。
- 完全週休二日制の浸透や長時間労働の是正などの待遇改善による担い手の他産業への流出防止が必要となっている。
- 建設業のさらなるイメージの改善が必要である。

人口減少社会において建設産業が持続していくためには、
「担い手の確保・育成」の課題解決が必要

2 生産性の向上に関する課題

現状の考察

- 公共工事における施工時期の平準化は高水準となり、建設業者における業務の繋閉が改善され、労働環境改善と業務効率化が進展した。今後は平準化率の維持に向けた取組の継続と市町村における取組の浸透を図る必要がある。
- 入札契約制度の総合評価落札方式による ICT 活用の評価を実施したことなどにより、公共工事における ICT 活用は拡大している。一方で、更なる普及に向けて ICT 技術への理解向上へ向けた講習会等の取組が求められるなど、更なる拡大に向けては人材の育成についての取組も継続が必要である。
- 少数の担い手で社会資本の整備・維持管理等を行っていくため、ICT 活用等による労働生産性の向上が不可欠であるが、各圏域の中小建設企業においては ICT 活用が進展しておらず、導入コストや人材育成に対して経営努力が求められる。



- 生産年齢人口減少による人手不足及び 2024 年問題への対応の為、より一層の現場の省力化・効率化が必要である。
- 効率化の手段の一つとして、DX への取組が必要だが、特に中小建設企業において DX が進展していない。
- 現場や DX の取組を担う人材の育成が必要である。

**人口減少社会に、建設産業が対応していくためには、
「生産性の向上」の課題解決が必要**

3 経営の安定・強化に関する課題

現状の考察

- 売上高経常利益率が低下しており、特に中小建設企業の数値が悪化しており、今後の経営の健全性を維持していけるのか自己資本比率などの経営指標にも注目していく必要がある。
- 建設投資額の減少に伴い、行政は過大な価格競争とならないよう入札契約制度の的確な運用と改善により、透明性・公平性・競争性の更なる確保を図っていくとともに、物価上昇へも随時対応していくことが必要である。事業者には市場環境の変化に対応していく経営努力が必要とされる。
- 建設業法違反の疑いによる立入検査や監督処分が増加しており、コンプライアンス意識の強化と不良不適格業者の指導監督を継続することが必要である。
- 建設投資額は震災前の水準に戻りつつある中で、建設業者数はほとんど減少しておらず、企業は競争に生き残る経営体力を強化していく必要がある。



- 特に小規模な建設企業において市場環境の変化に対応できる経営力の強化が必要とされる。
- 過度な価格競争とならないよう、入札契約制度の的確な運用と改善により、透明性・公平性・競争性の更なる確保を図っていく必要がある。
- 第3次・担い手3法にも盛り込まれた物価変動への対応や下請業者への労務費のしわ寄せ防止を図っていく必要がある。

社会環境の変化に対応し、地域の建設産業が持続していくためには、
「経営の安定・強化」の課題解決が必要

4 地域力強化に関する課題

現状の考察

- BCP 策定率が低い現状であるが、災害が激甚化・頻発化している状況に対応していくため、BCP の普及促進と、災害対応力強化に向けた取組を継続していく必要がある。
- 地域維持型契約方式の活用による地域の建設業者の協働による社会資本の維持管理業務の実施や、建設工事においても地元の建設業者による受注を確保するなど、地域建設業の維持発展に向けた取組が必要とされる。
- 小規模事業者では、事業承継せずに廃業を検討している割合が高く、将来的に各圏域の建設業者が減少し、地域の社会資本維持管理能力の低下を招く恐れがある。



- 各圏域の社会資本の維持管理を担うのに十分な地域建設業の規模を維持していく必要がある。
- 大規模災害発生時の「地域の守り手」としての役割を十分に発揮できるよう地域建設業の災害対応力を強化していく必要がある。

地域住民の生活基盤の維持と災害発生時の対応力を維持・強化していくため
「地域力の強化」の取組が必要

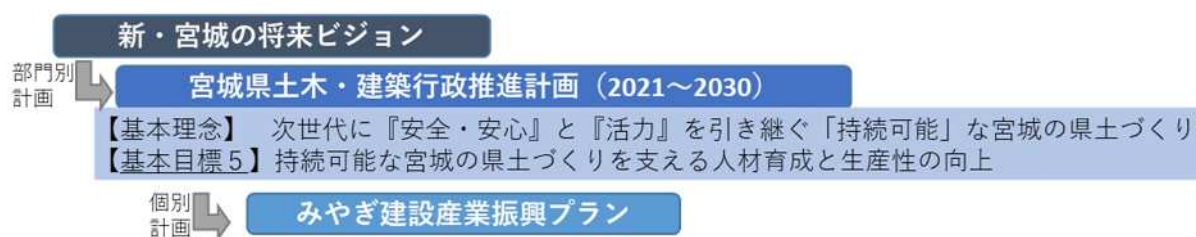
まとめ

県内建設業が抱える課題は、担い手の確保と育成が必要であること、生産性を向上させること、地域の建設業の経営を安定させ強化していくこと、地域を守り、支える能力を維持・強化していくことに整理できる。これらの課題は第3期プラン時と同様であり、プランの取組により改善が図られているものもあるが、より深刻化している点も見られることから、効果的かつスピード感をもった施策を講じていく必要がある。

第4章 基本理念及び基本目標

第1節 基本理念

本プランの上位計画である推進計画では、強靱な県土づくりを行いながら、人口減少や少子高齢化の進展に伴う地域経済・社会を取り巻く諸課題に対応した持続可能な地域社会づくりを目指し、「次世代に『安全・安心』と『活力』を引き継ぐ「持続可能」な宮城の県土づくり」に取り組むことを基本理念に掲げている。その基本理念に基づく基本目標の一つとして「**持続可能な宮城の県土づくりを支える人材育成と生産性の向上**」が設定されている。



- 建設産業は、平時には社会インフラの整備・維持を通じて県民生活と経済活動を支える重要な産業であり、災害時には社会インフラの早期復旧を担い、社会経済活動の早期回復に貢献する「地域の守り手」の役割も果たしており、その能力を持続可能なものにすることが必要である。
- そのため、県内の各圏域において、「地域の守り手」としての役割を十分に果たすとともに、他の産業と比較しても遜色が無い産業競争力を維持できる建設産業があるべき姿であると考ええる。
- あるべき姿の実現に向けては、行政の取組だけではなく、業界における自主的な取組も必要不可欠であり、特に小規模事業者が厳しい状況にあることを念頭に置きながら、互いに連携する必要がある。
 - 以上より、第3期みやぎ建設産業振興プランの骨格は基本的に踏襲し、基本理念を以下のとおりとする。

**「地域の守り手」として宮城の県土づくりを担う
持続可能な建設産業の育成**

第2節 基本目標

基本理念の達成に向けて、前章の4つの課題に応じた基本目標を以下のとおり設定する。

1 基本目標1「担い手の確保・育成」

- 担い手の入職・定着促進に向け、長時間労働の是正をはじめとする働き方改革を推進し、他産業と遜色の無い待遇の実現など、新3K（給与、休暇、希望）の実現を目指す。
- 新卒者のほか、中途採用者や多様な人材による担い手の確保を目指し、女性の活躍と、外国人労働者の活用促進にも取り組む。
- 未だ根強い3K イメージを払拭し、多様な人材に建設業を選択してもらえるよう、戦略的に広報展開を行っていく。

〈施策〉

- （1）働き方改革の推進
- （2）多様な人材の活躍と定着
- （3）建設産業の戦略的広報

2 基本目標2「生産性の向上」

- 生産年齢人口の減少に対応するには、生産性の向上が必要不可欠である。入職者の確保と併せて効率化・省人化を推進するために、中小建設企業も含めた ICT 活用と DX の浸透を目指して、建設業のDXを推進し、そのための人材育成にも取り組む。
- また、現場を担う人材の育成や新工法の採用促進による現場の省力化・効率化、技術力・専門力の強化にも引き続き取り組む。

〈施策〉

- （1）現場の省力化・効率化
- （2）DX の推進
- （3）技術力・専門力の強化及び評価

3 基本目標3「経営の安定・強化」

- 地域建設産業が持続していくため、建設企業が中長期的に経営の健全性を強化していくことを目指し、近年の急速な社会情勢の変化に対応できるような経営力の向上支援と、将来を見通せる環境整備に取り組む。
- また、公共工事における適正かつ公平な市場環境の整備と受注機会の確保のほか、法令遵守の推進による適切な競争環境の推進にも引き続き取り組んでいく。

〈施策〉

- (1) 社会情勢の変化に合わせた経営支援
- (2) 将来を見通せる環境整備
- (3) 法令遵守の強化推進
- (4) 適正かつ公平な市場環境の整備と受注機会の確保

4 基本目標4「地域力の強化」

- 地域建設業が「地域の守り手」の役割を担いつつづけるために、地域建設業の持続性確保に向け、インフラの維持管理に資する入札契約制度の改善や、災害対応の知見を生かした災害対応力強化に取り組んでいく。

〈施策〉

- (1) 地域建設業の持続性の確保
- (2) 災害対応の知見を生かした災害発生時の対応確保

第3節 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

建設産業は「地域の守り手」としての役割を持ち、社会資本整備・維持を通じて経済・社会・環境に大きな影響を与えることから、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」は、担い手確保や生産性向上など、様々な課題を抱える建設業にとって、重要な観点となっている。

また、人口減少を見据えた持続可能な地方創生の実現や脱炭素による環境負荷低減などにも資することから、自治体も積極的に取り組む必要があるものである。

本プランの上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」や「宮城県土木・建築行政推進計画（2021～2030）」においては、SDGsの視点を取り入れ、「誰一人取り残さない社会の実現（包摂性）」や「経済・社会・環境の相互作用による成長（統合性）」などの特徴や17のゴールを、理念や施策に反映しており、本プランにおいても関連する7つのSDGsの視点を取り入れ、各取組を進めていくこととする。

《計画の位置付け及びSDGsの関連性のイメージ》



※ 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された国際目標。「地球上の誰一人として取り残さない」という理念のもと、人類、地球及びそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、2030年を達成期限とする17のゴールが設定されている。

第5章 各基本目標を推進する施策

第1節 施策体系

4つの基本目標と12の施策、27の取組から成る以下の施策体系に基づき、本県の建設産業の振興を推進していく。

基本目標1 担い手の確保・育成		
	施策1 働き方改革の推進	
	取組1	適切な賃金水準の確保
	取組2	建設キャリアアップシステムの活用促進
	取組3	計画的な休暇取得の推進
	取組4	時間外労働の是正
	取組5	建設工事従事者の安全及び健康確保
	施策2 多様な人材の活躍及び定着	
	取組1	担い手の入職促進と離職防止
	取組2	女性活躍・定着の推進
	取組3	外国人労働者の活用
	取組4	若者の人材育成
	施策3 建設産業の戦略的広報	
	取組1	産学官が連携した積極的な広報活動の展開
基本目標2 生産性の向上		
	施策1 現場の省力化・効率化	
	取組1	新技術・新工法の活用促進
	取組2	施工時期の平準化の促進
	取組3	業務効率化の推進
	施策2 DXの推進	
	取組1	建設企業のDX推進とデジタル人材育成
	取組2	各種手続きの電子申請化推進
	施策3 技術力・専門力の強化及び評価	
	取組1	技術力・専門力の向上支援
基本目標3 経営の安定・強化		
	施策1 社会情勢の変化に合わせた経営支援	
	取組1	経営力の向上支援
	施策2 将来を見通せる環境整備	
	取組1	中長期的な公共投資見通し等の公表
	取組2	適正な利潤を確保可能とする予定価格の設定等
	施策3 法令遵守の強化推進	
	取組1	法令遵守の推進と不良不適格業者への指導監督
	取組2	適正な元請・下請関係の促進
	施策4 適正かつ公平な市場環境の整備と受注機会の確保	
	取組1	入札契約制度の適確な運用・改善
	取組2	ダンピング対策強化
基本目標4 地域力の強化		
	施策1 地域建設業の持続性の確保	
	取組1	地域における社会資本の維持に資する入札契約制度の構築及び普及
	取組2	専門性の高い維持管理技術者の確保・育成
	取組3	事業承継支援
	施策2 災害対応の知見を生かした災害発生時の対応確保	
	取組1	地域の災害対応力の強化

第2節 基本目標1「担い手の確保・育成」を推進する施策

施策1 働き方改革の推進

【現状と課題】

- 生産年齢人口の減少と従事者の高齢化により担い手不足の更なる深刻化が予想される。
- 入職者を確保するためには、適切な賃金水準の確保や労働時間の削減と休暇制度の充実など、働き方改革の推進による就労環境の改善が急務である。

【施策の方向性】

- 技能者の適切な賃金水準の確保や将来的なキャリアアップを見据えた待遇改善に繋がる取組のほか、休日の確保、時間外労働の是正など労働環境の改善に向けた取組を実施。

◆【新規】、【拡充】…新規にプランに掲載する取組又は前プランの内容を拡充する取組

◇【継続】…前プランから継続する取組

〈取組1〉適切な賃金水準の確保

◇実態を踏まえた公共工事労務単価の改定【継続】 実施主体: 県

農林水産省及び国土交通省が毎年実施している公共事業労務費調査により労働者の賃金を調査し決定された労務単価について、毎年2月に改定を行い、3月から適用している。引き続き、最新の公共工事設計労務単価を設定し、適切な賃金水準の確保に努める。

◇各建設業団体等による適切な賃金水準確保の取組の徹底・強化【継続】 実施主体: 業界

建設企業が、公共工事設計労務単価や、国土交通省が実施する標準労務費の勧告と雇用に伴う必要経費の関係を正しく理解し、適切な賃金水準を確保できるよう、各建設業団体等の取組の徹底・強化を図る。

◆スライド条項の適用による労務費の価格転嫁推進【新規】 実施主体: 県

請負契約締結後の急激な賃金水準又は物価水準の変動により当初の請負金額が不適当となった場合における請負代金額の変更については、工事請負契約書27条の規定により、基準日以降の残工事について見直しを行えることとしている。

引き続き、スライド条項を適用し適正な工事価格となるよう価格転嫁の推進に努めていく。

◆標準労務費の勧告を踏まえた著しく低い労務費等に対する指導【新規】 実施主体: 県

第3次担い手三法により、国土交通省で実施される標準労務費の勧告のもと、建設企業が適切な労務費を見積もりに計上したうえで、工事請負契約を締結しているか立入検査等により確認を実施し、必要があれば指導を行い、労務費の適切な計上の促進を図る。県工事においては、「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づき、受注業者が下請け契約を締結する際に、労務費等が適切に計上されているか確認を行う。

◇法定福利費を内訳明示した見積条件の普及促進【継続】 **実施主体：県**

工事請負契約の見積において、法定福利を内訳明示し適切な金額を計上しているか、定例の立入検査において確認を行うほか、県発注工事については、発注部署による確認を実施し、適切な計上が行われていない疑いのある案件について、事業管理課への報告を求め、指導に向けた情報収集を行う。

〈取組2〉建設キャリアアップシステムの活用促進

◇建設キャリアアップシステムの活用に応じた総合評価落札方式での加点評価【継続】

実施主体：県

技能者の能力・経験等に応じた適正な処遇改善につなげることを目的とした建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及促進のため、総合評価落札方式において、「CCUSの事業者登録」、「CCUSの活用提案」を評価項目として設定しており、今後も、応札者における登録状況や活用状況などを踏まえ、活用促進に向けた取組を展開していく。

◇CCUSを活用した技能や経験にふさわしい処遇（給与）の実現【継続】 **実施主体：業界**

技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、有能な技能者がその技能と経験・資格等に見合った報酬を得られるよう、建設企業において、CCUSを活用し各レベルに応じた適切な賃金水準の確保を図るとともに、登録サポートやポスターなどによる普及啓発、広報活動を実施する。

【図】 CCUS の概要

＜建設キャリアアップシステムの概要＞



（出典）国土交通省 HP より（https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/ccus_about.html）

〈取組3〉計画的な休暇取得の推進

◇適正工期の確保等を通じた休日拡大の誘導【継続】 **実施主体：県**

適正な工期の設定は、公共工事品確法における発注者の責務であり、工事の実態に見合った工期の設定が必要となることから、「工期設定支援システム」を活用し、4週8休や天候による不稼働日を考慮した工期設定を行っている。

令和2（2020）年度に「工期設定支援システム活用マニュアル」を制定し、試行工事を実施し、試行工事と併せて、土木部職員研修「積算システム研修（新任職員）」で操作方法等

についての研修を実施し、周知を図った。

令和6年度からは、原則全ての土木工事で「工期設定支援システム」を活用し工期設定を行っている。引き続き、適正な工期設定に取り組んでいく。

◆週休2日制の普及拡大【拡充】 実施主体:県

建設業は、他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっている。現場に従事する技術者・技能者の長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを行っていくことが必要となっている。このため、県では、これまで週休2日モデル工事の発注件数を拡大しながら実施してきた。令和6年4月より建設業においても「罰則付き時間外労働上限規制」が適用になったことを踏まえ、「通期の週休2日（発注者指定型）」の標準化や「月単位の週休2日（受注者希望型）」の導入など取組を段階的に実施してきた。今後は、「月単位の週休2日（発注者指定型）」への段階的な移行や、さらなる休日の質の向上を図るため「完全週休2日」を目指し、週休2日制の普及拡大を図るとともに、関係団体・国・県・市町村と連携した取組「週休2日制普及促進DAY」による普及啓発活動を行っていく。

【図】R6 週休2日制普及促進 DAY ポスター



◇計画的な休暇取得に資する現場での工程管理の徹底【継続】 実施主体:県・業界

発注者が「工期設定支援システム」を活用して作成した工程と、受注者が施工計画時に作成した現場の工事工程を基に、計画的な工程管理を徹底することで土日の現場閉所を促進していく。

〈取組4〉時間外労働の是正

◇ウィークリースタンス(工事・関連業務)の推進【継続】 実施主体:県

担い手の育成及び確保を目的として、受発注者間相互の1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に工事・業務を履行することで、ワークライフバランスの推進を図っている。令和2（2020）年度に「ウィークリースタンス等実施要領」を策定し、建設工事及び建設関連業務で取組みを行っており、令和5（2023）年度には共通仕様書にウィークリースタンス（工事・関連業務）の取組を記載することで標準化し、県・市町村職員の参加する研修会を通じた周知を行っている。引き続き、研修会等において周知を図り推進に努めていく。

◇工事情報共有システムの普及促進【継続】 実施主体:県・業界

受発注者双方の工事帳票の処理の迅速化することで業務を効率化し生産性の向上を図ることとして、令和元（2020）年度に「工事情報共有システムの実施要領」及び「工事情報共有システムの活用ガイドライン」を策定し、工事書類の提出は原則、工事情報共有システム（ASP）を活用することとしている。

ほとんどの工事で適用されているが、市町村工事での活用も含め更なる取組の徹底が必

要と考えており、引き続き、研修会等において周知を図り推進に努めていく。

◇遠隔現場臨場やウェブ会議等リモート技術の活用【継続】 **実施主体：県・業界**

工事及び地質・土質調査（ボーリング調査）において、受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声を利用した Web 会議システム等を利用して段階確認や材料確認、立会を行うことで、受発注者の移動時間の削減等による効率化を図ることを目的として令和 3（2022）年度に「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を策定している。

令和 6（2024）年度には共通仕様書に建設現場における遠隔臨場の実施について明記し、標準化しているが、市町村工事での活用も含め更なる取組の徹底が必要と考えており、引き続き、研修会等において周知を図り推進に努めていく。

◆書類の簡素化・統一化【新規】 **実施主体：県**

受注者に提出を求めている工事関係書類について、提出対象書類の見直し、様式統一及び電子化等を図ることを目的に、平成 25（2013）年度に「工事書類の簡素化の試行要領」を定め工事書類簡素化を図ってきた。

また、令和元（2020）年度に「工事関係書類の標準化実施要領」を策定し、国と県の両方で共通する様式について、国様式 37 種類のうち、10 種類について様式を統一し、残りの 27 種類のうち 14 種類は県独自様式や、県で使用しない様式であり、残る 13 種類が契約関係様式となることから、統一化できるかも含めて検討を継続している。

さらに、令和元（2020）年度に、「工事書類簡素化ガイドブック」を策定し工事書類を必要最小限に抑えるために省略可能な書類の紹介や、提出・提示の区分を明確に示すなど受発注者双方の簡素化に対する共通認識の更なる向上を図っている。引き続き、研修会等において周知を図り、国様式との統一化についても検討を継続していく。

〈取組 5〉建設工事従事者の安全及び健康確保

◇建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画の推進【継続】 **実施主体：県**

令和 3（2021）年度に建設工事の事故防止対策を計画的に進めるために「第 6 次県工事事故防止対策事業計画」を策定し、事故の発生状況や傾向を踏まえた安全管理目標を定め、事故防止に努めている。また、毎年、受発注者向けに建設工事安全管理講習会を実施し、労働災害の防止に取り組んでいる。引き続き、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の向上を図るために、受発注者向けの建設工事安全管理講習会を継続して実施していく。

施策2 多様な人材の活躍及び定着

【現状と課題】

- 今後の生産年齢人口の減少と高齢化の進展により、担い手不足が懸念される中で、若者や女性だけでなく、多様な人材の建設産業への入職促進と定着が課題となっている。

【施策の方向性】

- 若手技術者・技能者の確保と離職防止、早期人材育成への環境整備の推進
- 多様な人材が働きやすい職場環境の整備と活躍・定着に取り組む企業への支援

〈取組1〉）担い手の入職促進と離職防止

◇インターンシップの積極的な活用【継続】 実施主体：県・業界

学生に建設業について正しく理解してもらい、建設業への入職意欲の向上と、入職後の離職を防止するため、各建設企業におけるインターンシップ実施を促進していく。

また、クラフトマン21事業¹（高校教育課・産業人材対策課等）により、技術者を講師とした実習授業を県内の工業高校で実施する。

◆奨学金返還支援事業の導入推進【新規】 実施主体：県・業界

建設産業への入職促進と離職防止のため、建設企業において、就職間もない給与水準の低い時期に奨学金返済の負担を一部軽減する事業の導入を推進する。

◇多様な採用活動の推進【継続】 実施主体：業界

既卒求職者の建設業への入職を促進し、建設企業の中途採用も活用した担い手確保に向け、業界団体においてもハローワークで建設業への理解を深めるセミナーを開催する等の取組を推進する。

県雇用対策課で実施している中小建設企業が経営強化につながるような人材をU I J ターンにより雇用したり、お試し就業を実施する際の助成金や、みやぎジョブカフェにおいて採用に係る助言。情報提供等を行う企業採用コンシェルジュにより建設企業を支援する等、多様な採用活動による担い手確保を支援していく。

◆ハラスメント防止対策【新規】 実施主体：業界

若年層や女性の担い手を確保していくには、ハラスメントの防止に積極的に取り組む必要があるため、業界団体においても会員企業に向けて啓発活動を行っていく。

¹ 工業系学科を有する学校において、熟練技能者による実践的な指導や最新工作機械の導入等を通じて、企業で即戦力となる人材を育成する事業。

〈取組2〉女性活躍・定着の推進**◇女性が働きやすい職場環境の整備【継続】 実施主体:県**

建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備・維持していくためには、男女を問わず誰もが働きやすい環境整備を図ることが求められている。このため、企業による女性の積極的な登用を促すため、現場に配置される女性技術者用のトイレや更衣室に係る費用計上等の取組により、現場の環境整備を支援する。

また、県雇用対策課が開催している女性をを含めた誰もが働きやすい職場環境の整備に向けた企業セミナーを建設企業へ周知し、活用を促していく。

◇女性活躍・定着に積極的に取り組む企業への支援【継続】 実施主体:県・業界

女性活躍に取り組む建設企業を後押しするため、女性が働きやすい職場づくりやワークライフバランスの確保に取り組む「女性のチカラを活かす企業」²の認証を受けた企業に対する総合評価落札方式での評価をはじめ、「えるぼし」³や「くるみん」⁴の認定を受けた企業に対する経営事項審査での評価など女性の労働環境の整備を積極的に推進する制度の活用促進を図る。

◆女性就業者同士の連携による女性活躍の推進【新規】 実施主体:業界

建設業団体において、建設業で働く女性同士の交流会を設け、女性目線での建設業の環境改善に向けた活動や、積極的な広報活動などを行い、女性の更なる活躍と定着を図る。

〈取組3〉外国人労働者の活用**◆マッチングイベント等への建設業者の参加促進【新規】 実施主体:県**

県国際政策課では県内企業と外国人人材のマッチングを検討から採用、定着に至るまで段階的に支援する事業を実施しており、県内建設企業の活用を促していくほか、県内企業と日本で働く意欲のある外国人とのマッチングイベントへの建設企業の参加を促すなど、外国人労働者の活用に向けた取組を実施していく。

◆経営支援セミナー等を活用した普及促進【新規】 実施主体:県

建設企業の課題を解消し、担い手不足への対応として活用いただくために、経営支援セミナー等を活用して先進事例等を紹介するなどの取組を実施し、外国人労働者の雇用や育成、環境整備などについて懸念の解消を図る。

² 「女性のチカラを活かす企業」認証制度は、女性の登用・配置状況や仕事と家庭の両立支援等の一定基準を満たした場合に宮城県が認証する制度。

³ 「えるぼし」認定制度は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に厚生労働省が認定する制度。

⁴ 「くるみん」認定制度は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出を行った一般事業主のうち、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合に厚生労働省が認定する制度。

〈取組4〉若者の人材育成

◇外部機関(一般財団法人みやぎ建設総合センター等)と連携した研修【継続】 実施主体:業界

若手技術者・技能者の新規入職と建設産業への定着を促進するため、(一財)みやぎ建設総合センターによる新入社員や若手技術者を対象とした人材育成研修や、管理職員を対象とした人材の確保・育成・定着をテーマとする講座を実施する。

◇若手技能者に対するキャリアパス提示の促進【継続】 実施主体:業界

建設企業が若手技能者に対し、入職後の経験年数・キャリアに応じた収入、職位、技能、基幹技能者等へのルート、更にその先の多様なキャリアの可能性について提示する取組を促進し、担い手の定着を図る。

◆若手の資格取得促進【新規】 実施主体:業界

若手担い手が各種資格を積極的に取得し、将来のキャリアを明確に描けるようにすることで、離職防止や賃金水準の確保に繋がることから、各建設企業における資格取得に向けた環境整備の促進のほか、業界団体において、建設業への入職を志す学生に対して、入職前から資格取得に向けた講習を開催するなどの取組を実施する。

◇産学官連携による技術力向上支援【継続】 実施主体:県・業界

宮城県土木施工管理技士会、宮城県建設業協会、みやぎ建設総合センターが共同で土木系若手技術者を表彰する土木技術奨励賞を実施していくなどの取組により、技術力の向上を支援していく。

施策3 建設産業の戦略的広報

【現状と課題】

- 建設業に対する3K（キツイ・危険・汚い）のイメージが根強く、担い手確保の障壁となっている。
- 今後、担い手を確保する上で、働き方改革による就労環境の改善と合わせて、建設業の魅力や役割などを、効果的に発信していくことが重要となる。

【施策の方向性】

- 業界団体と連携し、様々な年代に戦略的にアプローチする広報活動の展開

〈取組1〉産学官が連携した積極的な広報活動の展開

◆建設業の魅力を伝える広報イベントの開催【拡充】 実施主体：県・業界団体

建設業のイメージ向上と入職促進のため、建設業の魅力を伝える広報イベントを開催する。業界団体と協力して小学生と保護者の親子をメインターゲットとして、県工事の現場見学会を開催数を拡大して各圏域で実施していくほか、毎年11月3日に開催している「みやぎ建設ふれあいまつり」を引続き開催していく。

業界団体においても、中高校生を対象とした建設現場や建設機械の見学会や、現場の第一線を担う建設専門工事業の役割と技術継承の重要性を一般にアピールするイベント「建設フェスティバル（K-DAY）」などの各種広報イベントを開催していく。

▼（左）親子現場見学会の様子 （右）みやぎ建設ふれあいまつり



◆建設産業関係団体と連携した高校生の入職促進【拡充】 実施主体：県・業界団体

高校生の建設業への理解・関心を高め、建設業への入職促進を図るため、高校生と若手技術者・技能者との交流会「みやぎ建設産業架け橋サロン」を業界団体と協力し、開催していく。工業高校や農林高校を中心に開催してきたが、就職希望者の多い普通科高校についても拡充を図る。

◆建設業の魅力を伝える動画コンテンツ等の展開【拡充】 実施主体：県・業界団体

建設業のやりがい、魅力や役割を伝える動画コンテンツ等を将来の進路を考える中高生に向けて発信するほか、広く一般の県民の方々の目につくようなデジタルサイネージやSNS 広告などを活用した広報を展開し、建設業へのイメージ向上を図る。また、業界団体等が独自に制作しているコンテンツとも相乗効果を得られるよう連携を図っていく。

第3節 基本目標2「生産性の向上」を推進する施策

施策1 現場の省力化・効率化

【現状と課題】

- 総人口における生産年齢人口の割合の減少に伴い、建設業の就業者の減少が加速することが想定される。
- こうした状況の中で、建設産業が社会資本の整備・維持管理を担う産業力を維持していくためには、現場の自動化による省人化、人員や機械の適切な配分と効率的な利用、適切な施工体制の確保に必要な工期設定などが課題となっている。

【施策の方向性】

- 現場の省人化（省力化・効率化）に向けて ICT 活用拡大など新技術・新工法の活用促進
- 計画的・効率的な施工体制確保のための施工時期の平準化や適正工期の設定の推進
- リモート技術、ASP 活用や、書類の簡素化など現場の事務的業務における効率化推進

〈取組1〉新技術・新工法の活用促進

◇ICTの活用拡大【継続】 実施主体：県・業界

担い手不足が課題となる中、現場での生産性の向上が不可欠でとなっている。3次元での起工測量、3次元設計データ作成、ICT建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理、3次元データの納品といった一連での活用により、建設現場の生産性を高める。

また、みやぎ建設総合センターによる新技術に関する講座、東北インフラ DX 人材育成センターを活用した研修や東北土木技術人材育成協議会⁵による実践研修などにより、ICTを活用する技術者の知識・能力を養成する。業界団体においても、先進的に取組む会員企業のノウハウを共有する勉強会などを実施するなど、普及啓発活動を実施していく。

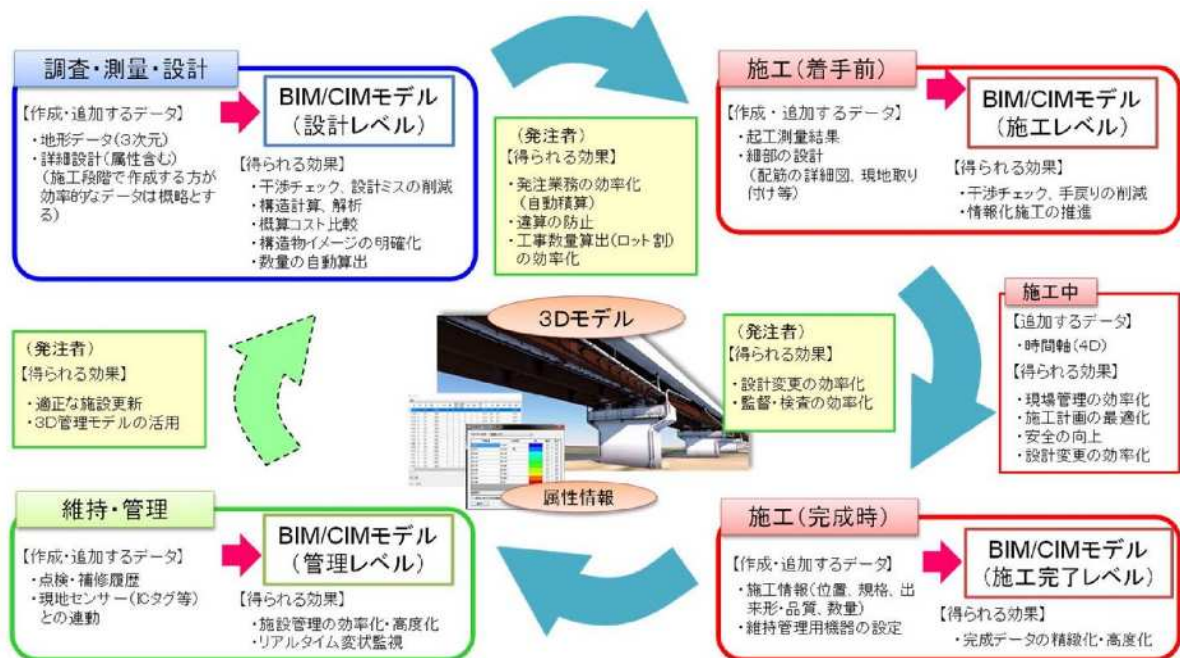
⁵ 東北土木技術人材育成協議会は、主に若手技術者を官民が連携し育成することを目的として、東北地方整備局が中心となり平成29年3月に設立された団体で、官民合同の講習会を実施している。

◇BIM/CIMによる3次元データの活用【継続】 実施主体:県・業界

計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても、情報を充実させながらこれを活用するなど、関係者間で事業全体にわたり情報を共有することで、一連の建設生産システムにおける受発注者双方の業務効率化・高度化につなげていく。BIM/CIMは、これまで建設関連業務において活用を進めてきており、今後、工事での活用を含め活用促進を図っていく。

業界団体においても、先進的に取組む会員企業のノウハウを共有する勉強会などを実施するなど、普及啓発活動を実施していく。

【図】 BIM/CIM 概念図



(出典) 国土交通省 BIM/CIM 事例集より抜粋

◇プレキャスト製品及びプレハブ工法の活用【継続】 実施主体:県

コンクリート構造物の設計において、工期短縮に伴う仮設費の縮減など本体工事以外の要素も考慮して比較検討を行った上で活用を図っている。

国土交通省では、設計段階において中型～大型のコンクリート構造物を対象に、建設地の地域性や個々の現場条件の違い等の施工費以外の効果や価値を考慮した比較検討に取り組んでいる。

県においても、建設現場における省力化・生産性向上の取組は重要であり、プレキャスト製品の更なる活用拡大を検討していく。

〈取組2〉施工時期の平準化の推進

公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が発生する傾向にある。工事の平準化が図られることで、休日の確保による技術者・技能者の処遇改善、年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化、人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用が可能となるなどの効果が期待される。また、品確法においては、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定されている。平準化の推進にあたり下記の施策に取り組む。

◇債務負担行為やゼロ県債等の有効活用【継続】 実施主体:県

大規模な工事や工程・気象条件などで年度内完了が困難な工事のほか、1年未満の工事に対しても施工時期の平準化を目的とした債務負担行為の設定を行い、年間を通じ安定した工事を供給する。

◇速やかな繰越し手続きによる適正な工期設定【継続】 実施主体:県

年度内に工事が完了できないやむを得ない事由が発生した場合や、工事発注前に既に繰越することが明らかな場合などにおいては、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始し、適正な工期設定を受注者に示すことで、余裕をもった人材・資機材の調達を促す。

◇現場施工の着手日を指定した工事の発注【継続】 実施主体:県

余裕期間制度の活用により現場施工時の「着手指定日」を指定し、受注者の計画的な工事施工体制と労働者や建設資材等の円滑な確保を図る。

〈取組3〉業務効率化の促進**◇工事情報共有システムの普及促進【再掲】 実施主体:県・業界**

基本目標1 担い手の確保・育成 施策1 働き方改革の推進
取組4 時間外労働の是正 参照

◇遠隔現場臨場やウェブ会議等リモート技術の活用【再掲】 実施主体:県・業界

基本目標1 担い手の確保・育成 施策1 働き方改革の推進
取組4 時間外労働の是正 参照

◆書類の簡素化・統一化【再掲】 実施主体:県

基本目標1 担い手の確保・育成 施策1 働き方改革の推進
取組4 時間外労働の是正 参照

施策2 DXの推進

【現状と課題】

- 生産年齢人口が減少する中では、デジタル技術やデータの活用により、少ない人数で仕事を遂行できるよう、建設産業の仕事のあり方そのものを変革していく必要がある。
- DXを中小規模の企業で進めていくためには、それに対応する人材を確保することが難しい状況がある。

【施策の方向性】

- 中小建設業者を念頭にDX推進を支援
- 現場とバックオフィスの分業化に向けた企業の取組、人材育成の支援

〈取組1〉建設企業のDX推進とデジタル人材育成

◆DX推進支援【新規】 実施主体：県・業界

中小建設業者におけるICT機器の導入や、現場管理ソフトウェア等の導入によるDXを推進していく。県中小企業支援室において、アドバイザー派遣やデジタル技術導入経費の補助を行う「中小企業等デジタル化支援事業」や、中小建設企業においては、個々に対応することが困難なこともあるため、中小建設企業がグループで実施する業務の共同化による経営の効率化を支援する「中小企業等共同化チャレンジ事業」などを実施し、建設企業へ活用を促すため、周知を行っていく。

業界団体においても、先進的に取組む会員企業のノウハウを共有する勉強会などを実施するなど、普及啓発活動を実施していく。

◆バックオフィス分業化の促進【新規】 実施主体：県・業界

工事施工に係るデータ整理や書類作成等の業務を現場技術者から分業化し、作業の効率化を図るとともに、これらの業務のDXを推進することで、多様な働き方が可能となり、多様な人材が働きやすい職場環境の実現に繋がる。バックオフィスにおいてこれらの業務にあたるデジタル人材（DXアドバイザー・建設ディレクター）の育成を促進していくため、県産業デジタル推進課で開催している中小企業等におけるデジタル人材育成支援のための研修についても建設企業へ周知を行うなどの取組を行っていく。

このほか、DX推進支援と同様、県中小企業支援室の各種事業との連携や、業界団体における勉強会等の実施により普及啓発活動を行っていく。

〈取組2〉各種手続きの電子申請化推進〉

◆建設業許可関係申請・届出等の電子申請利用及びキャッシュレス化促進【新規】 実施主体：県

定期的に手続きが必要となる建設業許可関係の申請・届出、経営事項審査の申請、入札参加資格登録の申請のほか、解体工事業の登録などについては、窓口において対面での対応や紙媒体による申請が必要であったが、これらの手続きを電子化し、手数料の支払についてもキャッシュレス化することで、窓口へ来庁する手間と時間の削減と利便性の向上に取り組む。

施策3 技術力・専門力の強化及び評価

【現状と課題】

- 担い手不足が深刻化する中で、限られた人材の有効活用や新技術の積極的な導入など、建設現場における生産性の向上が課題となっている。
- 特に、現場の施工力を高めるためには、下請の専門工事業者の技術力・専門力の向上が重要となる。

【施策の方向性】

- 建設企業自らが行う技術力・専門力の向上に資する取組の支援
- 産学官連携による技術力向上のための技術開発、事業化への取組の支援

〈取組1〉技術力・専門力の向上支援

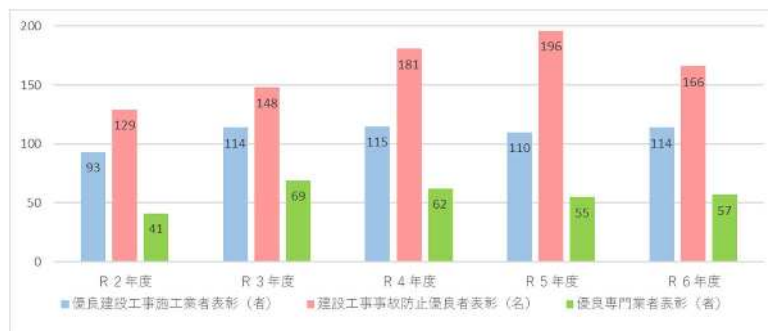
◇工事成績考査結果の公表【継続】 実施主体: 県

工事検査の公平性・透明性の確保と、企業の技術力・専門力の向上を目的として、前年度に完成し考査を行った契約額が5百万円以上の工事を対象に、平成30(2018)年度から工事成績考査結果を出納局検査課 HP で公表している。今後も、引き続き継続して実施していく。

◇表彰制度を活用した技術力向上等への支援【継続】 実施主体: 県

宮城県が発注する建設工事において、他の模範となる優良な県内建設企業、特に安全に努めている技術者、優良な建設工事に貢献した専門工事業者に対する表彰を実施している。引き続き各表彰を継続し、技術力・専門力の向上を図っていく。

【図】 宮城県優良工事施工業者・建設工事事務防止優良者・優良専門業者の表彰実績



宮城県優良工事施工業者表彰の様子

◇産学官連携による技術力向上支援【再掲】 実施主体: 県・業界

基本目標 1 担い手の確保・育成 施策 2 多様な人材の活躍及び定着
取組 4 若者の人材育成 参照

第4節 基本目標3「経営の安定・強化」を推進する施策

施策1 社会情勢の変化に合わせた経営支援

【現状と課題】

- 復興需要の収束による建設投資額が減少した中、建設企業は2024年問題やDXへの対応、気候変動に伴う暑さ対策への対応など、多くの経営課題への対応に迫られている。
- そのような中で、社会資本や雇用の維持に貢献する地域の優良な建設企業が、存続し持続的に発展していくためには、安定した経営基盤を構築することが課題となる。

【施策の方向性】

- 建設企業が社会環境の変化に対応しうる経営力の向上に向けた支援

〈取組1〉経営力の向上支援

◇建設業総合相談窓口等を活用した支援【継続】 実施主体：県・業界

経営戦略についてのアドバイスを必要としたり、新たな投資や融資を受けることで、経営の安定及び強化を図ろうとする建設企業に対し、県事業管理課に設置している建設業総合相談窓口を活用した効果的な支援策や助成制度等の紹介を行う。あわせて、「建設業支援ガイドブック」の更新やホームページ等を通じて支援策等の情報を積極的に発信していく。

県雇用対策課の事業である生産性の向上や経営管理などの経営課題を解決し企業の成長戦略を具現化していく「プロフェッショナル人材」のマッチングサポートを行っている窓口についても周知し活用を促していく。

また、業界団体においても、会員向けの相談窓口において、経営相談に対応する。



◆地域建設業経営強化融資制度等を活用した支援【継続】 実施主体：業界

宮城県建設業協同組合による地域建設業経営強化融資制度や（一財）建設業振興基金による下請セーフティネット債務保証を実施していく。

◇建設産業振興に関する講座等による支援【継続】 実施主体：県・業界

専門家を講師に迎え、BCPの策定と運用、DXの推進、外国人労働者の活用による担い手の確保などについて、建設産業振興支援セミナーの開催や、（一財）みやぎ建設総合センターが行う事業と連携しながら、効果的かつ専門的な講座等を開催し、建設企業の安定した経営基盤の構築を支援する。

業界団体においても、経営課題について勉強会等を実施するなど、会員企業の経営力向上に向けた取組を実施する。

施策2 将来を見通せる環境整備

【現状と課題】

- 震災復興期間における建設投資額の急増と急減は、建設企業の中長期的な経営戦略の立案を困難にさせたが、地域の優良な建設企業が持続していくためには、中長期的な仕事量の見通しのもとに戦略的経営を行い、安定的な収益を確保することが極めて重要となる。

【施策の方向性】

- 中長期的な公共投資や発注の見通しの公表
- 設計書の審査徹底などによる適正な予定価格の設定

〈取組1〉中長期的な公共投資見通し等の公表

◇中長期的な公共投資見通しの公表【継続】 実施主体:県

「宮城県土木・建築行政推進計画（2021～2030）」において、計画期間10年間の計画投資額、及び、当該計画の実施計画である「宮城県土木・建築行政推進計画アクションプラン（中期）」において、中期3年間に実施する事業名、事業費などの中長期的な公共投資額見通しを公表する。

◇発注見通しの公表【継続】 実施主体:県

入札及び契約の透明性・競争性を確保、計画的な入札参加機会の確保及び入札不調の防止を図るため、年度ごとの発注見通しについて、年4回の公表を維持するとともに、具体的な工事内容が把握できるよう公表内容の充実を図る。また、国土強靱化予算による補正予算や災害発生時の災害復旧工事に係る発注見通しなどを臨時で公表する。

〈取組2〉適正な利潤を確保可能とする予定価格の設定等

◇的確な審査体制による積算【継続】 実施主体:県

設計書審査チェックシートを活用し、予定価格の適正な積算の徹底を図る。また、施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合などにおいては、設計変更ガイドライン及び工事一時中止ガイドラインに基づき、請負代金や工期の適切な変更を行う。

◇最新の積算基準及び単価適用による適正な予定価格の設定【継続】 実施主体:県

毎年、国の実態調査を踏まえた最新の積算基準に改定している。高騰する建設資材に対応するため、刊行物調査頻度を毎月実施し、設計単価へ反映を行っているほか、国と同様にスライド条項の柔軟な運用を実施し、最新の取引価格を反映し予定価格を設定している。現物価上昇のスピード感に合わせて単価を反映していくため、今後も取組を継続していく。

◆スライド条項の適用による労務費の価格転嫁推進【再掲】 実施主体:県

基本目標1 担い手の確保・育成 施策1 働き方改革の推進

取組1 適切な賃金水準の確保 参照

施策3 法令遵守の強化推進

【現状と課題】

- 建設投資額のピークアウト後も建設業許可業者数は震災以前より約 1,000 社増加した状態であり、企業間の受注競争が激化していることが推察できる。
- 過剰な競争や人手不足は法令遵守の意識低下を招く恐れがあるほか、第3次担い手三法においても、新たに規定された下請け業者への労務費しわ寄せ防止などに対応し、健全な競争環境を維持していく必要がある。

【施策の方向性】

- 法令遵守の推進、法改正内容の周知のほか、不良不適格業者への指導監督
- 元請と下請との適正な関係の確保に向けた指導徹底

〈取組1〉法令遵守の推進と不良不適格業者への指導監督

◇立入検査等の実施【継続】 実施主体: 県

建設企業の法令遵守の促進と不良不適格業者への指導監督を徹底するため、営業所や現場への立入検査、必要な聴取等を実施する。また、許可を受けずに建設業を営む者に対しても、許可が必要な工事を請負うなどの法令違反の通報があった場合には、調査を実施し法令遵守の啓発と必要な指導を行う。

◇建設業法令遵守の推進及び普及啓発活動の展開【継続】 実施主体: 県

「第3次・担い手3法」の施行により、建設業法で著しく低い金額による契約が受発注者双方において禁止されるなど建設企業に求められるコンプライアンスの重要性が増していることから、法令遵守ハンドブックの周知や、国土交通省東北地方整備局などとも連携して法令遵守講習会の開催など、建設業法等の理解促進と法令遵守のための普及啓発活動を展開する。

〈取組2〉適正な元請・下請関係の促進

◇「建設業法令遵守ガイドライン」の周知【継続】 実施主体: 県

国土交通省が策定している『建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー』を周知し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図る。

◇「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づく指導【継続】 実施主体: 県

県工事においては「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づき、下請契約する前に、事前に下請負人に係る工事費内訳書の提出を求め、その妥当性を確認を行っている。また、令和6(2024)年度より、法定福利費の妥当性についても確認したうえで承認している。引き続き、「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に基づき、元請負人と下請負人の適正な関係の確保に向け指導を行っていく。

施策4 適正かつ公平な市場環境の整備

【現状と課題】

- 人口減少・少子高齢化の進展に伴う担い手の不足や、建設投資額の減少に伴う受注機会の減少など建設産業を取り巻く環境はより厳しさを増しており、地域の建設企業等が健全な経営を持続していくためには、受注機会の確保が重要となっている。地域によっては、地元企業の受注が厳しい状況も確認されていることから、市場の公正な競争環境の整備を図りつつ、受注機会の確保を図ることが課題となっている。

【施策の方向性】

- 公平な市場環境整備のための入札・契約制度の適時改正と適切な運用と受注機会の確保

〈取組1〉入札契約制度的な運用・改善

◆技術提案チャレンジ型の適切な運用【新規】 実施主体:県

県工事への新規参入や受注実績の少ない企業の受注機会の拡大を図ることを目的に、建設工事及び建設関連業務の総合評価落札方式において、過去の受注実績に関する評価項目を無くし、施工計画等の割合を高くした「技術提案チャレンジ型」による発注を適切に運用していく。

◆入札参加条件の改善【新規】 実施主体:県

近年、一部の地域では管外企業の算入割合が高く、地元企業の受注が厳しい状況となっていることから、「地域の守り手」である地元企業の受注機会の確保を図るため、入札参加条件の見直しを図る。

◇総合評価落札方式の効果検証と改善【継続】 実施主体:県

総合評価落札方式において、国や業界の動向、建設業における時間外労働の上限規制など社会的要請を踏まえ、入札動向や実施状況を見ながら、価格と品質に優れた調達を推進及び県内企業の育成が図られるよう評価項目などの改定を行う。

〈取組2〉ダンピング対策強化

◇低入札調査基準価格及び失格判断基準の適切な設定・活用【継続】

実施主体:県

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請け業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金などの労働条件悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障をきたす恐れがるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の要因となるなど、建設業の健全な発展を阻害するものであることからこれを防止し、適正な金額で契約締結することが必要である。このため、国の改定状況や落札率等の入札状況を分析・評価し、適切に低入札調査基準価格及び失格判断基準の運用を図る。

◆標準労務費の勧告を踏まえた著しく低い労務費等に対する指導【再掲】

実施主体:県

基本目標1 担い手の確保・育成 施策1 働き方改革の推進

取組1 適切な賃金水準の確保 参照

第5節 基本目標4「地域力の強化」を推進する施策

施策1 地域建設業の持続性の確保

【現状と課題】

- 公共投資額の減少など建設産業を取り巻く環境はより厳しさを増しており、地域の社会資本の整備・維持管理を担う地域建設業が、将来的に各圏域において必要とされる建設企業の数、規模が充足できなくなる可能性がある。
- 維持管理を担う地域の建設企業が持続していくため、確実な事業承継を行っていく必要がある。

【施策の方向性】

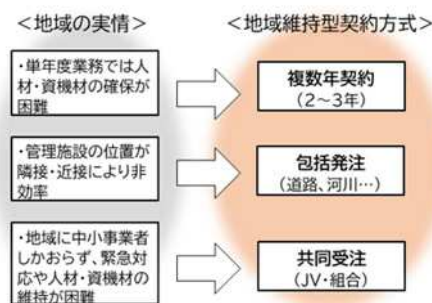
- 地域における社会資本の維持管理に資する入札契約制度の活用推進
- 地域の中小建設企業の確実な事業承継への支援

〈取組1〉地域における社会資本の維持管理に資する入札契約制度の構築及び普及

◇地域維持型契約方式の活用【継続】 実施主体: 県

就業者の高齢化・若手技術者の減少、公共投資額の減少により維持管理や除雪など地域を支える担い手の確保が重要となっている。地域の維持に不可欠な維持管理業務について、地域ごとの実情に応じて、複数年契約・包括発注・共同受注による発注方式である「地域維持型契約方式」を適切に活用し、普及・浸透を図る。

【図】 地域維持型の適用の考え方



◆技術提案チャレンジ型の適切な運用【再掲】 実施主体: 県

基本目標3 経営の安定・強化 施策4 適正かつ公平な市場環境の整備と受注機会の確保
取組1 入札契約制度の的確な運用・改善 参照

◆入札参加条件の改善【再掲】 実施主体: 県

基本目標3 経営の安定・強化 施策4 適正かつ公平な市場環境の整備と受注機会の確保
取組1 入札契約制度の的確な運用・改善 参照

◇総合評価落札方式の効果検証と改善【再掲】 実施主体: 県

基本目標3 経営の安定・強化 施策4 適正かつ公平な市場環境の整備と受注機会の確保
取組1 入札契約制度の的確な運用・改善 参照

〔取組2〕専門性の高い維持管理技術者の確保・育成

◇専門性の高い民間維持管理資格の配置管理技術者等への活用【継続】 実施主体：県・業界

建設関連業務の配置管理技術者等において、国土交通省資格に登録された点検・診断等の民間維持管理資格の活用を図る。また、維持管理に精通した技術者育成のため、センターと連携し、研修会等の開催や新たな民間資格の活用方法の検討を行う。

【図】 国土交通省登録資格（令和6（2024）年2月現在）

分野	主な施設等名	資格数
維持管理分野（点検・診断等業務）	橋梁、トンネル、舗装、砂防施設など	293資格
計画・調査・設計分野	道路、橋梁、河川、ダム、海岸など	81資格
横断型分野	測量（UAV測量）	1資格

◆維持管理長期功労者表彰の実施【新規】 実施主体：県

現場代理人の地位向上と意欲の高揚を図ることを目的に、公共土木施設の維持管理において、災害発生時や苦情対応など、夜間休日を問わず対応し、長期にわたって継続的に従事した現場代理人を表彰するもので、令和6年度から開始している。維持管理業務に携わる技術者の確保につながるよう継続して実施していく。

〔取組2〕事業承継支援

◆事業承継支援【新規】 実施主体：県

中小建設企業が事業承継を行っていくにあたっての課題や手続き等について、専門家に相談、助言が受けられる宮城県事業承継・引継ぎ支援センターの事業承継相談窓口の周知を行うなど、県中小企業支援室とも連携を図りながら、地域の中小建設企業における円滑な事業承継を促す。

施策2 災害対応の知見を生かした災害発生時の対応確保

【現状と課題】

- 東日本大震災や令和元年東日本台風、令和4年7月豪雨など、気候変動等の影響による自然災害が本県においても頻発化・大規模化している。
- 東日本大震災においては、発災直後から応急復旧活動等に迅速かつ適切にその力を発揮した経験を活かし、今後さらに、災害対応力を強化していくことが重要である。

【施策の方向性】

- BCPの更なる充実と防災協定による連携体制の確保
- 発災直後に求められる「地域の災害対応力」の強化
- 建設資材の安定供給に向けた関係機関との連携体制の構築

〈取組1〉地域の災害対応力の強化

◇地域建設企業のBCP策定に係る普及啓発【継続】 実施主体：県・業界

地域の建設企業は、自然災害や感染症等の様々な事態に直面しても事業を継続していくことが求められるが、建設業団体のBCP策定率は16.4%（令和6年7月）と未だに低調であることから、「宮城建設産業BCPモデル」を周知するほか、県の中小企業支援室では、BCPに対する理解を深め、策定に取り組むことを支援する各種セミナーの開催や、策定したBCPを実践するために必要な設備・物品等の導入を支援する「中小企業等BCP・事業継続力強化計画実践支援事業」を実施していることから、業界団体と協力してこれら制度の積極的な活用を促し、BCPの普及促進を図っていく。

◆地域建設産業の災害対応力強化支援【新規】 実施主体：県

地域建設産業は「地域の守り手」として、防災協定をはじめ、発災直後においては被災調査や応急対応にあたるなど地域防災には必要不可欠な存在となっている。来る災害に備え、県の防災力のならなる強化に向けて、県内建設企業等が日頃より取り組む防災体制の構築や災害対応力の強化等に資する取り組みに対して、県がその費用の一部をハード・ソフトの両面から支援する。

▼「地域建設産業災害対応力強化支援補助事業」の概要

	I型ハード		II型ソフト	
事業の柱	災害への 備え	災害への 対応力	災害への 備え	災害への 対応力
事業目的	備蓄資機材整備等 ICT関連機材の整備		BCP策定、防災訓練など ICT導入サポートなど	
補助率	5/10以内		10/10以内	
金額	下限額 15万円 ～ 上限額 100万円		下限額 15万円 ～ 上限額 30万円	
条件	・県内に本店(本社)を有する企業 ・県内入札参加登録資格を有する企業 ・BCP策定済、もしくは事業期間内に策定する企業 (本事業によりBCP策定する企業を含む)			

◇地域建設企業等との防災協定に基づく連携体制の確保【継続】 実施主体：県・業界

県との防災協定に基づく連携体制の確保は、災害時の迅速かつ効果的な対応に不可欠なものとなっており、自治体や地域団体が協力し、資材や情報などを共有することで、被害の軽減と早期復旧が可能となる。特に、定期的な訓練を通じて、実効性のある連携体制を構築することが重要であることから、地域建設企業等との防災協定に基づく訓練等により地域全体の防災力の維持・向上を図る。

◆**地域建設企業における防災訓練の実施【新規】** **実施主体: 業界**

各建設業団体や建設企業において、防災協定に基づくもの以外にも、独自の防災訓練を定期的に実施し、迅速な災害対応の実現に向けて体制の強化を図る。

◇**災害発生時の緊急時における随意契約制度の活用【継続】** **実施主体: 県**

平常時に発注する工事においては、競争性や公正性の確保の観点等から、一般競争入札方式を原則適用している。しかしながら、近年頻発・激甚化する災害時には、発災直後の被害状況把握や応急復旧は、緊急度が高く、迅速かつ円滑に実施される体制の整備が求められる。このため、復旧事業に係る工事や業務の発注においては、随意契約制度など平時とは異なる入札契約制度を適切に選定することにより、緊急を要する応急工事等の円滑な執行を図る。

◇**建設資材の安定供給に向けた連携確保【継続】** **実施主体: 県・業界**

建設資材の安定的確保等を図ることを目的に、発注機関、建設業者団体、資材業社団体、資材等調査機関で構成する建設資材東北地方連絡会を設置し、建設投資の見通し及び建設資材の需給見通しについて情報交換、調査等を行っている。

建設工事に使用する主要建設資材について、供給の逼迫が生じないように、各発注機関での需要見通しを調査し、年2回開催される建設資材東北地方連絡会の場で情報交換を行っている。引き続き、県内の発注機関、建設業団体、資材業者団体で組織される「建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会」を活用し、建設資材の安定供給に向けた円滑な連携体制を確保していく。

第6章 数値目標及び進行管理

第1節 基本目標ごとの数値目標

本プランの適切な進行管理のため、基本目標ごとの達成度を示す指標及び数値目標を設け、計画期間内（令和7（2025）年度～令和9（2027）年度）での達成を目指す。

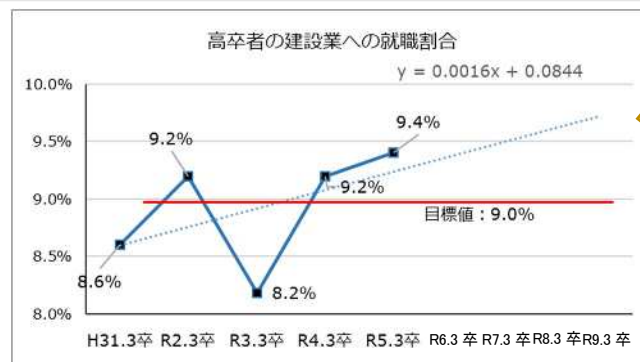
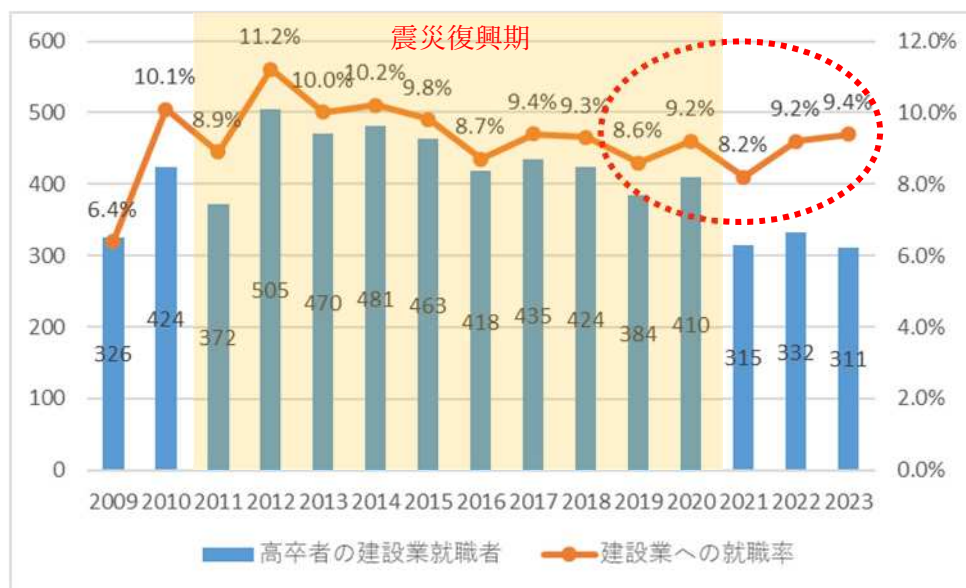
1 基本目標1「担い手の確保・育成」

〔指標 ①〕 高卒者の建設業への就職割合

〔数値目標①〕 9.5%以上

- 若年層の担い手の確保に向けて、就労環境の改善やイメージ向上の取組を行っていくことから、県内高等学校の新規学卒者の建設業への入職状況を第三期プランから引続き、指標とする。
- 第三期プランでは、9.0%以上を目標数値として設定していたところ、令和5年3月卒業生では9.4%と目標数値を上回っている。本プランにおいては、前プラン期間の入職率の増加ペースを維持していくことを目指し、9.5%以上を目標数値に設定する。

▼高卒者の建設業への就職割合と就職者数



（出典）「学校基本調査結果報告書」（県統計課）

〔指標②〕建設業における完全週休2日の週休制度導入率

〔数値目標②〕60%以上

- 担い手の確保には、他産業と遜色の無い労働環境の整備が必要であり、他産業では完全週休2日制が広く浸透していることから、働き方改革・就労環境の改善に、継続して取り組んでいく必要があるため、前プランから引続き指標として設定する。
- 前プランでは、他産業との競争となることが見込まれることから、同じ第2次産業で比較対象になることが多い「製造業」レベルの以上を目指すこととして、53%以上を目標値としていたが、42.9%と目標を下回っている。
- 今プランでは、なお一層、他産業との担い手確保の競争力を強化するため、全産業の平均値の現状（令和5年度：60.8%）を踏まえ、60%以上を目指す。

▼完全週休2日の週休制度導入率



（出典）労働実態調査結果（県雇用対策課）より作成

（注）「完全週休2日の週休制度導入率」は、「労働実態調査」において、正社員の週休制について、「完全週休2日制」及び「完全週休2日制より多い」と回答した企業の割合。

- しかしながら、建設業の中には、天候の影響や現場の状況により完全週休2日を確保することが困難な場合もある。そのため、この指標を補完する参考指標として、【県工事における4週8休達成率】を設定する。

〔参考指標〕建設業における完全週休2日制の実施率

〔数値目標〕100%

- 令和6年4月より建設業においても「罰則付き時間外労働上限規制」が適用になったことを踏まえ、県発注工事では、令和6年4月より、原則すべての工事を週休2日工事で発注していることから、目標達成率を100%に設定する。

▼県工事における4週8休の割合

年度	令和4年度	令和5年度
4週8休達成率	15.1%	32.2%

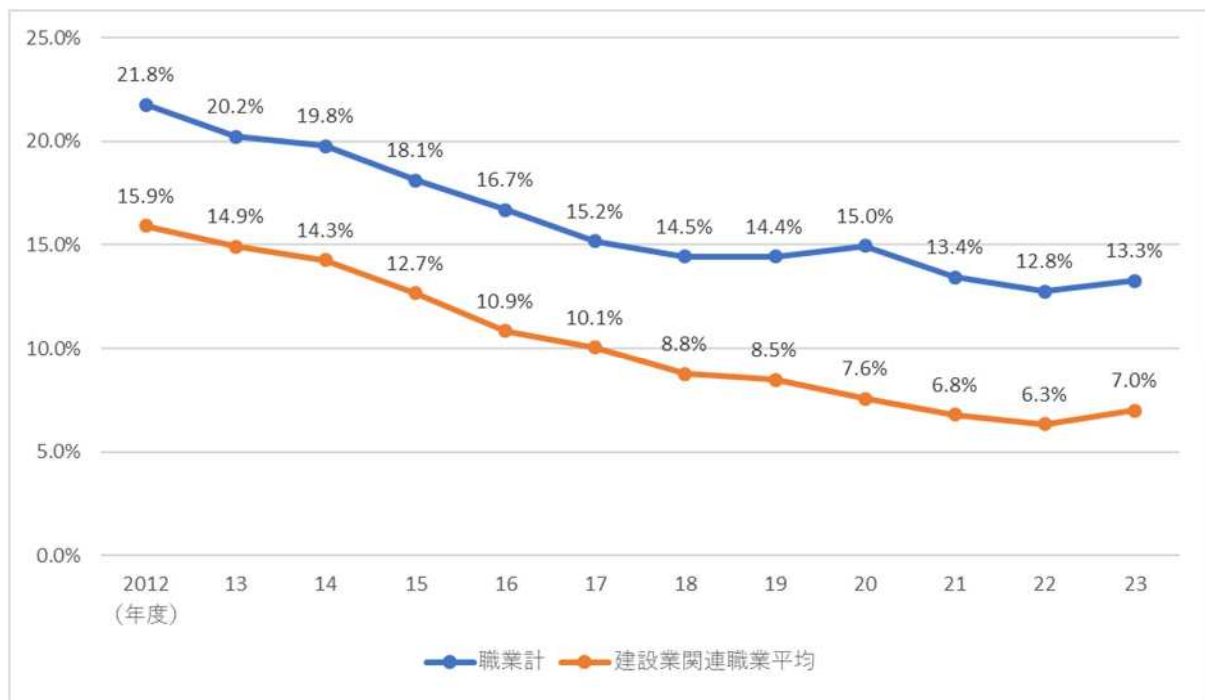
※各年度に完了した工事を対象に集計

〔指標③〕 求人に対する充足率

〔数値目標③〕 令和9年度時点の全業種平均値

- 現状、高齢化と担い手不足は一層深刻化し、建設業者は高校・大学新卒者だけでなく、中途採用についても積極的に採用活動を行っている中、今後はさらに多様な人材による担い手の確保が求められる。しかし、建設業関連職種の有効求人倍率は年々上昇する一方、対する充足率は年々下降している。
- 担い手確保に向けた入職促進の取組みや建設業のイメージ向上に向けた取組を実施していくことから、目標指標として新たに、求人に対する充足率を採用する。
- 建設関連職業の現状が軒並み全職業平均を下回っている現状を踏まえ、他産業に負けない担い手確保の競争力を強化するため、建設関連職業の平均値が全職業の充足率と同レベルに改善することを目標とする。

▼建設業関係職種の充足率【再掲】



(出典) 職業安定業務統計 (厚生労働省) から県事業管理課が作成

(注) 本プランにおける「建設業関連職業」は、「職業安定業務統計」における「建築・土木・測量技術者」「建設躯体工事従事者」「建設従事者」「電気工事従事者」「土木作業従事者」をいう。

2 基本目標2「生産性の向上」

〔指 標〕 I C T施工実施率

〔数値目標〕 1 0 0 %

- 担い手不足の環境においても、建設企業が持続していくためには、個々の企業の生産性向上が不可欠であり、その手段として ICT 施工や DX の推進が注目されていることから、目標指標として県工事における【ICT 施工実施率】を設定する。
- 建設現場における省人化・生産性向上に取り組むため、国が「i-Construction 2.0」を策定したこと、国が令和7年度より ICT 施工を原則化すること、近年社会全体で DX の取組が進展していることなどを踏まえ、目標数値は、100%とする。なお、【ICT 施工実施率】は、ICT 対象工事に対する ICT 施工を実施した工事の割合とする。

▼県工事における I C T施工実施率

年度	R3	R4	R5
ICT 施工実施率	47.0%	60.5%	68.9%

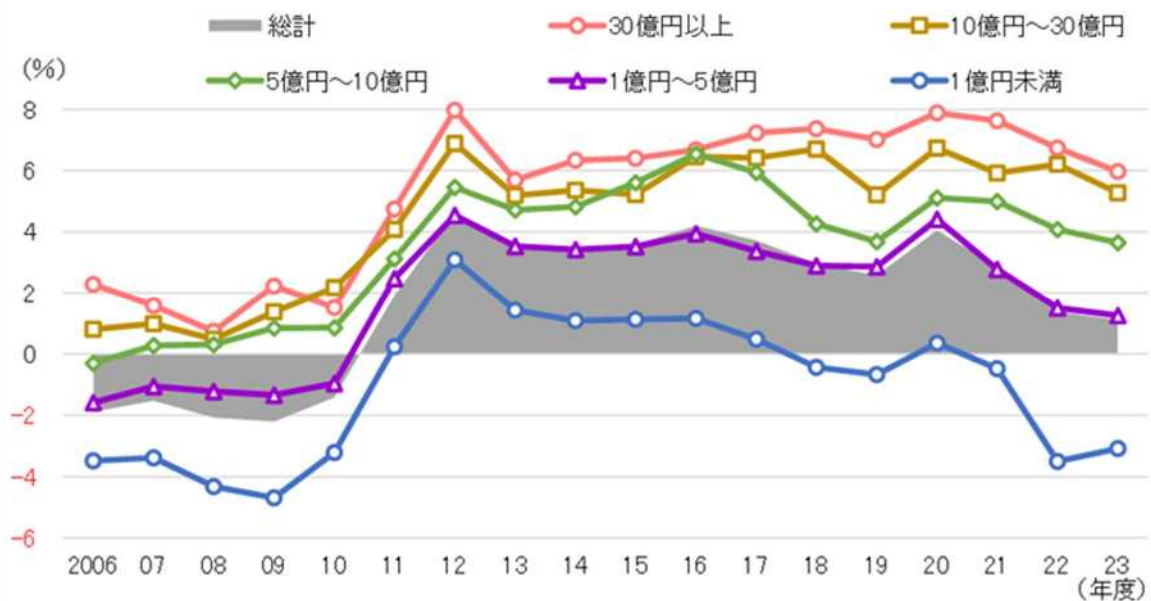
3 基本目標3「経営の安定・強化」

〔指標①〕 売上高経常利益率

〔数値目標①〕 2.50%以上 ※東日本建設業保証（株）の数値による

- 今後も続くことが想定される厳しい経営環境下においても、「地域の守り手」の役割を担う建設企業が将来にわたって持続していくためには、一定の利益を確保し経営の安定を図る必要があることから、前プランから引続き、企業の収益性を示す売上高経常利益率を指標とする。
- 前プランにおいては、3.0%を目標値に設定していたが、現況値は1.11%と低水準になっている。震災復興需要が収束した建設投資額や直近の経営環境の変化に対応しながらも、安定した経営を持続していくことが求められることから、近年中に東北地区の平均（2.45%）レベルまで回復させることを目指し、2.50%を目標値に設定する。
- 売上高規模別では、一定規模以下の建設業者において売上高経常利益率が確保できていない状況であることから、正確に実態を捉えるため規模別に数値を把握していく。

▼売上高規模別の売上高経常利益率【再掲】



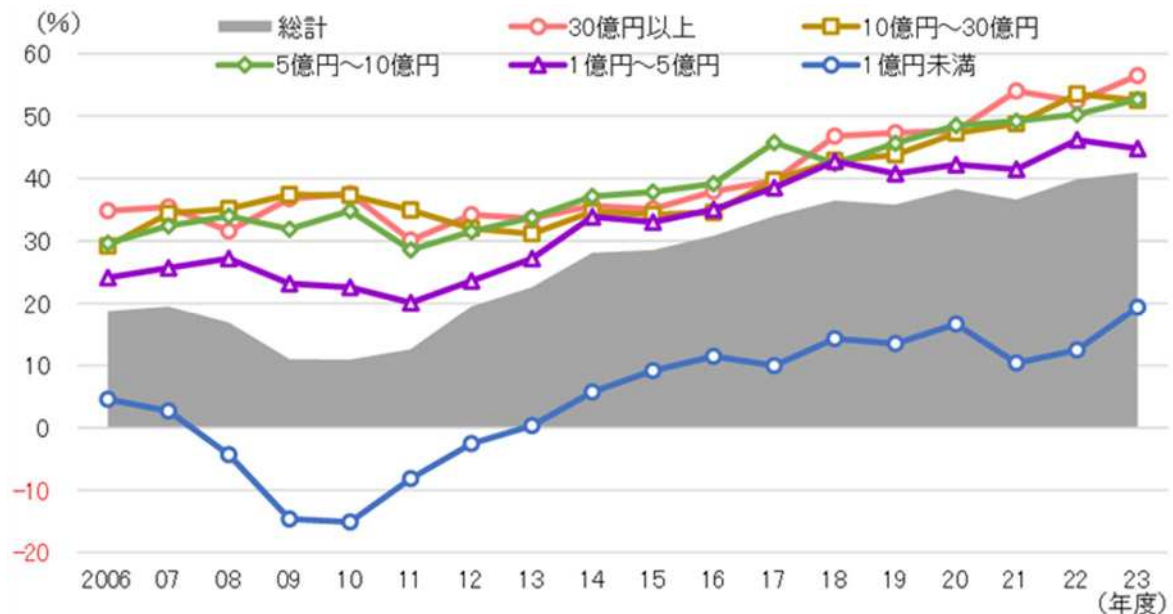
（出典）東日本建設業保証株式会社「建設業の財務統計指標」より作成

〔指標②〕 自己資本比率

〔数値目標②〕 47.00%以上 ※東日本建設業保証（株）の数値による

- 「地域の守り手」として存続していくためには、企業の単年ごとの収益性だけに囚われず、企業の持続性に着目し、経過を観察していく必要があることから、企業の中長期的な経営の健全性を表す自己資本比率についても、指標に設定する。
- 小規模な建設企業においても経営の健全性を安定・強化させていくため、事業規模別に自己資本比率を把握していく。
- 目標数値については、令和5年度の現況値が41.00%と東北地区(47.05%)や東日本(42.90%)の平均値より低い状況であることを踏まえ、他県と同レベルの経営の健全性を維持していくことを目指して、東北地区平均と同レベルの47.00%を目指す。
- ただし、売上高規模別では、一定規模以下の建設業者において、自己資本比率が低水準で推移していることから、売上高経常利益率と同様に、規模別に数値を把握していく。

▼売上高規模別の自己資本比率【再掲】



(出典) 東日本建設業保証株式会社「建設業の財務統計指標」より作成

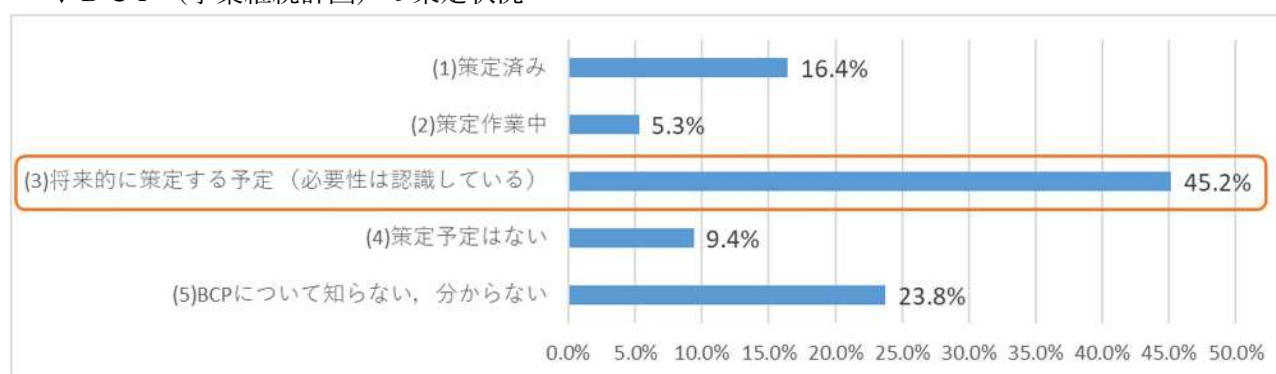
4 基本目標4「地域力の強化」

〔指標①〕建設業団体及び県工事受注業者のBCP策定率

〔数値目標①〕50%以上

- 災害発生時等の緊急時に地域建設業に期待される役割を果たしていくため、各建設企業で即応できる体制を構築・維持していくことが必要であるため、前プランから引続き、BCP策定率を指標とする。
- 建設企業には広くBCP策定が望まれ、必要性を認識している建設企業も一定数いるなかで、前プラン期間中にはBCP策定が広まらなかったことを踏まえ、「将来的に策定する予定」としている建設企業（45.2%）の半数以上がBCPを策定することを目指し、全体として策定率50%以上を目標値に設定する。

▼BCP（事業継続計画）の策定状況



（出典）「建設産業振興に関するアンケート調査」（R6.6 県事業管理課）

〔参考指標〕 県工事における地元企業の受注割合

〔数値目標〕 現況値より上昇

- 地域建設業は「地域の守り手」として、社会インフラの整備や維持管理、そして頻発化・激甚化する自然災害への対応など、重要な役割を担っている。このため、地域建設業が一定の競争力を保ちつつ、地元の担い手を雇用しながら企業が安定的な経営をしていくことが求められる。地域建設業が安定して経営できる環境を整えることは、地域全体の安全と発展に直結し、特に、災害時には迅速な対応が求められるなど、地域に根ざした建設業者の存在は不可欠となっている。
- 地元企業の受注割合は、県内全域でみると、近年、減少傾向となっており、一部では6割程度となっている地域もあり、震災前と比べても地元企業が受注している割合は低下している。
- このために、県が発注する工事の過半数を占める「土木一式工事」における【地元企業の受注割合】を参考指標として設定する。
- 数値目標については、災害復旧工事などの突発的な工事や年度により事業個所等のバラつきがあること、市場環境が地域により異なることを踏まえ、具体的な数値目標は定めず、現況値を上昇させることを目指す。
- なお、数値の状況等について、業界団体とも意見交換を行いながら、適切な市場環境の構築に努めていく。

▼県工事（土木一式工事（S～C 等級））における地元企業の受注割合

項目	R3	R4	R5
地元企業の 受注割合（②/①）	81.3%	81.6%	80.0%
工事件数①	289	282	325
地元企業受注②	235	230	260

第2節 進行管理

取組の実施主体となる建設業団体、行政機関等で構成する「みやぎ建設産業振興プラン推進会議」を開催し、施策の取組状況や数値目標の動向等を毎年度評価・改善するとともに、次年度の取組に活かすなど、PDCAサイクルにより本プランの着実な推進を図る。

〈組織構成・役割イメージ〉

Plan（計画）	第4期みやぎ建設産業振興プラン										
Do（実行）	プランに基づき取組を実施 県をはじめとする行政機関と建設業団体が連携して取組を実行し、建設企業への取組成果の浸透を図る。  <pre> graph TD A[建設業団体] <--> 連携 B[建設企業] A <--> 連携 C[行政機関] C -- 支援 --> B </pre>										
Check（評価）	「みやぎ建設産業振興プラン推進会議」 施策を推進するにあたって、取組主体間の情報共有と会議構成員からの情報発信を行いながら、施策の成果を評価し、取組内容の改善を図る。 「みやぎ建設産業振興プラン推進会議」概要 <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成員</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県（事業管理課・経済商工観光部・教育庁）</td> <td rowspan="7"> ○ 年1回開催 ○ 各取組主体における取組計画及び実績の共有 ○ 目標指標の動向を確認、評価 ○ 施策の成果検証及び改善の検討 </td> </tr> <tr> <td>宮城県建設業協会</td> </tr> <tr> <td>みやぎ中小建設業協会</td> </tr> <tr> <td>宮城県専門工事業団体連合会</td> </tr> <tr> <td>みやぎ建設総合センター</td> </tr> <tr> <td>東日本建設業保証株式会社</td> </tr> <tr> <td>労働局 仙台市</td> </tr> </tbody> </table>	構成員		宮城県（事業管理課・経済商工観光部・教育庁）	○ 年1回開催 ○ 各取組主体における取組計画及び実績の共有 ○ 目標指標の動向を確認、評価 ○ 施策の成果検証及び改善の検討	宮城県建設業協会	みやぎ中小建設業協会	宮城県専門工事業団体連合会	みやぎ建設総合センター	東日本建設業保証株式会社	労働局 仙台市
構成員											
宮城県（事業管理課・経済商工観光部・教育庁）	○ 年1回開催 ○ 各取組主体における取組計画及び実績の共有 ○ 目標指標の動向を確認、評価 ○ 施策の成果検証及び改善の検討										
宮城県建設業協会											
みやぎ中小建設業協会											
宮城県専門工事業団体連合会											
みやぎ建設総合センター											
東日本建設業保証株式会社											
労働局 仙台市											
Action（改善）											